

令和7年度
包括外部監査の結果報告書

＜監査テーマ＞

こども・子育て支援に関する事務の執行について

前橋市包括外部監査人
新 井 勇 樹

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
5. 主な監査手続き	2
6. 監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人及び補助者	2
8. 利害関係	3
9. その他	3
第2 監査対象の概要	4
1. 前橋市のこども・子育てをめぐる現状－人口－	4
(1) 人口推移	4
(2) 人口ピラミッド	5
(3) 未就学児人口	6
(4) 0歳児人口（≡出生数）	7
(5) 合計特殊出生率	8
(6) 若年層同世代人口推移（出生コーホート）	9
(7) 第3期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）	11
2. こども・子育て支援の整理と前橋市の計画	13
(1) 少子化対策－こども・子育て政策の方針の変遷－	13
(2) 第七次前橋市総合計画	15
(3) 第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画	18
3. 前橋市のこども・子育て支援体制の概要	23
(1) 児童福祉費予算	23
(2) 所管部課と分掌事務	23
4. こども・子育て施設の概要	27
(1) 未就学児向け施設	27
(2) 放課後児童クラブ	30
(3) 児童館	31
第3 監査の結果及び意見	32
1. 監査対象事業	32
2. 監査指摘事項一覧及び概観	34
(1) 監査指摘事項一覧	34
(2) 監査指摘事項の概観	36

3. 全般的項目	38
4. 個別事業各論	41
01 障害児通所支援事業	41
02 障害者医療費	43
03 重度障害児者日常生活用具給付等事業	46
04 こども政策推進事業	48
05 災害遺児手当支給事業	50
06 災害遺児入学祝金贈呈事業	52
07 児童虐待防止事業	53
08 ひとり親家庭支援事業	58
09 児童養護施設等入所児童自立支援事業	67
10 ヤングケアラー支援事業	70
11 母子父子福祉事業	72
12 母子父子寡婦福祉資金貸付事業等	74
13 乳幼児等健康診査事業	79
14 母子保健医療給付等助成事業	84
15 児童館運営事業	89
16・17 公設児童クラブ運営事業・民間児童クラブ運営事業	92
18 施設等利用給付事業	96
19 こども預かりサービス補助事業	98
20 地域子育て支援拠点事業	102
21 子育てひろば事業	105
22 こども預かりサービス利用料補助事業	108
23 ファミリー・サポート・センター運営事業	111
24 一時預かり施設運営事業	114
25 保育人材確保対策事業	118
26 保育所管理運営事業	121
27 保育所委託事業	123
28・33 障害児保育補助事業（民間保育所）（認定こども園）	125
29 保育所施設運営補助事業	128
30・35 保育環境充実補助事業（民間保育所）（認定こども園）	131
31 認定こども園施設給付事業	139
32 一時預かり補助事業	142
34 認定こども園施設運営補助事業	145

※：4. 個別事業各論にて連番となっていないのは、包括外部監査実施上の便宜と報告書上の都合の兼ね合いによるものである。

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下において「自治法」という。）第252条の37第1項、第2項及び第4項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

こども・子育て支援に関する事務の執行について

（2）対象期間

原則として令和6年度（必要に応じて過年度及び令和7年度を含む。）

3. 事件を選定した理由

我が国の出生数は、昭和24年の269万6,638人をピークに、昭和50年以降は減少と増加を繰り返しながら減少傾向が続き、コロナ禍を経てその傾向に拍車がかかっている。そして、ついに令和6年の出生数は68万6,061人（「令和6年（2024）人口動態統計月報年計（概数）の概況」厚生労働省）と、想定されていたよりもはるかに早い時期に70万人を下回り、少子化が急激に進行している。

前橋市においても、出生数の減少は全国的な傾向の例にもれず、平成16年に3,000人を下回って以降逡減傾向にあったが、ここ数年で更に強まり、令和5年には1,892人となっている。

このような少子化の背景には、女性の社会進出が進む一方で、子育て支援体制が十分でないことなどから仕事との両立に難しさがあるほか、子育て等により仕事を離れる際に失う所得（機会費用）が大きいといったことが従来指摘されてきた。これに対して、国は平成24年に子ども・子育て支援法を制定し、待機児童解消に向けた取組の加速化や放課後児童クラブの受け皿整備、幼児教育・保育の無償化の実施といった少子化対策の量的拡充や多様性を推進し、さらに令和5年4月に「こども家庭庁」を創設したところである。

前橋市においては、子ども・子育て支援法に基づき「前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進しているが、当該計画は平成27年度からの5年間の第一期とし、次いで令和2年度から令和6年度までの5年間の第二期となっており、令和7年度からは第三期の計画期となっている。

また、前橋市は子育て関連予算を拡充させているところ、近隣市町村においても子育て施策を充実させようとしていることから、自治体間の施策競争となっている側面もあると思われる。そのため、子育て支援施策については、国家・社会的に注力している分野であるとともに、市民の関心が高い分野であると考えられる。

以上より、令和6年度に計画期間を満了した「第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を軸にして、子育て支援に関する事務を精査し、各種施策が適正かつ効果的に行われているかについて監査を実施する意義は大きいと認められるため、令和7年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象部署

こども未来部（こども政策課 こども支援課 こども施設課）、福祉部（障害福祉課）

(2) 監査の視点

- ① 事務の執行が、関係法令、規則及び諸規程、市の計画・方針等に準拠して適切に実施されているか。（合規性）
- ② 事務は計画に基づき適切に実施されているか。また、実行した手法や実施内容は効果的なものであったか。（有効性）
- ③ 事務の執行は、経済的、効率的に行われているか。（経済性及び効率性）
- ④ 事務の執行にあたって、市民、事業者、庁内との連携は適切に行われているか。（透明性）

5. 主な監査手続き

- (1) 前橋市子ども・子育て支援事業計画をはじめ、国で策定した子育て支援施策に関する資料を閲覧するとともに、関連法規・条例の確認を行う。（概要把握）
- (2) 事務に関する資料の閲覧を行い、担当者に質問をし、関係法規への準拠性をはじめ、各監査の視点に基づき検討する。（個別監査）
- (3) 必要に応じて現地視察を行う。（現地視察）
今回、令和6年10月1日に開設された前橋すくすくこども館への視察を実施した。

6. 監査の実施期間

令和7年6月1日から令和8年3月20日まで

7. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 新井 勇樹

(2) 補助者

公認会計士 田中 陽子

公認会計士 武藤 善行
公認会計士 星野 圭亮
公認会計士 南雲 拓也
公認会計士 齋藤 嘉輝
弁 護 士 古平 弘樹

8. 利害関係

前橋市と包括外部監査人及び補助者との間には、自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

9. その他

- (1) この報告書は、自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 各所管課に対しての改善意見であっても、項目によっては市全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の金額については、ことわりがない限りは千円単位である。また、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 年代表記は元号をベースとしたが、人口に関しては、連続的視認性の観点から西暦表記としている。
- (5) 「こども」、「子ども」の表記につき、政策については「こども・子育て政策」としているが、ほかは原則的に元の表記に合わせている。

第2 監査対象の概要

1. 前橋市のこども・子育てをめぐる現状－人口－

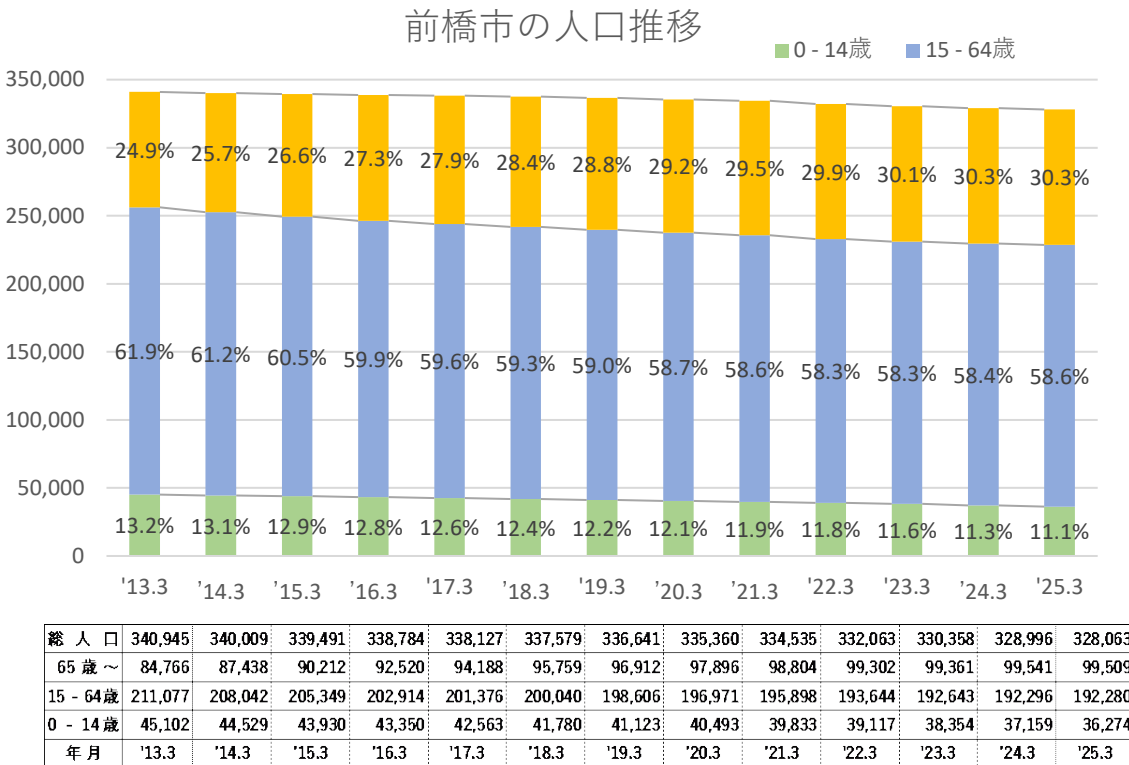
(1) 人口推移

前橋市のこども・子育ての現状を確認するに際し、まずは基本となる人口を確認する。人口の確認にあたっては、市のホームページ上で公表されている年齢別住民基本台帳人口表から2013年3月末以降、毎年3月末のデータを入手して検討した。ここでの人口には外国人住民を含んでいる。単位は人である。

日本は2008年をピークに人口減少局面に突入した。前橋市においては2004年をピークとし以後34万人を維持していたが、2015年3月には34万人を割り込み、以後増加することなく人口減少が続き、2024年3月には33万人を下回り、2025年3月時点で328,063人となっている。

一方で、65歳以上の老年人口は直近の2025年3月を除き一貫して右肩上がりに増加しており、2023年3月に総人口比率で3割を超えた。全体の人口が減少する中、老年人口が増加しているため、老年以外の人口は減少していることになる。

人口動態において年少人口となる14歳以下の人口は一貫して減少しており、2021年3月で4万人を割り込み、人口比率が12%を割り込んだ。直近の2025年3月において、年少人口(36,274人)は老年人口(99,509人)の1/3強(36.5%)に過ぎない。

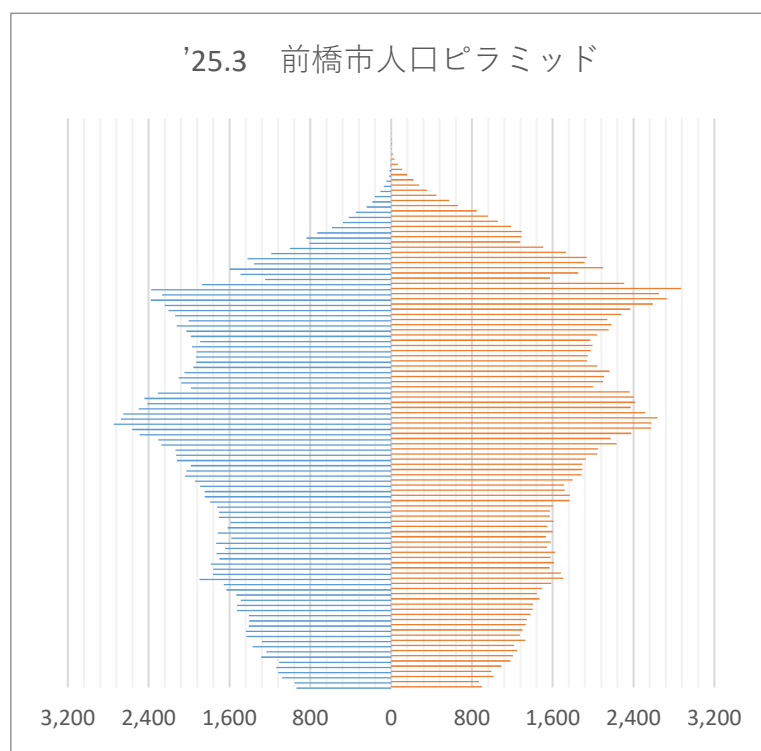


前橋市の公表する各年の年齢別住民基本台帳人口表より監査人作成

(2) 人口ピラミッド

直近の 2025 年 3 月末の人口ピラミッドを示すと下図のとおりである。向かって左側が男性で右側が女性となる。男性の最大値は 51 歳の 2,745 人、女性の最大値は 77 歳の 2,868 人となっている。第二次世界大戦後の 1947（昭和 22）年から 1949（昭和 24）年の第一次ベビーブーム生まれのいわゆる団塊の世代が 2025 年にちょうど 77 歳前後になり、大きな年齢層を構成する。ただし、男性は寿命に差し掛かるようになり、男性の最大値はその一世代下の 1971（昭和 46）年から 1974（昭和 49）年にかけての、第二次ベビーブーム期のいわゆる団塊ジュニア世代となる。

日本の人口ピラミッドとほぼ同じ形状であるが、細かく見ると 1966（昭和 41）年の丙午生まれ（2025 年 3 月末で 58-59 歳）での偏り（グラフ上での凹み具合）が全国平均からすると顕著ではない点や、男性での 21 歳近辺にわずかではあるが一つ突出した部分がある点に特徴を見いだせる。また、日本全国共通ではあるが、年少世代は基本的に年齢が若いほど人口が少なくなっており、後で見るように 0 歳児人口は男女合わせて 1,800 人台となっている。

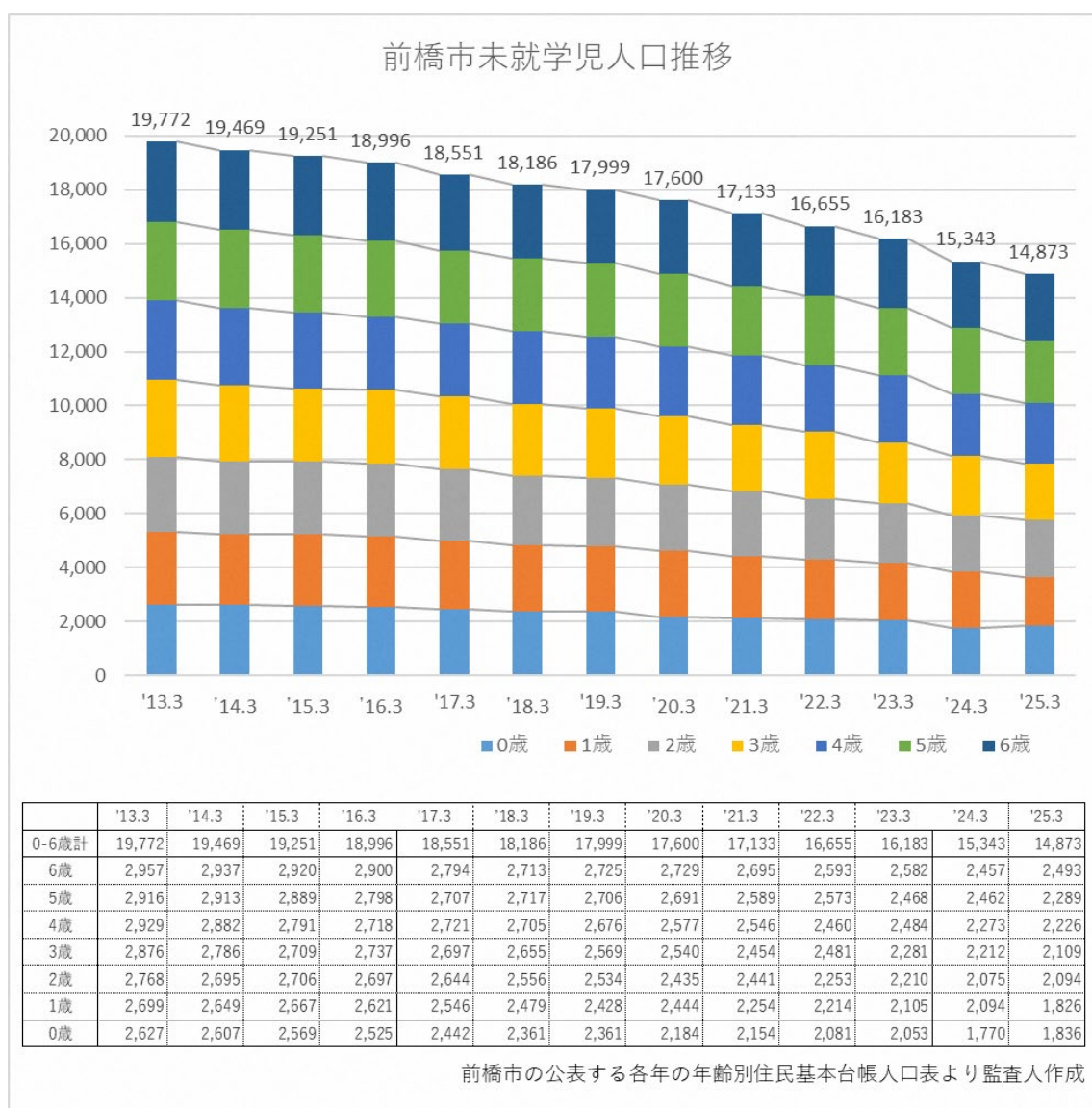


前橋市の公表する各年の年齢別住民基本台帳人口表より監査人作成

(3) 未就学児人口

こども・子育て政策の量的サービスを考察する上で、義務教育学校就学前の未就学児の人口を示すことは有用であると考えられることから、データを同じくして未就学児の年齢別積上げ棒グラフを下記に示す。

各事業年度末の3/31を基準としているため、その時点で6歳であれば未就学児となり、0-6歳に限っての人口推移ということになる。基本的にゼロ歳児人口（すなわちほぼ出生数）が年々減少しているため、未就学児が他自治体より流入しない限り年を経るごとに未就学児人口は減少することとなる。未就学児数においても減少の一途を辿っており、直近の2025年3月末に1万5千人を割り込んでいる。

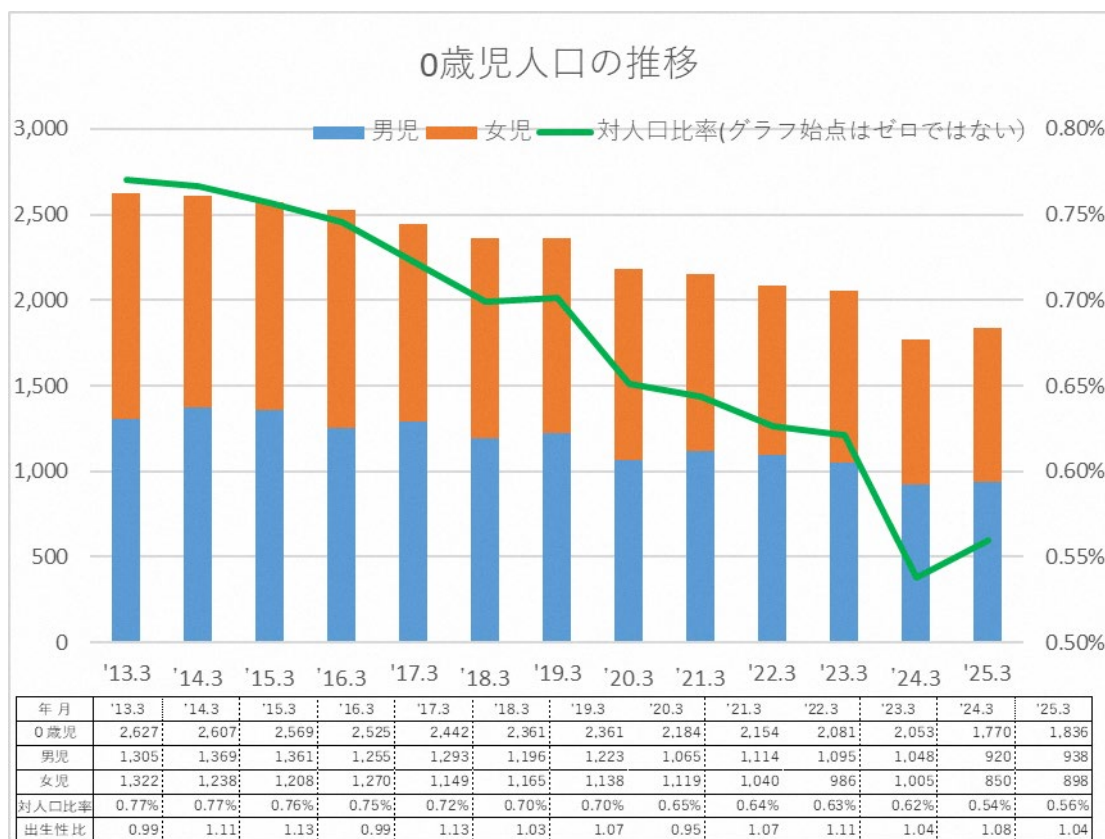


(4) 0歳児人口（≡出生数）

出生数について、前橋市子ども・子育て支援事業計画において、第二期と第三期との計画書で、同年度であるはずなのに異なる数値となっている（監査意見として後述する）。そこで、出生数の代替値として、上述の各年3月末時点の年齢別人口基本台帳表から作成した0歳児の人口を下記に示す。住民異動の影響を含むため、厳密には出生数と一致しないが、推移を見る指標と捉えて差し支えないであろう。

グラフから明らかなとおり、やはり一貫して0歳児人口は減少しており、2024年3月時点で2,000人を一気に割り込み、対人口比率において0.5%台となった。2025年3月時点において、グラフ上もっとも古い2013年3月時点と比較して、0歳児人口はおおよそ70%（1,836/2,627）となっている。言い換えれば、干支が一回りしてその一世代下の人口は3割減少した。

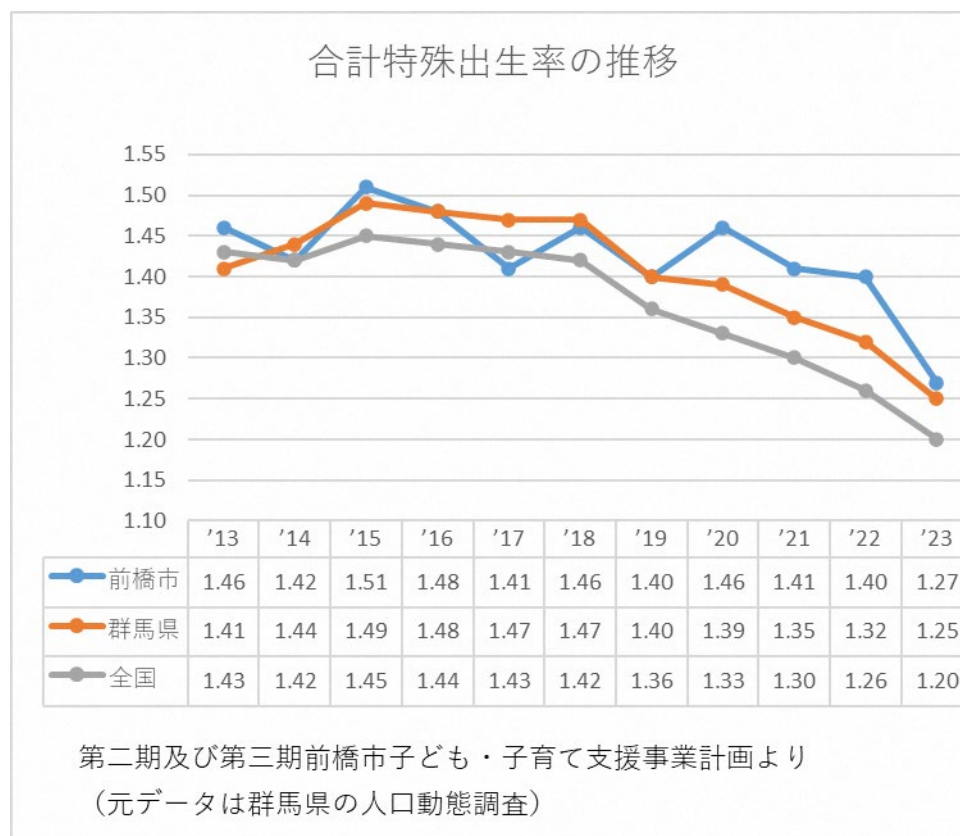
参考までに、性比（女児を100としたときの男児の数値）を見ると、一般的に男児の方が多くなることが知られており、日本の場合、全国的に見ておおよそ1.05となっているが、前橋市の場合、年によって逆転現象が見られている。ただし、それでも下記'13年のデータの累計の性比は1.057となっており、長期的に見ると1.05に収れんしている。



前橋市の公表する各年の年齢別住民基本台帳人口表より監査人作成

（５）合計特殊出生率

前橋市の合計特殊出生率は下記のとおりである。前橋市のおおむねの傾向は群馬県及び全国と軌を一にしている。ここ最近だと 2015 年に一時的に全国的にわずかに上昇したが、以降は低減傾向にあり、2023 年において前橋市、群馬県、全国ともに 1.30 を下回る水準にある。



（６）若年層同世代人口推移（出生コーホート）

各年度の 24 歳以下若年層の人口の出生コーホートを【①同一年代人口推移】と題した表にして次頁に示す。この表は、2025 年 3 月末時点を基準とし、その 1 年前の 2024 年 3 月末の同年代の人口がどうであったかを示すものである。すなわち、例えば、2025 年 3 月末現在での 5 歳人口 2,289 人は、2024 年 3 月末時点での 4 歳人口 2,273 人だったということを示すものである。表上、100 人以上の増減があるところを色塗りしている。

また、上記表を増減表の形にして【②同一年代人口推移増減】と題した表にして次頁に示している。

最右列に 12 年計とあるのは、結局のところ、‘25.3 時点人口が 12 年前の‘13.3 時点あるいはゼロ歳児の年度末時点（以下これらを基準時点とする）の人口からどれだけ増減があったのかを示す。

①表で年齢とあるのは、2025 年 3 月末時点での年齢である。2025 年 3 月末時点で 5 歳人口 2,289 人は 2020 年 3 月末時点ではゼロ歳となる。生まれた年度は 2019 年度ということとなる。

若年層の自然減はごく少数であると考えられ、異動はほぼ人口流入・流出のいずれかであると考えられる。これらの表から以下のことが読み取れる。

- ・顕著な動きがあるのは大学生年代(19～24)歳である。総じて、19 歳になると同年代 18 歳人口よりも増加する。（たとえば、‘25.3 末で 19 歳は 3,123 人だが、‘24.3 末で同年代の 18 歳は 2,929 人であり、194 人増加している）

- ・②表を見ると、12 年計は全てプラスであることから、どの年齢（年代）であっても、基準時点の人口からは人口が増加していることが分かる。

- ・②表の左上端の数値は全てプラスである。これは、ゼロ歳児時点での人口から人口流入があり同年代人口が増加したことを示している。たとえば、‘18 年度生まれのゼロ歳児時点（‘19 年 3 月時点）人口は 2,361 人であるが、‘18 年度生まれの 1 歳児時点（‘20 年 3 月時点）人口は 2,444 人であり、83 人増加している。

- ・低年齢層（小学生以下年代）において、同年代人口が増加している傾向が見て取れる。たとえば、‘14 年度生まれの場合、ゼロ歳児時点人口は 2,569 人であるが、‘24 年度末（‘25.3）時点で 2,708 人と 139 人増加している。

- ・以上、総じて若年層の人口をコーホートのみると、年によって多少の増減はあれど、全体として若年層は社会的流入傾向にあるといえる。

以上、前橋市の若年層を中心とした人口について見てきたが、人口の取り扱いについては留意すべき事項があるため、後に監査意見として詳述する。

【①同一年代人口推移】

生年度	13.3	14.3	15.3	16.3	17.3	18.3	19.3	20.3	21.3	22.3	23.3	24.3	25.3	年齢
19年度								2,184	2,254	2,253	2,281	2,273	2,289	5歳
18年度							2,361	2,444	2,441	2,481	2,484	2,462	2,493	6歳
17年度						2,361	2,428	2,435	2,454	2,460	2,468	2,457	2,482	7歳
16年度					2,442	2,479	2,534	2,540	2,546	2,573	2,582	2,587	2,587	8歳
15年度				2,525	2,546	2,556	2,569	2,577	2,589	2,593	2,601	2,597	2,607	9歳
14年度			2,569	2,621	2,644	2,655	2,676	2,691	2,695	2,699	2,701	2,696	2,708	10歳
13年度		2,607	2,667	2,697	2,697	2,705	2,706	2,729	2,740	2,746	2,749	2,740	2,738	11歳
12年度	2,627	2,649	2,706	2,737	2,721	2,717	2,725	2,739	2,731	2,747	2,756	2,739	2,740	12歳
11年度	2,699	2,695	2,709	2,718	2,707	2,713	2,699	2,709	2,724	2,725	2,735	2,742	2,749	13歳
10年度	2,768	2,786	2,791	2,798	2,794	2,802	2,806	2,799	2,795	2,798	2,790	2,789	2,790	14歳
09年度	2,876	2,882	2,889	2,900	2,910	2,905	2,907	2,909	2,914	2,912	2,921	2,926	2,928	15歳
08年度	2,929	2,913	2,920	2,920	2,908	2,905	2,911	2,915	2,911	2,912	2,918	2,918	2,931	16歳
07年度	2,916	2,937	2,933	2,944	2,942	2,938	2,932	2,917	2,918	2,923	2,938	2,947	2,959	17歳
06年度	2,957	2,973	2,980	2,971	2,968	2,969	2,962	2,964	2,967	2,959	2,974	2,968	2,975	18歳
05年度	2,917	2,923	2,929	2,928	2,929	2,930	2,931	2,941	2,931	2,921	2,940	2,929	3,123	19歳
04年度	2,968	2,986	2,991	2,972	2,965	2,970	2,976	2,971	2,980	2,985	2,961	3,133	3,243	20歳
03年度	3,164	3,173	3,171	3,161	3,158	3,175	3,174	3,186	3,189	3,170	3,312	3,433	3,602	21歳
02年度	3,220	3,225	3,224	3,223	3,232	3,223	3,244	3,247	3,229	3,223	3,295	3,474	3,444	22歳
01年度	3,228	3,241	3,233	3,235	3,251	3,240	3,228	3,232	3,293	3,241	3,309	3,260	3,330	23歳
00年度	3,214	3,223	3,218	3,221	3,216	3,219	3,175	3,304	3,294	3,257	3,208	3,327	3,398	24歳
	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	

【②同一年代人口推移増減】

生年度	14.3	15.3	16.3	17.3	18.3	19.3	20.3	21.3	22.3	23.3	24.3	25.3	12年計
19年度								70	-1	28	-8	16	105
18年度							83	-3	40	3	-22	31	132
17年度						67	7	19	6	8	-11	25	121
16年度					37	55	6	6	27	9	5	0	145
15年度				21	10	13	8	12	4	8	-4	10	82
14年度			52	23	11	21	15	4	4	2	-5	12	139
13年度		60	30	0	8	1	23	11	6	3	-9	-2	131
12年度	22	57	31	-16	-4	8	14	-8	16	9	-17	1	113
11年度	-4	14	9	-11	6	-14	10	15	1	10	7	7	50
10年度	18	5	7	-4	8	4	-7	-4	3	-8	-1	1	22
09年度	6	7	11	10	-5	2	2	5	-2	9	5	2	52
08年度	-16	7	0	-12	-3	6	4	-4	1	6	0	13	2
07年度	21	-4	11	-2	-4	-6	-15	1	5	15	9	12	43
06年度	16	7	-9	-3	1	-7	2	3	-8	15	-6	7	18
05年度	6	6	-1	1	1	1	10	-10	-10	19	-11	194	206
04年度	18	5	-19	-7	5	6	-5	9	5	-24	172	110	275
03年度	9	-2	-10	-3	17	-1	12	3	-19	142	121	169	438
02年度	5	-1	-1	9	-9	21	3	-18	-6	72	179	-30	224
01年度	13	-8	2	16	-11	-12	4	61	-52	68	-49	70	102
00年度	9	-5	3	-5	3	-44	129	-10	-37	-49	119	71	184

前橋市の公表する各年の年齢別住民基本台帳人口表より監査人作成

(7) 第3期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）

人口に関して、前橋市においては、令和6年度からの4年間を計画期間とする「第3期県都まえばし創生プラン」（以下、創生プラン）を策定している。市では、地方創生とは「人口減少の現実直面した危機感のある初めての本格的な地域活性化」とであると定義し、これまでのいわゆる地域活性化と異なり、「人口減少問題の解決」を明確なゴールとして設定し、それに向けた取組として策定したものである。すなわち、前橋市の人口を議論するにあたってのベースとなるプランといえる。

そこでは、基本目標、重要業績指標（KPI）として以下を掲げている。

◆基本目標

- 1.結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 2.若者の定着と多様な人材の活躍により、地域の活力を維持する

◆重要業績指標（KPI）

- 1.合計特殊出生率 1.27（2023年）⇒ 1.47（2027年）
- 2.20～24歳の市外への転出超過数 436人（2023年）⇒ 120人（2027年）

ここでは、20～24歳の市外への転出超過数を指標とし、若年層の人口流出を重要課題としている。次頁に、創生プランを抜粋したが、「2021～2023年（令和3～5年）の3か年平均で年齢階級別純移動数を見てみると、男女ともに若い世代（15～29歳）の転出が顕著となっています。」との記載があり、グラフ上で、男性、女性共に20歳～24歳のレンジで、純移動数（転入数－転出数）が大きなマイナスとなることを示している。

一方、先の若年層同世代人口推移（出生コーホート）で見る限り、20歳～24歳のレンジでこのように転出が多いという状況とはなっておらず、齟齬が見られる。これは、大きくは、先の若年層同世代人口推移の元データは外国人人口も含んでいる一方、創生プランは、住民基本台帳人口移動報告のうち、日本人移動者についてのみのデータを基にしているためである。（なお、年度末時点（3月末）での増減（出生コーホート）と、年間での移動増減（創生プラン）との違いもある）

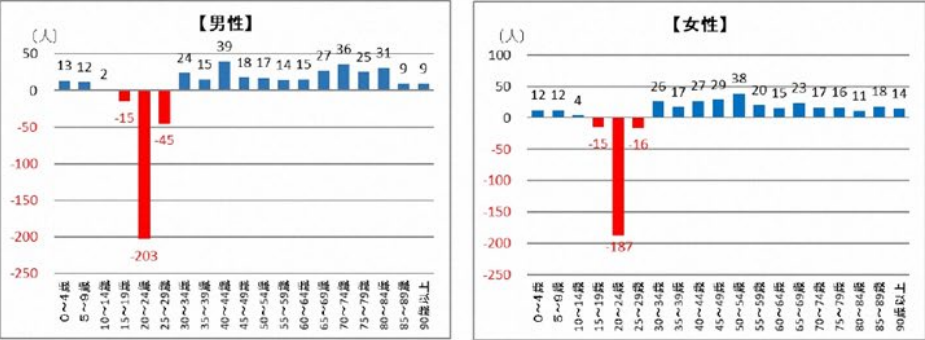
第3期県都まえばし創生プラン

②年齢階級別純移動数

2021～2023年（令和3～5年）の3か年平均で年齢階級別純移動数を見てみると、男女ともに若い世代（15～29歳）の転出が顕著となっています。

なお、上記以外の年代では概ね転入超過となっており、特に、40～44歳の男性、50～54歳の女性の転入が多い傾向があります。

年齢階級別 純移動数（転入数－転出数）【2021～2023年（令和3～5年）の3か年平均】



出典：住民基本台帳人口移動報告

上記グラフの内訳：3か年の転入・転出者総数と純移動数（平均）（※3）

【男性】

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
転入者数（平均）	287	107	53	247	866	909	610	417	306	254
転出者数（平均）	274	95	52	261	1,069	954	586	402	267	237
純移動数（平均）	13	12	2	-15	-203	-45	24	15	39	18

	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
転入者数（平均）	217	168	95	87	85	67	58	27	18
転出者数（平均）	200	154	80	61	50	41	28	17	9
純移動数（平均）	17	14	15	27	36	25	31	9	9

【女性】

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
転入者数（平均）	263	115	50	216	796	846	526	309	211	172
転出者数（平均）	251	103	46	231	983	862	499	292	184	143
純移動数（平均）	12	12	4	-15	-187	-16	26	17	27	29

	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
転入者数（平均）	143	104	76	58	62	56	53	63	45
転出者数（平均）	105	85	60	35	45	40	42	46	31
純移動数（平均）	38	20	15	23	17	16	11	18	14

出典：住民基本台帳人口移動報告

（※3）小数点処理の関係で、転入・転出者数の差と純移動数（平均）は一致しないことがある

2. こども・子育て支援の整理と前橋市の計画

(1) 少子化対策 - こども・子育て政策の方針の変遷 -

一般に、国の少子化問題が大きくクローズアップされたのは、平成2年に認識された1.57ショックからといわれる。これは、前年の平成元年の合計特殊出生率が1.57となり、それまで一時的な要因であった昭和41年の丙午での記録1.58を下回り、戦後過去最低を記録したことによる社会的な衝撃をさす。これ以降、政府は本格的に少子化対策及びこども・子育て政策をスタートすることとなる。

国主導のこども・子育て関連の主だった方針¹と、前橋市の同政策の方針を表に示してまとめると下記のようなになる。

年度	主な内容
H6	政府：エンゼルプラン「子育て支援のための総合計画」 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備や、保育所の増設、延長保育、地域子育て支援センターの整備等の保育サービスの拡充などが図られる
H8	前橋市：児童育成健全計画
H9	前橋市：母子保健計画
H11	政府：新エンゼルプラン「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」 子育ての負担を軽減し、子どもを産みたい人が産めるようにするための環境整備に力点を置いて少子化対策を実施
H15	政府：少子化社会対策基本法制定、次世代育成支援対策推進法制定 『男性を含めた働き方の見直し』『地域における子育て支援』『社会保障における次世代支援』『子どもの社会性の向上や自立の促進』という4つの柱に沿って、社会全体が一体となって総合的な取組を進める
H16	政府：少子化社会対策大綱 閣議決定
H17	政府：「子ども・子育て応援プラン」(新新エンゼルプラン)
H17	前橋市：「次世代育成支援行動計画(前期)」
H22	政府：子ども・子育てビジョン(第2次大綱) 『「少子化対策」から「子ども・子育て支援へ」』と題した章が設けられ、社会全体で子育てを支える社会へといった姿勢がより鮮明に
H22	前橋市：「次世代育成支援行動計画(後期)」
H24	政府：子ども・子育て関連3法成立

¹ こども・子育て政策の強化について(試案)～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～令和5年3月31日こども政策担当大臣 他を参照した

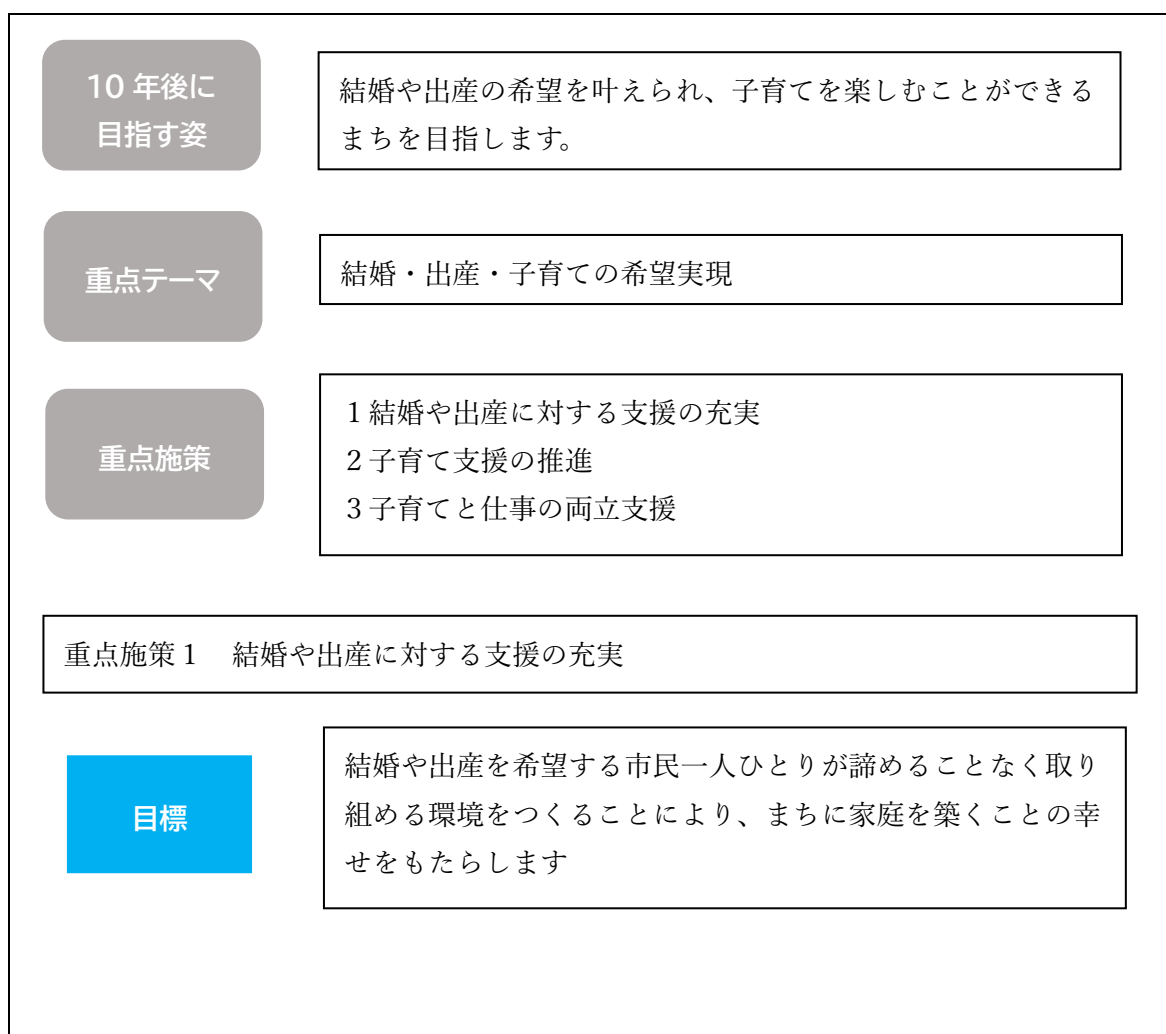
	①認定こども園・幼稚園・保育園に対する財政支援の一本化、②幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等の一本化と設置の促進、③地域の子ども・子育て支援の充実を柱とし、これらの取組により、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す
H26	前橋市：前橋市子ども・子育て支援事業計画（第一期）策定
H27	政府：少子化社会対策大綱（第3次大綱）
R1	前橋市：前橋市子ども・子育て支援事業計画（第二期）策定
R2	政府：少子化社会対策大綱（第4次大綱） 希望出生率1.8の実現を掲げる。 「地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを進める」ため、結婚や子育てに関する地方公共団体の取り組みを支援。「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」が目標
R5	こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～決定 「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会」「こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会」を目指す。
R6	前橋市：前橋市子ども・子育て支援事業計画（第三期）策定

いわゆる1.57ショックを受け、政府としては少子化対策の一環として施設の量的拡大を推進する一方、その間、社会の意識や共働き世帯の増加といったニーズも変化する中で待機児童問題が発生するなどしてきた。それも足元では絶対的な利用者数の低下（すなわち出生数の減少）により落ち着いてきている。財源面では、従前、子育てに対する予算が諸外国に比して少ないと言われてきたが、近年では消費税の増税を中心に子育て政策の財源確保がなされてきた。また、いわゆる働き方改革も子育て政策の一環として捉えることができる。こども・子育ては一義的には家庭の問題であるとされているところではあるが、社会的に取り組むものとして動いてきたといえよう。

（２）第七次前橋市総合計画

前橋市では、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間を計画期間とする「第七次前橋市総合計画」（総合計画）を平成 30 年 3 月に策定している。総合計画は、長期的な視点に立って、地域全体で共有していく基本理念や目指すべきまちのあり方を示す「基本構想」と、中・長期的に推進する重点テーマや施策を示す「推進計画」の 2 層構成としており、このうち、推進計画については、3～4 年ごとに見直すこととしている。令和 6 年度までは「第七次前橋市総合計画 2021 年度改訂版」の実施年度であり、これは、ICT 社会の進展や新型コロナウイルス感染症の発生などの社会状況の変化や、各取組の進捗状況などを踏まえて策定されたものである。

このなかで、こども・子育て支援政策については、第 2 章に「希望をかなえるまちづくり（結婚・出産・子育て）」をあて、以下を示している。



現状と課題	結婚や出産についての選択肢が多様になっている中で、市民一人ひとりが希望を叶えられる社会の実現が求められています
施策の方向性	(1)結婚を望む人誰もが結婚できる環境をつくれます (2)子どもを持ちたいという希望を実現できるまちをつくれます
重点施策 2 子育て支援の推進	
目標	社会情勢の変化に伴う子育てへの不安や悩みを解消することで、誰もが安心して子育てに取り組めるまちを実現します
現状と課題	家族のあり方やライフスタイルの変化に伴って多様化した子育てへの不安や悩みに的確に対応した子育て支援のサービスや場の充実が求められています
施策の方向性	(1)子育てに関する悩みや不安を解消するための支援を推進します (2)子育て世代が交流できる環境づくりを進めます
重点施策 3 子育てと仕事の両立支援	
目標	預けたいときに預けることができる体制や、子どもが安全に過ごすことができる地域社会を実現することで、子育てと仕事の両立を可能にします
現状と課題	乳幼児の保育体制の充実や児童が安全に過ごすことができる地域の実現により、子育て世代が安心して子育てと仕事に取り組める社会が求められています

施策の
方向性

- (1) 保育を必要とする児童の受入先を整備します
- (2) 子どもが安心して過ごすことができる居場所をつくりま
す

(3) 第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画

平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）が制定された。そこで、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされている。これを受け、前橋市では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 か年を第一期とする「前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次いで令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間として「第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

当該計画の全体像は以下のとおりである。

(1) 子ども・子育て支援制度の内容

- 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子子ども・子育て支援の充実

(2) 子ども・子育て支援制度における各種事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
■施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ■地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 ■児童手当	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤-1 養育支援訪問事業 ⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童クラブ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

計画の基本目標と体系及び計画上にある具体的事業

基本目標 1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援	
1 教育・保育施設の充実	(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定及び2号相当、3～5歳児） (2) 保育所（園）・認定こども園など（2号認定、3～5歳児） (3) 保育所（園）・認定こども園など（3号認定、0～2歳児）
2 地域子ども・子育て支援事業の推進	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) -1 養育支援訪問事業 (5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業） (6) 子育て短期支援事業 (7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業） (8) 一時預かり事業（①一時預かり事業（幼稚園型）②一時預かり事業（一般型）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）） (9) 延長保育事業 (10) 病児・病後児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業 (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様の主体が本制度に参入することを促進するための事業
3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	プレママクラス ハローベビークラス 離乳食講習会 ステップアップもぐもぐ教室 すこやか健康教室 おくちげんき教室（巡回歯科指導） にこにこ健康相談 すこやか健康相談 作業療法相談 妊婦健康診査

	妊婦歯科健康診査 新生児聴覚検査 産婦健康診査 3 か月児先天性股関節脱臼健康診査 3 ～ 4 か月児健康診査 9 ～ 1 0 か月児健康診査 1 歳 6 か月児健康診査 2 歳児歯科健康診査 3 歳児健康診査 5 歳児就学前健康診査
4	妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の給付等 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター） ひよこクラス おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業 こんにちは赤ちゃん事業 未熟児親の会（プリミークラブ） 産後ヘルパー派遣事業 産後ケア事業 妊産婦訪問指導 新生児等訪問指導 乳幼児訪問指導 親子の絆づくりプログラム”赤ちゃんがきた！”（ＢＰ） 一般不妊治療費助成事業 不妊に悩む方への特定治療支援事業 不育症治療費助成 未熟児養育医療給付事業 幼児教育相談事業 地域子育て支援センター事業 元気保育園子育て応援事業 子育て遊び場事業（大胡公民館）
5	こどもの発達支援 あそびの教室 のびのびあそぼう会 コンサルテーション のびのび発達相談 電話相談

	来所個別相談 グループカウンセリング ペアレント・トレーニング ダウン症親の会
基本目標 2 専門的な知識や技術を要する支援	
1	児童虐待防止対策の推進
	要保護児童対策地域協議会 家庭児童相談事業 児童虐待への対応
2	ひとり親家庭等の自立支援の推進
	母子・父子家庭等福祉医療費支給事業 児童扶養手当支給事業 自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金等事業 就業・自立支援事業 自立支援プログラム策定等事業 ひとり親家庭支援事業 若年母子家庭等援護友愛事業 母子・父子自立支援員の設置 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 災害遺児支援事業 母子生活支援施設への入所
3	障害児施策の充実等
	特別支援教育事業 障害児通所支援事業 心身障害児集団活動・訓練事業 医療的ケア支援事業 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 自立支援医療費（育成医療）の支給 難聴児補聴器購入補助事業 障害児相談支援事業 日中一時支援事業（日帰りショートステイ） 日中一時支援事業（登録介護者・サービスステーション事業） 親の会の支援 障害福祉啓発事業 発達相談

	障害児等への医療給付事業
4	その他の子育て施策等
	タイガーマスク運動支援事業
基本目標 3 職業生活と家庭生活との両立の推進	
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進
	男女の雇用機会均等の周知 就職支援 仕事と家庭の両立支援の啓発・普及

3. 前橋市のこども・子育て支援体制の概要

(1) 児童福祉費予算

前橋市のこども・子育て支援施策に関し、これ以外の予算項目となっているものもあるが、予算的に多くを占める3款民生費2項児童福祉費の当初予算を以下に示す。

〔児童福祉費当初予算三年推移〕

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 児童福祉総務費	9,452,535	9,411,689	10,740,024
2 保育施設費	12,621,279	12,709,893	13,268,587
3 保育施設整備費	709,740	53,434	358,991
4 母子福祉費	100,433	75,588	71,133
A.合計	22,833,987	22,280,604	24,438,735
B.一般会計歳出合計	153,026,442	146,764,500	152,511,803
A/B 割合	14.92%	15.18%	16.02%

令和6年度においては令和6年10月から児童手当が拡充した影響で、1 児童福祉総務費が大幅増加となった。過去三年の推移でみると、当初予算における児童福祉費予算の一般会計に占める割合は一貫して上昇しており、令和6年度では16%を占め、額としても240億円を超え過去最大となった。令和6年度において一般会計の予算のなかで、児童福祉費は、項としては3 民生費1 社会福祉費に次いで多くなっている。

(2) 所管部課と分掌事務

前橋市のこども・子育てに関する施策は主にこども未来部が担当し、障害児に関する施策については福祉部障害福祉課が担当する。また、一部、働き方関連の施策については産業経済部産業政策課が担当する。

こども未来部は、政府の「こども家庭庁」が令和5年4月に創設されたのに合わせ、令和5年4月1日付で新設されたものである。当初は、「こども支援課」と「こども施設課」の2課であったが、令和7年4月1日付で「こども政策課」を新たな課として新設した。

令和7年4月1日現在の所管課ごとの分掌事務（主な業務内容）は下記表のとおりである。なお、産業政策課については省略した。

こども未来部	こども政策課	こども政策係	1 こども政策の推進、総合調整に関すること 2 こども基本条例の検討に関すること 3 こども計画の検討に関すること 4 こどもの意見聴取の検討に関すること 5 こどものまち前橋推進本部、有識者会議、若者会議に関する こと。社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること 6 こども施策連携チームズに関すること 7 部の主管課業務に関すること
	こども支援課	子育て給付係	1 児童手当に関すること 2 児童扶養手当に関すること 3 母子父子福祉に関すること 4 母子父子寡婦福祉資金貸付に関すること 5 こどもの貧困対策に関すること 6 予算、決算に関すること 7 庶務に関すること
		家庭児童 相談係	1 児童福祉に係るケースワーク業務に関すること 2 児童虐待、要保護児童対策及び支援に関すること 3 家庭児童相談に関すること 4 こども家庭センターに関すること 5 ヤングケアラー支援に関すること 6 助産施設、母子生活支援施設入所に関すること
		地域子育て係	1 新生児訪問・助産師訪問に関すること 2 出生連絡票に関すること 3 産後ヘルパー派遣事業に関すること 4 産後ケア事業に関すること 5 妊婦・産婦健診に関すること 6 特定妊婦・要保護児童の支援に関すること 7 こども家庭センター業務に関すること（相談・母子保健コー ディネーター業務） 8 周産期支援に関すること 9 新生児聴覚検査助成事業に関すること 10 地区管理・地区組織活動に関すること
		こども健診係	1 乳幼児健康診査に関すること（1 か月児、先天性股関節脱 臼、3～4 か月児、9～10 か月児、1歳6 か月児、2歳児、 3歳児、5歳児就学前健康診査） 2 子育て支援、訪問指導に関すること 3 母子健康管理システムに関すること 4 地区管理・地区組織活動に関すること 5 学生指導に関すること 6 医師会・歯科医師会に関すること
		おやこ健康係	1 健康教育、健康相談に関すること 2 食育推進に関すること 3 母子歯科保健に関すること

			4 養育医療に関すること 5 妊婦歯科健診に関すること 6 不妊・不育症医療費助成事業に関すること 7 妊婦支援給付金及び出産・子育て応援給付金に関すること 8 ベビープログラムに関すること 9 地区管理、地区組織活動に関すること 10 母子保健に係る庶務、予算、決算に関すること 11 母子健康管理システムに関すること 12 医師会・歯科医師会に関すること
		こども発達支援センター	1 発達障害児等への相談支援に関すること 2 発達障害児等への早期療育支援に関すること 3 保護者への支援に関すること 4 就学児及び児童生徒の支援に関すること
	こども施設課	給付管理係	1 特定教育・保育施設の施設整備、管理、補助に関すること 2 特定教育・保育施設の設置認可・事業認可・各種届出等に関すること 3 特定教育・保育施設の施設型給付等に関すること 4 予算、決算に関すること 5 庶務に関すること
		入所保育料係	1 特定教育・保育施設の保育実施事務に関すること 2 特定教育・保育施設の保育料に関すること 3 施設等利用給付認定に関すること 4 乳児等通園支援事業の利用認定に関すること
		こども施設係	1 公立保育所の職員、保育指導、施設整備等に関すること 2 公私立保育所の給食指導・検査及び衛生管理に関すること 3 公私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園の巡回指導に関すること 4 公私立保育所の児童及び職員の健康管理に関すること 5 児童館、放課後児童クラブ及び認可外保育施設に関すること 6 病児・病後児保育施設に関すること 7 ファミリー・サポート・センターに関すること 8 地域子育て支援拠点事業に関すること
	福祉部	障害福祉課	福祉サービス係
		福祉サービス係	1 障害者（身体、療育）手帳の交付に関すること 2 障害者に対する各種事業・福祉サービス（国、県、市）に関すること 3 障害者総合支援法による地域生活支援事業（意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、社会参加促進事業）に関すること 4 障害者総合支援法による自立支援医療（更生医療、育成医療）に関すること 5 障害者総合支援法による補装具費の支給に関すること 6 障害者（児）各種手当支給等に関すること 7 福祉有償運送に関すること

		生活支援係	1 障害福祉サービスの支給決定に関すること 2 自立支援給付認定審査会に関すること 3 障害福祉サービス費の支払（国保連事務）に関すること 4 地域生活支援事業（移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、福祉ホーム事業）に関すること 5 自立支援協議会（こども部会）に関すること 6 障害福祉計画及び障害児福祉計画に関すること
		障害政策係	1 課の予算編成、執行、決算に関すること 2 庶務事務に関すること 3 社会福祉施設等施設整備に関すること 4 市有施設の管理運営に関すること 5 事業者指定等に係る申請・届出等に関すること 6 障害者優先調達推進法に関すること
		基幹相談支援センター	1 基幹相談支援センターの運営に関すること 2 障害者相談支援に関すること 3 自立支援協議会に関すること 4 障害者虐待防止に関すること 5 障害者差別解消に関すること 6 成年後見制度利用促進に関すること 7 地域生活支援拠点事業に関すること 8 障害者相談員に関すること
		障害者教養文化体育施設	

4. こども・子育て施設の概要

(1) 未就学児向け施設

未就学児向け施設には、認定こども園、保育所（園）、幼稚園、認可外保育施設がある。令和6年4月1日時点の認定こども園と保育所（園）の計数を示すと次頁のとおりである。なお、前橋市において待機児童は発生していない。

計画上、市内の地域をいくつかに分けて管理することとしており、下記表中の①～⑥は以下の地域に対応する。

- ①本庁管内
- ②芳賀・桂萱・南橘・富士見地区周辺
- ③上川淵・下川淵地区周辺
- ④東・元総社・総社・清里地区周辺
- ⑤永明・城南地区周辺
- ⑥大胡・宮城・粕川地区周辺

〔認定こども園〕

	施設数	利用定員			施設数	利用定員		
		1号	2・3号	計		1号	2・3号	計
	幼保連携型				幼稚園型			
①	5	165	585	750	2	185	50	235
②	12	590	1,320	1,910	2	90	110	200
③	7	417	868	1,285	0	0	0	0
④	5	345	801	1,146	0	0	0	0
⑤	8	362	1,170	1,532	0	0	0	0
⑥	5	95	428	523	1	15	90	105
計	42	1,974	5,172	7,146	5	290	250	540
	保育所型				認定こども園計			
①	2	30	345	375	9	380	980	1,360
②	0	0	0	0	14	680	1,430	2,110
③	0	0	0	0	7	417	868	1,285
④	1	15	55	70	6	360	856	1,216
⑤	0	0	0	0	8	362	1,170	1,532
⑥	0	0	0	0	6	110	518	628
計	3	45	400	445	50	2,309	5,822	8,131

※：幼保連携型に同じ運営主体が運営する認定こども園の本園と分園があり、施設の所在は分かれているが、施設数は合わせて1としている。

〔保育所〕

	公立		私立		計	
①	3	270	5	430	8	700
②	5	620	5	430	10	1,050
③	3	340	1	120	4	460
④	3	300	6	505	9	805
⑤	1	100	1	120	2	220
⑥	1	90	2	135	3	225
計	16	1,720	20	1,740	36	3,460

〔幼稚園〕

幼稚園は施設数が少ないためすべて掲げる。

幼稚園については、市立 2 件、私立 1 件、国立大学法人 1 件の 4 件で、利用定員は 620 名となっている。なお、群馬大学共同教育学部附属幼稚園を除き、子ども・子育て支援新制度に対応し、「1 号認定」を受けることで、3 歳から 5 歳までの教育時間部分が無償化される。

区分	名称	定員
市立	まえばし幼稚園	180
	おおご幼稚園	180
私立	たから幼稚園	120
国立大学法人	群馬大学共同教育学部附属幼稚園	140

〔認可外保育施設等〕

認可外保育施設は異動が多いため、令和 7 年 3 月末時点の状況である。なお、一部施設については定員自体設けていない。

施設種別	施設数	定員
夜間保育施設	4	80
一般認可外	8	375
居宅訪問型	6	7
企業主導型保育事業	9	172
店舗内	3	14
事業所内	5	111
病院内	7	207
幼稚園併設	4	62
計	46	1,028

（２）放課後児童クラブ

放課後児童クラブは市内に 85 施設ある。運営はすべて民間が行っているが、施設自体を市が整備しているところ（公設民営）も多くある。地区別と、施設設置主体でクロス集計した計数を示すと下記のとおりである。

	民設民営		公設民営		合計	
	数	定員	数	定員	数	定員
①	8	508	6	448	14	956
②	10	753	12	876	22	1,629
③	5	375	5	280	10	655
④	10	800	6	378	16	1,178
⑤	9	815	4	295	13	1,110
⑥	5	193	5	255	10	448
計	47	3,444	38	2,532	85	5,976

①～⑥は認定こども園における地域と同じである。

また、放課後児童クラブは市町村によって運営方法の違いが大きいこともあり、運営主体別の施設数を示す。

運営主体	施設数	利用定員
一般社団法人	34	2,619
特定非営利活動法人	19	1,342
社会福祉法人	16	1,110
学校法人	7	425
任意団体(※)	6	310
公益財団法人	2	130
労働者協同組合	1	40
計	85	5,976

※：任意団体とあるのは、運営委員会、運営協議会、保護者会によるものである。

前橋市に小学校は分校を含め 50 ある（市立小学校本校 46、分校 2、私立小学校 1、国立大学法人 1）が、当該学区における児童につき、どこの放課後児童クラブに通うかは、利用者側から見ると複数選べる状況にあるところが多い。

（３）児童館

児童館は、市が設置しているものが 5 施設、民間設置が 1 施設 1 分館である。市の設置する児童館は総合福祉会館内にある日吉児童館を除き、ネーミングライツを実施している。

設置運営	名称	所在地
前橋市	日吉児童館	日吉町 2-17-10 総合福祉会館内
	グローバルキッズパーク児童館あさくら	朝倉町 170-3
	グローバルキッズパーク児童館おおども	大友町 1-8
	グローバルキッズパーク児童館しもこいで	下小出町 2-15
	かすかわ児童館・高橋建築設計事務所 げんき館	粕川町込皆戸 526
NPO 法人 すみれの会	ふじみじどうかん	富士見町小暮 814
	ふじみじどうかんアリス（分館）	富士見町原之郷 1758

第3 監査の結果及び意見

1. 監査対象事業

監査においては、監査資源に制約がある中ですべてのこども・子育て支援の施策や事業を監査対象とするのは不可能であることから、「第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画」において具体的施策として掲げられている事業をベースに、予算上で事業とされている事業単位で対象を抽出することとした。この点、児童手当等の給付事業については、予算規模は非常に大きいものの、国の法令に基づいて自治体の裁量なく運用されている事業であり、事業計画上の位置づけからはやや離れた事業であることから対象事業とはしなかった。また、一律に事業費の規模で選別することはせず、財源が国ではなく、市の独自の事業となっているものは重点的に抽出するようにした。その結果、個別監査対象事業としたのは、以下の事業である。

No.は抽出した事業につき、包括外部監査を進めるにあたっての便宜上付したものであり、順番は、予算書の順に従っている。

事業名として同じ名称のものがある（No.28 と No.33：障害児保育補助事業、No.30 と No.35：保育環境充実補助事業）が、対象の施設によって予算が異なっているものである。これらと、No.16 公設児童クラブ運営事業 No.17.民間児童クラブ運営事業については、予算上は別に計上されているが実際の内容は同一であるため、個別事業各論において合わせて検討している。

No.	事業名	所属名・係	事業費 (令和6年度 当初予算)
01	障害児通所支援事業	障害福祉課生活支援係	2,085,484
02	障害者医療費	障害福祉課福祉サービス係	424,300
03	重度障害児者日常生活用具給付等事業	障害福祉課福祉サービス係	79,650
04	こども政策推進事業	こども政策課こども政策係 (旧：こども支援課)	7,300
05	災害遺児手当支給事業	こども支援課子育て給付係	378
06	災害遺児入学祝金贈呈事業	こども支援課子育て給付係	30
07	児童虐待防止事業	こども支援課家庭児童相談係	4,352
08	ひとり親家庭支援事業	こども支援課子育て給付係	55,535
09	児童養護施設等入所児童自立支援事業	こども支援課家庭児童相談係	4,800
10	ヤングケアラー支援事業	こども支援課家庭児童相談係	10,000
11	母子父子福祉事業	こども支援課子育て給付係	62,437
12	母子父子寡婦福祉資金貸付事業等	こども支援課子育て給付係	(*1) 56,994

13	乳幼児等健康診査事業	こども支援課 地域子育て係・こども健診係	271,101
14	母子保健医療給付等助成事業	こども支援課おやこ健康係	83,095
15	児童館運営事業	こども施設課こども施設係	84,378
16	公設児童クラブ運営事業	こども施設課こども施設係	659,974
17	民間児童クラブ運営事業	こども施設課こども施設係	683,283
18	施設等利用給付事業	こども施設課 給付管理係・入所保育料係	47,000
19	こども預かりサービス補助事業	こども施設課こども施設係	10,416
20	地域子育て支援拠点事業	こども施設課こども施設係	113,010
21	子育てひろば事業	こども施設課こども施設係	28,531
22	こども預かりサービス利用料補助事業	こども施設課入所保育料係	11,000
23	ファミリー・サポート・センター運営事業	こども施設課こども施設係	12,539
24	一時預かり施設運営事業	こども施設課給付管理係	55,008
25	保育人材確保対策事業	こども施設課こども施設係	1,370
26	保育所管理運営事業	こども施設課こども施設係	828,766
27	保育所委託事業	こども施設課給付管理係 入所保育料係	2,371,027
28	障害児保育補助事業	こども施設課こども施設係	18,547
29	保育所施設運営補助事業	こども施設課給付管理係	57,240
30	保育環境充実補助事業	こども施設課給付管理係	64,000
31	認定こども園施設給付事業	こども施設課給付管理係 入所保育料係	7,730,450
32	一時預かり補助事業	こども施設課給付管理係	108,250
33	障害児保育補助事業	こども施設課こども施設係	67,688
34	認定こども園施設運営補助事業	こども施設課給付管理係	140,000
35	保育環境充実補助事業	こども施設課給付管理係	121,196

*1：特別会計

2. 監査指摘事項一覧及び概観

(1) 監査指摘事項一覧

監査を実施しての指摘事項（結果・意見）一覧を下記に示す。

指摘事項は結果 22 件、意見 47 件、合わせて 69 件である。

No.	内容	区分	
全 般	(1)計画作成時の基礎データの扱いについて		意見
	(2)データの出典誤りについて		意見
	(3)外国人人口が増加している現状を踏まえた計画を作成することについて		意見
	(4)認可外施設のリストについて	結果	
	(5)受領したメール及び添付ファイルの履歴について		意見
04	(1)決裁時の書面確認について		意見
05	(1)災害遺児手当の利用促進について		意見
07	(1)“赤ちゃんがきた！”(BP)の研修費用ほか費用の事業区分について		意見
	(2)実績報告書の不整合について	結果	
	(3)業務委託金額の適正性について	結果	
	(4)収支報告書について	結果	
08	(1)ひとり親家庭等について要項上の定義を適用していないことについて	結果	
	(2)要項上、助成の対象外である事項が明記されていないことについて	結果	
	(3)要項上の文面が不明瞭であることについて	結果	
	(4)児童扶養手当受給資格等の確認時期について		意見
	(5)食品等の配布実施月について		意見
	(6)書類の整理整頓について		意見
	(7)納入、梱包及び発送作業を職員が行っていることについて		意見
	(8)予算額に対する決算額(申請率)が少ないことについて		意見
	(9)協定書の定めと実態が乖離していることについて		意見
	(10)帳簿の確認規定について		意見
	(11)財産の帰属を明確化すべきことについて		意見
09	(1)自動車運転免許の再試験代について		意見
10	(1)事業の方向性について		意見
11	(1)法令上の根拠なく辞退届を求めていることについて	結果	

12	(1)要領がアップデートされていないことについて	結果	
	(2)決裁上の根拠規定が不適當であることについて	結果	
	(3)本事業の利用が低迷していることについて		意見
	(4)所定のファイルに書類を保管すべきことについて		意見
	(5)償還免除及び猶予がほとんど実施されていないことについて		意見
	(6)債権の督促について		意見
	(7)不納欠損処分の検討について		意見
14	(1)助成対象者の要件に暴力団排除条項を追加することについて		意見
	(2)不育症及び不妊治療交付要項の記載統一について		意見
	(3)申請書の確認について		意見
15	(1)過去に回収不能となったネーミングライツに係る債権に関する情報の引継ぎについて		意見
	(2)上記債権に係る不納欠損処分の時期について		意見
16 17	(1)事務処理時間の削減について		意見
19	(1)補助金交付要項と各種書類の名称の整合性について	結果	
	(2)Excel ファイルで作成される報告書類の改善について	結果	
	(3)健康診断費用の補助対象者か否かの判断基準の明確化について		意見
20	(1)委託先の書類内容について		意見
	(2)委託料の使途の確認について		意見
	(3)前橋市のホームページについて	結果	
21	(1)報告書類の作成方法について		意見
	(2)受託収入計算書の提出期限の記載について	結果	
22	(1)補助金交付申請書兼実績報告書記載事項の確認について		意見
	(2)補助金交付申請書兼実績報告書と補助金交付請求書の収受タイミングについて	結果	
23	(1)事業実施要綱におけるサブリーダーの役割の記載について		意見
	(2)見積合わせ執行調書の金額記載について	結果	
24	(1)年度事業報告書の入手について	結果	
	(2)管理業務計画書及び年度事業報告書の公開について	結果	
	(3)「指定管理者制度導入施設の評価に関する指針」について		意見
25	(1)事業の周知方法や結果の検証について		意見
	(2)潜在保育士就職支援金の支給チェックリストについて		意見
26	(1)前橋市のホームページについて	結果	
28	(1)課税事業者への対応準備について		意見
33	(2)書類の確認日付について		意見

29	(1)実績報告書の提出書類について	結果	
	(2)収支決算書について		意見
30 35	(1)交付金額の合理性について		意見
	(2)補助金の有効性評価について		意見
	(3)給付要件について		意見
	(4)補助金の在り方について		意見
	(5)少額給付について		意見
31	(1)交付要項の記載誤りについて	結果	
32	(1)利用料の徴収実績の確認について		意見
34	(1)実施報告書等（市補助金の充当先と内容の明示）の記載内容について	結果	
	(2)実施報告書等（理事会終了後の収支報告書）の提出について		意見

（２）監査指摘事項の概観

指摘事項として取り上げた事項については、結果的には単純な誤字や表記誤りといった些末といえるものもあるが、小さなミスがなんらかの大きなミスを誘発する潜在要因になっている可能性もある。

ここで、指摘事項を概観し、また、特に強調すべき事項を記載する。かっこ書きの数値は上記、指摘事項一覧に対応する。

○データの扱い

今回、監査人自ら人口データを取得し集計分析したところ、計画書上のデータについての齟齬やデータの取り扱い方法の留意点を把握した（全般(1)～(2)）。計画書を作成する上で各種データに基づくことになるが、その扱いにはくれぐれも留意されたい。

○要領・要綱と実際の運用

各要領・要綱で規定されているものと実際の運用が異なっているもの、すなわち要領・要綱通りに運用されていないものが、書類名の相違も合わせ、相当数ある。この点、实际的に、要領・要綱の規定通りに事務を行うことは事実上難しいと思われるものも見受けられる。適宜、現実的な要領・要綱にしないと、形骸化につながり、要領・要綱の遵守意識が薄れ、合規性に疑義がある状態を招く恐れがある。

○文書管理の適切性

市は、文書管理を漸次ペーパーレスに移行しており、令和６年度においておよそ移行が完了し、原則的に文書管理システム上での管理となっている。

従前より外部の施設等とのやり取りはメールが中心となっているが、メールサーバの容量の関係で、メール自体を保存できない状況にある部課がある。文書収受の履歴を残しておくことは必要と思われるため、何らかの対応をされたい（全般(5)）。

また、誤字や、受領書面の整合性の確認不足は、書面ではなく画面での確認が中心となるがゆえのミスとも思われ、留意されたい。（たとえば 04(1)、07(2)）

○事業の有効性・効果性・効率性

事業の利用者が少なく、結果、予算と決算で大幅な乖離が生じているものが散見された（05(1)、10(1)、12(3)）。過大な予算は本来の行政需要に基づかないため、予算執行の透明性を損なうこととなる。母子父子寡婦福祉資金貸付事業（No12）のように、法令上求められているものもあり、そうでないものも各事業・制度の周知に努めているとのことであるが、利用者のニーズと合致していない可能性もある。事業の有効性・効果性は常に念頭に置いて実施する必要がある。

また加えて、いくら有効性が高く効果的な事業であったとしても、効率的になされる必要がある。この点、物量が多く手間がかかっていると思われるもの（08(7)、14(3)）があり、検討されたい。

○貸付事業

母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、こども・子育て政策の一環として捉えられる事業ではあるものの、貸付を実施するというやや毛色の異なる事業である。特別会計で別建てにこそなっているものの、利用者も多くなく、担当課の本来業務から離れた位置にあると考えられる。そのため、債権管理を中心に課題が多くあり、関連部署と連携をこまめにとり、適切な債権管理を実施されたい。

3. 全般的項目

(1) 計画作成時の基礎データの扱いについて（意見）

① 現状及び問題点

第二期計画書、第三期計画書において、出生数につき、当然に基礎データとして取り上げられているところである。しかしながら、それぞれ参照とした資料が異なるために、下記表のように同じ年の出生数であっても異なる数値となっている。

前橋市出生数

計画書	参照資料	H26	H27	H28	H29
第二期 p 9	群馬県移動人口調査(※)	2,600	2,582	2,572	2,415
第三期 p 10	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査	2,537	2,640	2,542	2,364

※：計画書上は「群馬県健康福祉統計年報」との記載であるが、今般の包括外部監査を機に再確認したところ「群馬県移動人口調査」が正しい引用元であった。

それぞれの統計データは調査期間の違いがある

出典 統計データ	群馬県移動人口調査	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査
統計期間	10月1日から9月30日	1月1日から12月31日
摘 要	H29の2,415人はH28.10.1～H29.9.30に出生により住民票に記載された者	H29の2,364人はH28.1.1～H28.12.31に出生により住民票に記載された者

第二期計画書、第三期計画書と、連続した計画書である以上、同一統計数値については数値が連続したものであることが自然であるのに、異なる参照元からデータを引用しているため、連続性が損なわれている。

② 改善策

同一計画書では同一の統計数値を用いるべきである。なお、出生数については前橋市の他の計画書との整合を図ることがより望ましい。

(2)データの出典誤りについて（意見）

①現状及び問題点

上記のとおり、報告書上で出典と記載されている出典先が、実際の出典先と異なっている。

②改善策

原因不明であるが、報告書上、出典先を正しく記載することは基本事項であるため、徹底されたい。

(3)外国人人口が増加している現状を踏まえた計画を作成することについて（意見）

①現状及び問題点

第3期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）上、令和3～5年の3か年平均で、男女ともに若い世代（15～29歳）の転出が顕著で、これを改善することをKPIとしている。一方、転出超過となっているのは日本人のみの移動者を捉えたもので、外国人を含めると必ずしも転出超過とはならない。

これは、外国人を含めるか含めないかで、人口の見方が大きく異なってくることをも示している。前橋市での外国人住民は令和6年12月末で10,353人であり、その時点で人口比率は3.1%、前年対比で1,701人、19.7%の増加となっており、特に、若年者層で外国人人口が多くなっている。外国人人口は流動が激しく必ずしも前橋市に定着するとは限らないが、無視しえない水準にあることは間違いなく、これはこども子育て支援事業においても影響してくることは想像に難くない。

②改善策

子ども・子育て支援事業計画（第二期・第三期とも）にて「国際化の進展に伴い、多様な言語・文化・価値観の中で育ってきた子どもの増加が見込まれ」る旨記載があるところであるが、今後、国際化はより一層進むと考えられ、一層留意することが望まれる。

(4)認可外施設のリストについて（結果）

①現状及び問題点

市は、令和6年9月12日付でこども家庭庁支援局虐待防止対策課長より「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」と題する依頼を受けた。これを受け、直近1年間に関係機関による目視確認が行えていない児童の抽出を行う一環で、市では「認可外保育施設利用児童調査について（依頼）」とする文書を認可外施設にメール送信し、認可外施設に在籍している児童の情報を求めた。

このとき、送信対象リストに令和6年4月1日に開設した認可外施設など複数の本来リストに載るべき施設が含まれておらず、また、すでに認可外施設として廃止された事業所

が含まれていた。最終的には当初の目的は達せられているが、認可外施設のリストが正しく更新されていなかった。

②改善策

認可外施設は大小さまざまあり、例年複数の施設の異動があるところ、施設リストを正しく更新する必要がある。

(5)受領したメール及び添付ファイルの履歴について（意見）

①現状及び問題点

外部からの報告書といった各書類の受領は、メールでPDFを添付してもらうかたちで行っているという形態が多くなっているところ、メールサーバの容量制限から、受領したメール自体を削除している課・事業が確認された。（こども施設課の障害児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、こども預かりサービス事業）。

前橋市行政情報等取扱規程第11条にて、各課等で受領した文書等は、文書等の余白に文書等收受印を押印することとされている一方、電磁的記録その他これらに類するものは、文書收受印の押印を省略することができるものとされている。この規程は、電磁的記録であれば履歴・記録が残ることを前提に、電磁的記録で收受した文書をそのたびに印刷して收受印を押すことは煩雑に過ぎ、そこまでは求めないという趣旨であるものと考えられる。

受領した文書は当然にメールサーバ外に保管されるが、その外部からの書類をいつ受領したかの履歴を残しておくこと自体は必要である。メールが削除されると受領した履歴がなくなってしまうこととなり、後のトラブルとなる可能性もある。

②改善策

メールサーバの容量を増強することが非現実的であり、受信したメール自体をメールサーバから削除するとしても、いつ受信したかの履歴を残しておくことが望まれる。同規程11条(2)に、「権利、義務等において特に重要で、取扱主任が必要と認めた文書等は、文書等整理簿(様式第4号)に登載し、文書等收受印の所定欄に登載番号を記載する。」とあり、これを準用し、別途収受管理表といったものを作成することも一案である。

4. 個別事業各論

01 障害児通所支援事業

1. 事業要約

事業名	障害児通所支援事業
事業目的及び 主な事業内容	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を通じ、児童福祉法に基づく支援が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作及び知識や技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行うもの
所管部署	福祉部 障害福祉課 生活支援係
関連法令 根拠例規・要綱等	児童福祉法
利用業務システム	福祉総合システム（GPRIME）

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,583,034	1,802,250	2,085,484
決算額	1,515,566	2,024,654	2,334,579

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
1,161,000	580,500	—	—	593,079	2,334,579

【節別】

11 役務費	19 扶助費				計
2,916	2,331,663				2,334,579

財源は国：県：市で 1/2，1/4，1/4 となっている。事業費のうち役務費は群馬県国民健康保険団体連合会（国保連）への支払事務手数料であり、それ以外は扶助費である。国保連への支払いがほとんどを占めるが、複数の障害福祉サービスを利用している負担上限付き額を上回る利用者（保護者）へ、高額通所給付費としての支払いと、児童養護施設等の措置児童が障害児通所支援等を必要とする場合に児童福祉法第21条の6による措置（やむを得ない事由による措置）で通所施設へ直接支払いを行うものが発生する。

3. 事業の詳細

療育の必要のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う施設（主に、未就学児を対象とした児童発達支援、原則高校卒業までを対象とした放課後等デイサービス）の利用給付である。平成 24 年度から児童福祉法に基づくサービスの 1 つとして位置づけられ、以後、社会的な認知が広まってきた。発達障害の認知度向上や、共働き世帯の増加とともに保護者や利用者側のニーズが高まっており、全国的に利用者が増加傾向にあるなかで前橋市においても例外ではない。

令和 4 年度から三か年の支給決定者及び実利用者（いずれも 3 月末時点）の推移は以下のとおりである。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支 給 決 定 者	983	1,086	1,236
実 利 用 者	941	1,027	1,165

サービス利用にあたっては、利用者は相談支援事業所等を通じて利用計画案を市に提出し、市が支給の可否を決定する。

利用者は自己負担上限額を利用施設に支払い、施設（事業者）側は利用者負担額以外の部分を、予め定められた点数に応じて国保連へ請求することとなる。国保連は予め送付されてきているデータとの突合せを行い、市側にエラー一覧を送付し、市側で審査を行う。審査は 2 回行い額が確定し、市は国保連からの請求額を支払うこととなる。

4. 監査の結果

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

02 障害者医療費

1. 事業要約

事業名	障害者医療費
事業目的及び 主な事業内容	身体障害者及び身体に障害のある児童について、必要な医療を確保し、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活の促進を図るもの
所管部署	福祉部 障害福祉課 福祉サービス係
関連法令 根拠例規・要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 自立支援医療費支給認定通則実施要綱
利用業務システム	福祉総合システム（GPRIME）

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	520,323	449,300	424,300
決算額	424,164	419,959	419,286

当事業の対象者のうち児童に係る決算額は下記のとおり。なお、予算は年齢区別せず一括で編成しているため記載を省略する。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	11,107	3,416	2,511

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
211,370	105,685	—	—	102,230	419,286

【節別】

12 委託料	19 扶助費	22 償還金利子 及び割引料			計
291	414,705	4,290			419,286

事業費は主に扶助費である。

3. 事業の詳細

当事業は、更生医療・育成医療・療養介護という3つの制度が含まれており、今回の監査対象は「育成医療」(18歳未満)である。育成医療には、扶助費、育成医療事務費がある。詳細は下記のとおり。

なお、関連する法令につき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)を以下「法」、申請者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令を以下「令」という。

(1)自立支援医療費(扶助費)

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。月額医療費から医療保険(7割)を控除した額が受診者自己負担額となるが、当自己負担額に上限額を設け、その上限額との差額を公費負担とするもの。

自己負担額は、法第58条第3項の規定により、受診者の属する世帯収入や受給者の収入に応じ区分(以下「所得区分」)を設けて認定し、所得区分ごとに負担上限月額(令第35条第1項に規定する負担上限月額)が設けられている。

1. 所得区分及びそれぞれの負担上限月額は下記のとおり

所得区分	負担上限月額
①生活保護	0円
②低所得1	2,500円
③低所得2	5,000円
④中間所得層：※1	上限額なし：※1
⑤一定所得以上：※2	対象外

※1：中間所得層については、受診者が令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者に該当する場合(重度かつ継続)には、下記の所得層を設けそれぞれ負担上限が設けられている。

所得区分	負担上限月額
④中間所得層1	5,000円
④中間所得層2	10,000円

また、受診者重度かつ継続に該当しない場合であって、育成医療を受けるときは、令和9年3月31日まで上記※1同様の負担上限額となる。

※2：受診者が重度かつ継続に該当する場合には、令和9年3月31日までの間は、負担上限月額を20,000円とする。

申請者は自立支援医療費支給認定申請書による申請が必要であり、前橋市にて内容及び所得審査の上、負担上限額が決定し、自立支援医療受給者証が交付される。受診者は、自立支援医療指定医療機関に受診の際、当受給者証を提示し治療を受ける。

公費負担額は、受診者の加入する医療団体である群馬県国民健康保険団体連合会、又は

社会保険診療報酬支払基金からの請求に基づき支払われる。

(2)育成医療事務費

法第 58 条第 1 項に規定する自立支援医療費(育成医療・更生医療)の支給にあたっては、市町村長において診療(調剤)報酬の支払に関する事務につき、委託契約を締結する必要がある。

委託先は社会保険診療報酬支払基金及び群馬県国民健康保険団体連合会であり、社会保険診療に関しては、保険者のレセプト受取形態に応じた単価に診療報酬の支払の基礎となった診療件数を乗じた額、国民健康保険は、一律単価に審査した診療明細書数を乗じた額が事務委託費として支払われる。

4. 監査の結果

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

03 重度障害児者日常生活用具給付等事業

1. 事業要約

事業名	重度障害児者日常生活用具給付等事業
事業目的及び 主な事業内容	I 日常生活用具給付事業 重度障害児者に6種の用具を給付するもの II 重度心身障害児者おむつサービス事業 特別障害者手当等の受給者を対象に紙おむつを現物支給するもの
所管部署	福祉部 障害福祉課 福祉サービス係
関連法令 根拠例規・要綱等	障害者総合支援法 前橋市重度障害児者等日常生活用具給付等事業実施要綱 前橋市重度心身障害児・者おむつサービス実施要綱
利用業務システム	福祉総合システム（GPRIME）

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	75,580	77,214	79,650
決算額	79,442	82,002	82,073

I 日常生活用具給付事業

対象事業のうち子どもに係る決算額は下記のとおり。なお、予算は両者区別せず一括で編成している。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	4,174	3,297	3,626

II 重度心身障害児者おむつサービス事業

対象事業は年齢で区別していないため、決算額の内訳は省略する。

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
24,717	12,358	—	9,503	35,495	82,073

【節別】

12 委託料	19 扶助費				計
14,937	67,137				82,073

3. 事業の詳細

I 日常生活用具給付事業

在宅の重度障害者（児）等（難病患者等含む）に、日常生活していく上で必要と思われる用具を給付するもの。障害者手帳の等級による制限（難病患者等は所定の診断書が必要）、及び所得に応じた自己負担がある（一定所得以上の場合は支給対象外）。

主な給付用具は下記の6種である。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 介護訓練・支援用具2. 自立生活支援用具3. 在宅療養等支援用具4. 情報・意思疎通支援用具5. 排泄管理支援用具（紙おむつ含む）6. 住宅改修費 |
|---|

申請者は、日常生活用具給付等申請書に、必要書類を添付して市に提出し審査を受ける。市は当該対象者の身体の状態・介護の状態・家庭の経済状況等を実地等により調査し（調査書を作成）、交付を決定する。

用具の給付等の管理については、利用状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳」及び「住宅改修費給付台帳」を整備し管理している。

II 重度心身障害児者おむつサービス事業

おむつを必要とする在宅の重度の心身障害児・者等に対し、紙おむつのサービスを実施することにより、日常生活を支援するとともに、介護者及び家族の心身的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

サービスは、1人につき1月当たり6,000円分（ただし、疾患による神経障害に起因して、排尿又は排便機能障害のある者で、その事実を医師の診断書により確認ができ、かつ一定の要件を満たす65歳未満の者は3,000円分）を上限とし、毎月紙おむつを対象者宅まで配送する。利用者は、重度心身障害児・者おむつサービス受給申請書により申請し、審査の上受給決定通知により受給開始となる。

サービス対象となるおむつは、随意契約により選定された業者のカタログから商品を選択する。委託業者は、配付後受領印を受けた紙おむつサービス指示書兼実績報告書に請求書を添付して、配送月の月末までに前橋市に請求する。

4. 監査の結果

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

04 こども政策推進事業

1. 事業要約

事業名	こども政策推進事業
事業目的及び 主な事業内容	こども計画策定等のためにアンケート調査を実施し、また、有識者会議等を設置する
所管部署	こども未来部こども支援課（現：こども政策課こども政策係）
関連法令 根拠例規・要綱等	こども基本法
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	－	－	7,300
決算額	－	－	10,896

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
－	6,600	－	－	4,296	10,896

【節別】

01 報酬	07 報償費	10 需用費	11 役務費	12 委託料	計
474	125	44	13	10,141	
13 使用料 及び賃借料					
99					10,896

事業費のうち委託料がほとんどを占める。これは、前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査・分析事業（以下、「市民アンケート調査」）につき、9,900千円で外部業者へ委託したものが主である。この事業は国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、国庫補助が2/3である。（県を通しての支払）

3. 事業の詳細

当事業のうち、主たるものである市民アンケート調査は、前橋市の少子化について、子ども・若者の意識や生活実態等の現状と課題を把握・分析し、これまで取り組んできた少子化対策等の効果の検証及び今後の施策等の検討を行うことを目的とするものである。実際の業務は公募型プロポーザルにより選定された業者によって行われた。調査結果報告書は市のホームページにおいて公表されている。

4. 監査の結果

(1) 決裁時の書面確認について（意見）

① 現状及び問題点

公募型プロポーザル実施に際して、実施要領を公表するときの課内決裁において、評価点の合計点を本来 100 点満点であるところ、110 点満点となる状態で決裁されていた。なお、実際に公表された実施要領では正しく修正され、100 点満点となっていた。

② 改善策

実際の公表前に担当者が気づいて修正されたため実害等は生じていないが、本来、課内回覧の段階で誰かが気付くべき事項である。間違いやすいミス類型であると思われるため、検算を徹底することが望まれる。

05 災害遺児手当支給事業

1. 事業要約

事業名	災害遺児手当支給事業
事業目的及び 主な事業内容	交通災害や労働災害により生計の中心である父若しくは母又はこれに準ずる者が死亡し又は障害の状態となった児童（以下「災害遺児」という。）の保護者に対して、災害遺児手当を支給するもの
所管部署	こども未来部　こども支援課　子育て給付係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市災害遺児手当支給条例 前橋市災害遺児手当支給条例施行規則 前橋市災害遺児の援助に関する要綱
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	336	252	378
決算額	336	252	294

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
－	－	－	294	－	294

【節別】

19 扶助費					計
294					294

財源はふるさと納税であり、前橋市の独自事業である。

各年度は継続認定者のみの支給予定額を対象とした予算を編成しており、令和4年度と5年度はそれぞれ新規申請が無かったため予算通りの決算となっている。

令和6年度に制度改正を行い、支給対象年齢を中学校卒業から高校卒業まで延長した。それに伴い、過去に本手当を受給していた者で、制度改正後に改めて支給対象となる者に対する支出も見込んで予算編成したが、支給要件に該当しなくなった者や未申請者がいたため、予算と決算が乖離する結果となった。

3. 事業の詳細

災害遺児に対し、以下の要領で手当を支給する。

支給額　：災害遺児 1 人につき月額 3,500 円（9 月及び 3 月の年 2 回支給） 支給期間：申請月から災害遺児が 18 歳に到達後の最初の年度末まで
--

児童手当の支給期間が令和 6 年 10 月分から高校生まで延長されたことに合わせ、条例が改正され、災害遺児の範囲を義務教育終了前から高校生等（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）まで拡大した（令和 6 年 10 月 1 日施行）。なお、災害遺児入学祝金についても高校入学時にも支給を拡大することとなった。

4. 監査の結果

(1)災害遺児手当の利用促進について（意見）

①現状及び問題点

前述のとおり対象者を義務教育終了前までの者から高校生等までの者に拡大したにも関わらず、予算で見込んでいた分に達していない。

市では児童手当受給者切り替えのタイミングや、児童扶養手当受給相談時に案内するほか、子育て関連の冊子においても周知をしているとのことだが、確保された予算が効果的・効率的に使われていない状態である。

②改善策

対象者の利用が十分に促進されていないのは周知の問題なのか、周知はされているものの手続が煩雑なのかなど何らかの検討をして、拡大された対象者の需要を捉えて利用を促進すべきである。

06 災害遺児入学祝金贈呈事業

1. 事業要約

事業名	災害遺児入学祝金贈呈事業
事業目的及び 主な事業内容	災害遺児が小学校、中学校及び高等学校等に入学する場合に 15,000 円の入学祝金を贈呈するもの
所管部署	こども未来部 こども支援課 子育て給付係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市災害遺児の援助に関する要綱 前橋市社会福祉基金条例
利用業務システム	—

2. 予算・決算

○ 過去 3 年の事業費推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	15	15	30
決算額	—	30	—

令和 6 年度において利用がないため決算額はゼロとなっている。

3. 事業の詳細

1. 事業要約に記載のとおりである。条例が改正されて災害遺児の範囲を義務教育終了前から高校生等（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）まで拡大した（令和 6 年 10 月 1 日施行）。

4. 監査の結果

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

07 児童虐待防止事業

1. 事業要約

事業名	児童虐待防止事業
事業目的及び 主な事業内容	まえばし子ども見守り宅食事業 食材等の配付を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることにより、要支援家庭における児童虐待の早期発見及び早期対応の推進をする
所管部署	こども未来部 こども支援課 家庭児童相談係
関連法令 根拠例規・要綱等	まえばし子ども見守り宅食事業実施要綱
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	4,319	4,371	4,352
決算額	4,249	4,340	4,282

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
2,704	－	－	69	1,509	4,282

【節別】

07 報償費	08 旅費	10 需用費	11 役務費	12 委託料	計
52	76	95	22	3,904	
13 使用料 及び賃借料	18 負担金補 助及び交付金				
1	132				4,282

事業費のうち、まえばし子ども見守り宅食事業に係る委託費がほとんどを占める。当事業は厚生労働省の設ける支援対象児童等見守り強化事業に該当するものであり、当初は全額国から財源が充てられたが、令和6年度においては国からの財源は2/3となった。

また、後に記載するファシリテーターを養成する講座に関する経費が負担金等に計上されている。

3. 事業の詳細

まえばし子ども見守り宅食事業は、前橋市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている児童及び養育に心配がありながら、自ら支援を求めていくことが困難で地域から孤立の恐れがある家庭（以下「要支援家庭」という。）に対し、食材等の配付を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることにより、要支援家庭における児童虐待の早期発見及び早期対応の推進を目的とし、令和3年10月より開始した。

当事業の利用状況は下表のとおりである。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象世帯	15世帯	16世帯	16世帯	16世帯
対象児童	33名	25名	37名	36名
対象児童訪問回数	118回	211回	257回	206回

事業の実施主体は市であるが、運営については民間法人へ委託して実施するとされており、特定非営利活動法人(NPO 法人) S 社に業務委託をしている。

受託者は毎月2回以上の家庭訪問を行い、市に月次報告を行う。実際には申込上の関係で4月の家庭訪問は1回であり、令和6年度において月2回以上訪問したところはなかった。

実施要綱上、運営法人の要件として「フードバンク事業の実務経験があり、市内外の食品関連企業等から協力を受け、事業に必要となる食品を確実に提供できること」とあり、この要件に当てはまる事業者は当該S社以外に事実上存在せず、市はS社と随意契約を締結している。

4. 監査の結果

(1) “赤ちゃんがきた！”(BP)の研修費用ほか費用の事業区分について（意見）

①現状及び問題点

初めて赤ちゃんを育てている母親と0歳児の赤ちゃんと一緒に参加するプログラムである“赤ちゃんがきた”のプログラム(BP1プログラム)を市が実施するにあたって、市のファシリテーターを養成するための講座の受講料のほか、テキスト代、旅費といった関連経費を児童虐待防止事業として予算計上し、集計している。

しかしながら、当該養成講座を開いているNPO法人こころの子育てインターネット関西のWebサイトによる説明では「BPプログラムは、専門家の個別対応が必要となるような深刻な問題をかかえるご家庭を対象にしたプログラムではありません。」とされている。

参加者が当プログラムを受講することで結果的に児童虐待防止につながることは想像できるところであるとはいえ、当該経費を児童虐待防止事業とするのは、適当ではないと思われる。

②改善策

より適切な事業として計上することが望まれる。

(2)実績報告書の不整合について（結果）

①現状及び問題点

S社から年度通期の実績報告書を徴収しているが、当該実績報告書内で不整合な記載がなされているまま収受している。具体的には実績報告書上、見守り対象世帯別の各月の訪問回数の表と、それとは別に、各月にS社が訪問した回数の表があるが、それらが整合していない。

②改善策

実績報告書収受時に報告書の確認を行うべきで、正しい報告書を収受すべきである。

(3)業務委託金額の適正性について（結果）

①現状及び問題点

業務委託金額について、S社からの令和5年9月26日付見積書による金額のままで契約を行っている。S社からの見積書は以下のようにになっている。（単位：円）

摘要	数量	単価	金額
人件費 (1,100円/時×8時間×1人)	240日	8,800	¥2,112,000
借料・損料	12ヶ月	14,500	¥174,000
報償費（訪問手数料） (1,000円×30件)	12ヶ月	30,000	¥360,000
事務用品費	1式	40,000	¥40,000
ガソリン代 (180円×80L×12ヶ月)	12ヶ月	14,400	¥172,800
保険料	12ヶ月	12,000	¥144,000
食品購入費	1式	450,000	¥450,000
通信費	12ヶ月	8,000	¥96,000
	小計		¥3,548,800
	消費税		¥354,880
	合計		¥3,903,680

このように、とくに人件費と報償費において、時間と件数に応じた見積となっている。ここで、上記の利用状況のとおり、令和6年度において対象児童訪問回数は206回であり、単純月平均で17回超（206/12）である。1回あたりの訪問で、配布食材の準備や報

告書の作成を含めて丸1日までは要しないと考えられる。仮に1回の訪問あたり5時間とすると、5時間×206回＝1,030時間であり、見積時間8時間×240日＝1,920時間と大きな乖離がある。実際に1回の訪問あたりの時間は定かではないが、実時間に応じた委託料金となっているとは言い難い。

同様に、訪問手数料相当となる報償費も見積ベースでは月30件（年間360件）となっており実績に対して過大であるといえる。さらに、ガソリン代についても、単価は措くとしても、月80Lの使用は、燃費が15km/Lの車だとすると月間走行距離が1,200kmとなり、月20回の訪問としても1回あたり往復60km要していることとなり、訪問支援対象者は前橋市内在住者であることから非現実的な距離で、過大であるといえる。加えて、食品購入費の項目があるが、下記に見る収支報告書上の実績額は46,547円で、10倍以上の大幅な差がある。

上記のとおり、見積額全般に甘いものとなっていると考えられるが、これをそのまま受け入れ、年間の委託料としている。当初は国の事業として全額予算措置されたものであったため、見積額を精緻に査定する誘因が乏しかったものとも考えられるが、もとより、契約は原則として一般競争入札で行われるもので、随意契約は例外的に認められるものであることから、随意契約にあたっては金額の算定をより精緻に行うべきものである。

②改善策

業務委託にあたって、訪問回数に応じた変動額の部分と、固定額の部分を設けることを検討すべきである。なお、同じく支援員を派遣する業務であるヤングケアラー訪問支援事業においては、年間事務費・管理費を固定額とし、訪問支援費用は時間当たり、交通費は1回あたりとしていることから参考となる。

(4)収支報告書について（結果）

①現状及び問題点

当該事業に対する収支報告書の提出を求めているが、S社から提出された収支報告書は、S社で用いられていると思われる会計ソフトから出力された残高試算表であり、決算仕訳にて部門を分けたもので、以下のようなものであった。（単位：円）

売上高		3,903,680
食品仕入高	46,547	
給料手当	3,455,765	
法定福利費	350,001	
通信費	44,571	
消耗品費	6,796	
（上記計）	3,903,680	

S社における業務受託額を売上とし、当該事業にかかった食品仕入高、通信費、消耗品費

を集計し、見積書上にあったガソリン代（旅費交通費）・保険料については項目がなく、そして、損益がゼロになるように差額を人件費（給料手当・法定福利費）計上していると推認される。

要は、当該事業についてどれだけの経費が掛かったのかが判然とせず、市にとって有用な収支報告書となっていない。

②改善策

収支報告書を徴求しているのは、当該事業に関して要した経費を明らかにすることにあると考えられる。従って、管理分別できる経費については支出項目を細分化して明らかにすべきである。また、金額もさることながら、当該事業に要した時間を把握することも有用であると考えられることから、時間についての報告も求めるべきである。

08 ひとり親家庭支援事業

1. 事業要約

事業名	ひとり親家庭支援事業
事業目的及び 主な事業内容	以下4つの事業からなる I ファミリー・サポート・センター利用支援事業 ひとり親家庭が同センターを利用した際の利用料の一部を補助する II こどもフードパントリー事業 物価高騰の影響を受けているひとり親家庭等への支援のため、企業等からの寄附で集まった食品や日用品を配布するとともに、その配布をきっかけに必要な支援につなげる。 III こどもの生活・学習支援事業 大学等を受験する際の受験料を補助することにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しする IV ネイチャーキッズプロジェクト事業 赤城山の大自然を満喫しながら自立への一歩を踏み出すきっかけになる2泊3日の自然体験キャンプを提供する
所管部署	こども未来部 こども支援課 子育て給付係
関連法令 根拠例規・要綱等	I ファミリー・サポート・センター利用支援事業 前橋市ひとり親家庭支援事業費補助金交付要項、前橋市補助金等交付規則、児童扶養手当法、前橋市福祉医療費の支給に関する条例、前橋市福祉医療費の支給に関する条例施行規則 II こどもフードパントリー事業 前橋市こどもフードパントリー事業実施要綱、こどもフードパントリー事業における物資輸送協力に関する協定書 III こどもの生活・学習支援事業 前橋市こどもの大学等受験料支援補助金交付要項 IV ネイチャーキッズプロジェクト事業 「つながる一絆」ネイチャーキッズプロジェクトに関する協定書
利用業務システム	ー

○ 過去 3 年の事業費推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当 初 予 算 額	700	781	55,535
決 算 額	817	7,579	20,975

○ 令和 6 年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
5,519	—	—	2,264	13,192	20,975

【節別】

10 需要費	11 役務費	12 委託料	18 負担金補助及び交付金		計
11,032	3,629	224	6,090		20,975

令和 5 年度の当初予算額と決算額に乖離が生じているのは、年度途中の 11 月からこどもフードパントリー事業を開始することに伴い、令和 5 年 9 月議会で補正予算（750 万円）が成立したためである。

令和 6 年度で予算が急に大幅な増加となったのは、こどもフードパントリー事業の予算（19,755 千円）を年度当初から見込めたことと、令和 6 年度から開始したⅢこどもの生活・学習支援事業の予算（37,789 千円）を見込んだためである。

令和 6 年度の決算で予算と大きな差があるのは、こどもの生活・学習支援事業について見込みより申請数が大幅に少なかったためである。

需要費のほとんどがこどもフードパントリー事業の食材、日用品及び梱包に用いる段ボールの購入であり、委託料は当事業の運送委託である。また、役務費のほとんどは同事業での発送費である。

I ファミリー・サポート・センター利用支援事業、Ⅲこどもの生活・学習支援事業、Ⅳネイチャーキッズプロジェクト事業は、負担金補助及び交付金としての支出であり、I：1,095 千円、Ⅲ：4,345 千円、Ⅳ：650 千円となっている。

3. 事業の詳細

I ファミリー・サポート・センター利用支援事業

ひとり親家庭等が同センターを利用した際の利用料金の一部助成事務に係る経費を、ファミリー・サポート・センターの運営受託団体に補助するものである。育児の援助を受けたい者（「おねがい会員」）は育児の援助を行いたい者（「まかせて会員」）に対して正規の利用料を支払い、後日、おねがい会員は運営受託団体から区分に応じた利用料の一部助成を受け、市は、当該助成金及び事務費について受託運営団体に支払を行うという流れとなる。なお、市は運営受託団体に年度途中に概算払いをしている。

利用料の助成金及び補助額は以下のとおりである。

児童の健康 状態	区分	補助額
健常児	生活保護世帯 住民税非課税世帯	1 時間当たり 400 円
	一般世帯	1 時間当たり 200 円
病児・ 病後児	生活保護世帯 住民税非課税世帯	1 時間当たり 650 円
	一般世帯	1 時間当たり 300 円

II こどもフードパントリー事業

令和 5 年頃からの物価高騰が低所得世帯の家計を直撃しており、特にこどもを抱えるひとり親世帯は大きな影響を受けていると考え、物価高騰の影響を受けているひとり親家庭等への支援のため、企業等からの寄附で集まった食品や日用品（一部は市で購入しており、また、全国共通おこめ券もある）を配布するとともに、その配布をきっかけに必要な支援につなげるものである。令和 5 年 11 月を初回として実施している。

事業の支援対象となる者は次のいずれにも該当する者である。

- ・現に前橋市から児童扶養手当法による児童扶養手当の認定を受けている
- ・市町村民税均等割が課されていない
- ・まえばし子ども見守り宅食事業における支援を受けていない

当事業は、本報告書 07 児童虐待防止事業にある「まえばし子ども見守り宅食事業」と類似しているが、当事業は配送業者がおよそ 2 か月に 1 回配達業者によって配送するだけにとどまり、訪問まではしない。

令和 6 年度の配布実績は以下のとおりである。

配布月	R6.5	R6.7	R6.10	R6.12	R7.1	R7.2
配布世帯数	712	719	653	665	670	680

食料等が利用者に届くまでの流れは以下の i から iv のとおりである。

i .食品等の納品

寄付企業から a～c のいずれかの手順により食品等を受領

※保管場所は本市総社町にある計量検査所

a.企業が直接保管場所に食品を搬入

b.本市職員が企業の工場(市内)まで受け取りに行き保管場所に搬入

c.神奈川県倉庫まで委託業者（群馬県トラック協会前橋支部）が受取に行き保管場所に搬入

ii .職員による商品の検品

iii .職員による梱包作業等…本市職員により個別ダンボールに食品等を封入、梱包

iv .対象者へ配付…宅配便（ゆうパック）により対象者へ配付

III こどもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭や市民税非課税世帯のこどもを対象として、大学等を受験する際の受験料を補助することにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しするものである。支給額は大学等を受験する際の受験料（こども 1 人当たり上限 53,000 円）である。

本事業はこども家庭庁の所管するこどもの生活・学習支援事業(ひとり親家庭等生活向上事業)の一つであり、前橋市では令和 6 年 12 月から開始したものである。

IV ネイチャーキッズプロジェクト事業

特定非営利活動法人教育支援協会北関東（主たる事務所の所在地：前橋市）との協働事業であり、ひとり親家庭を対象として、赤城山の大自然を満喫しながら自立への一步を踏み出すきっかけになる 2 泊 3 日の自然体験キャンプを提供する事業である。

当事業は、市民協働課が実施している「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」（地域課題解決やより良いまちづくりについて、市民と行政が共に取り組む協働推進事業）にて、平成 28 年度に採択されたものであり、平成 29 年度から実施している。

市としては、実施主体に負担金を支出している。

4. 監査の結果

I ファミリー・サポート・センター利用支援事業

(1)ひとり親家庭等について要項上の定義を適用していないことについて（結果）

①現状及び問題点

前橋市ひとり親家庭支援事業費補助金交付要項（要項）上、補助対象となるひとり親家庭等とされるのは①児童扶養手当受給資格者②母子・父子家庭等福祉医療費の受給者③群馬県の補助基準に準じ利用対象と認められる者となっている。

ここで①の児童手当受給資格者として児童扶養手当法に以下のように規定されている。

(認定)

第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 (略)

すなわち、受給資格者は、あくまで資格者であり、実際に児童扶養手当を受給するには都道府県知事等の認定を受けなければならないとされており、受給資格者と受給者とは異なる概念である。

しかしながら、実際の運用では、ひとり親家庭等の判断基準として、受給資格者が児童扶養手当を申請して認定を受けていることとなっている。

要項で示していることと実際の運用とで異なっており、合規性に疑義のある状態となっている。

②改善策

要項と実際の運用を合致させるべきである。

(2)要項上、助成の対象外である事項が明記されていないことについて（結果）

①現状及び問題点

ファミリー・サポート・センターの利用については、当報告書 18 施設等利用給付事業における補助対象となる。そこで、施設等利用給付事業における補助を受ける場合、当ファミリー・サポート・センター利用支援事業の利用対象外としており、どちらかのみの利用となっている。（すなわち、重複して補助対象となることは出来ない）

しかしながら、要項上、交付金額欄に「※国又は県その他制度による利用料金の補填を受けられる場合は、他制度の適用が優先されます。」との記載はあるものの、市の制度である施設等利用給付事業における補助については記載がない。

②改善策

上記を対象外であることを明記すべきである。

(3)要項上の文面が不明瞭であることについて（結果）

①現状及び問題点

要項の交付金額欄の3項に、「事務費に係る補助額は、表2のとおりとし、1人が1月に複数回活動しても1人と計上して、1月あたりの利用人数を足し上げ12で除して得た数を月の平均利用人数とします。なお、小数点以下の端数は切り捨てとします。」と記載されている。

表 2

月平均利用人数	補助額
5 人以下	25,200 円
6 人以上 10 人以下	50,400 円
10 人以上	75,600 円

ここで、月平均利用人数について、何を指すのか一見して明らかではない。実際には年間提供会員人数（「まかせて会員」）の月平均利用人数であるとのことである。

②改善策

要項上、月平均利用人数がなにかを明確にすべきである。

(4)児童扶養手当受給資格等の確認時期について（意見）

①現状及び問題点

要項上、交付条件として以下のように記載されている。

4 補助対象者は、おねがい会員の世帯課税区分について、当該年度の 11 月に課税区分を反映した補助額の見直しを行わなければなりません。

5 補助対象者は、おねがい会員の児童扶養手当受給資格等について定期的に確認しなければなりません。

ここで、「定期的に確認」とあるが、要項上、いつかは明示されていない。この点、実際にはおねがい会員の児童扶養手当受給資格等について、毎年 10 月中に確認を行っているが、例外としてファミリー・サポート・センター事業の利用が 2 か月間ないおねがい会員は、利用の際に資格の確認を行っているということであった。

定期的にとというのが不明確であるため合規性に疑義が生じかねない。

②改善策

要項上に確認時期を明記の上、例外的に「利用が 2 か月間ない場合は利用の際に」などと定めるなど要項を具体化すべきである。

II こどもフードパントリー事業

(5)食品等の配布実施月について（意見）

①現状および問題点

こどもフードパントリー事業実施要綱に「第 5 条 食品等の配付実施月は、市長が別に定める。」とあるが、別に定めたものは存在しない。

隔月の配付を目標としているが、企業等の寄付を受ける時期や賞味期限等を考慮して、その都度伺い定めにより意思決定を行っている状況にある。

②改善策

要綱5条を、例えば「隔月の配布に努める」などと修正することを検討されたい。

(6)書類の整理整頓について（意見）

①現状及び問題点

「こどもの貧困対策関係綴」に本事業に関係ない別事業のこども食堂の受領書が混在していた。これは市内の農事組合法人から前橋産玄米 120kg の寄附があり、寄附者は市内のこども食堂での活用を希望していたので、市内のこども食堂に希望調査を実施し、希望のあった 12 団体に各 10kg ずつ玄米を配付した際の受領書だった。

書類の整頓に不備があると行政の効率性に関わる。

②改善策

関係ない書類は「その他」という分類の綴りにするなど、整頓すべきである。

(7)納入、梱包及び発送作業を職員が行っていることについて（意見）

①現状及び問題点

現在、配送品の梱包作業は市役所職員により行っている。こども支援課の職員全体(80名)のなかで、特に子育て給付係 12 名を中心とし、他の係にも応援要請している。通常はメイン 4 名程度に応援 3 名を加え、合計 7 名程度で実施している。時間は初日が午前 9 時から 4 時まで、翌日は 9 時から 11 時まで要している。

およそ 700 個分の段ボールに梱包するという作業であり、職員の相応のマnpaワ-を要していると考えられる。職員の行う業務は事業費として直接的に集計計上されないため数値的に可視化されづらく、そもそも梱包・発送作業は本来的な行政職員の業務ではないと思われ、行政の効果的、効率的な資源の活用に疑義が生じている状態である。

②改善策

梱包業務であり、業務委託を検討するなど工夫することが望まれる。

III こどもの生活・学習支援事業

(8)予算額に対する決算額(申請率)が少ないことについて（意見）

①現状及び問題点

令和 6 年度の予算額は 37,789 千円だったが、決算額は 4,345 千円であり、結果的に 10% 台に過ぎない結果だった。予算の効果的効率的な利用を図ることができているとはいえない状況である。

なお、以下のような周知活動を行っている。

- ・ホームページ
- ・市広報 R6.7（事前告知）、R7.2 広報掲載
- ・市長による定例記者会見（R6.12）
- ・県内の前橋市に隣接している市町村（前橋、高崎、伊勢崎、桐生、みどり、玉村、渋

- 川)の全高校47校宛に周知依頼(高校3年生の保護者宛に対しての周知)
- ・市内のこども食堂、図書館、高校生学習室等に対しポスター掲示依頼
 - ・民生委員説明会で各地区の代表者に周知(R7.1)

②改善策

周知の問題なのか、利用のしやすさの問題なのかを分析して、予算の効果的効率的な利用を図るべきである。

IV ネイチャーキッズプロジェクト事業

(9)協定書の定めと実態が乖離していることについて(意見)

①現状及び問題点

「つながる一絆」ネイチャーキッズプロジェクトに関する協定書(協定書)6条2項に「甲及び乙は、事業が終了した際または事業を実施して1年が経過した際に事業の振り返りを行い、取り組みを確認するものとする。」と定められている。そこで、プロジェクト終了後、概ね一週間程度を目安に、電話または対面にて事業の振り返りと取り組みの確認を行っている。

内容は主に、プロジェクト当日の参加者の様子及び事故や怪我の有無の確認、課題の洗い出しである。また、事業実施直後では発見できない課題等があった場合を想定し、1年が経過した際に事業の振り返りを実施することも予定しているということである。ただし、実態としては、1年後にやることもあればやらないこともあり、数ヶ月後ということもある。そして、先方から提案があるときくらいであるという。

実態と乖離しており、合規性に疑義がある状態である。

②改善策

協定書は当初に作成したものを例年用いているようであるが、実態に沿うよう改訂すべきである。

(10)帳簿の確認規定について(意見)

①現状及び問題点

協定書9条に帳簿の備え付けについての規定があるが、市が確認する旨の定めではない。事業報告書及び収支報告書の内容に疑義等があった場合に帳簿の現物確認を予定しているとのことであるが、協定上の根拠に欠く状況である。

②改善策

現物の閲覧に応じてもらう条項の定めが必要である。

(11)財産の帰属を明確化すべきことについて(意見)

協定書13条2項は備品等の財産は本市に帰属するとあり、事業完了後の使用は協議の

上定めることになっている。

この点、事業で購入した物はクラフト教材やキャンプファイヤー用品等、全て消耗品であり、事業実施後に残った備品はなく、備品等の財産を市に帰属するとの典型例として想定しているものはないとのことである。ただし、ここで「備品等の財産」と定められているので消耗品も含まれていると考えられる。

②改善策

上記につき疑義が生じないような定めを工夫する必要がある。

09 児童養護施設等入所児童自立支援事業

1. 事業要約

事業名	児童養護施設等入所児童自立支援事業
事業目的及び 主な事業内容	児童養護施設等を退所又は里親の措置委託解除後児童に対し Ⅰ 自立生活支度金 家庭復帰が見込めず、自立生活を始める者に対し自立生活支度金を支給し、自立の促進を図る Ⅱ 自動車運転免許取得支援 就職又は進学により社会に巣立つ児童の自動車運転免許の取得を支援し、対象者の社会での自立や活動等の推進を図る
所管部署	こども未来部 こども支援課 家庭児童相談係
関連法令 根拠例規・要綱等	Ⅰ 前橋市児童養護施設等退所者自立生活支度金支給事業実施要綱 Ⅱ 前橋市児童養護施設等就職及び進学希望入所者自動車運転免許取得支援実施要綱
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	3,600	6,400	4,800
決算額	2,825	4,804	3,066

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
－	－	－	3,066	－	3,066

【節別】

19 扶助費					計
3,066					3,066

支出はすべて扶助費である。また、財源はすべてふるさと納税によっている。

前橋市側では児童養護施設等入所児童の情報を持っていないため、当初予算策定時点で、監督官庁である群馬県に対象となりうる人数を確認し、その全員が利用すると見込んだ場合を予算額としている。実際には対象となりうる全員がこれらの制度を利用するわけではなく利用しない者もいるため、当初予算額の方が決算額よりも多くなる。

令和 6 年度の 2 つの事業の決算額は以下のとおりである。

	人数	決算額
I 自立生活支度金	8 人	1,600
II 自動車運転免許取得支援	9 人	1,466
計	17 人	3,066

3. 事業の詳細

平成 22 年、市内在住の匿名（当初）の個人が、孤児院育ちでタイガーマスクの主人公・伊達直人にちなみ、前橋市の中央児童相談所にランドセル 10 個を寄付したことがメディアに報じられた。これをきっかけに全国的にも児童養護施設等への支援が広がっていた動きを受け、平成 29 年 3 月に市としてふるさと納税を活用した事業としたものである。

I 自立生活支度金

前橋市内の児童養護施設等に入所中又は里親の措置委託中の児童のうち、就職、進学するに当たり、児童養護施設等を退所又は委託解除により初めて自立生活を送らなければならない者であって、親族等からの援助も望めず、公的援助のみでは自立生活準備費用の捻出が困難な状況にあると児童養護施設長等が認めたものに対し、1 人 1 回限り 20 万円を支給するものである。

II 自動車運転免許取得支援

前橋市内の児童養護施設等に入所又は里親の措置委託中の児童のうち、当該年度の翌年度に就職又は進学を希望し、かつ、退所等を予定している者であり、赤い羽根共同募金及び上毛新聞愛の募金からの助成のみでは自動車運転免許の取得費用の捻出が困難な状況にあると児童養護施設等の長が認めた者に対し、募金からの助成では賄えない運転免許取得費用を前橋市が負担するものである。

赤い羽根共同募金からは一人あたり 15 万円、上毛新聞愛の募金で一人あたり 5 万円が助成され、自動車運転免許取得費用がだいたい 35 万円～40 万円であることから、市からの扶助は一人あたり 15～20 万円となる。

対象者は、希望する自動車教習所に決定通知書の写しを添付して自動車教習所入所申込書を提出し、自動車学校は市へ講習費を請求し、市が自動車学校へ支払を行う。

4. 監査の結果

(1)自動車運転免許の再試験代について（意見）

①現状及び問題点

自動車運転免許取得支援事業において、支援対象となる経費は、要綱上「対象者の免許

取得に要する費用」とあるのみであり、再試験代についても全額対象となっている。しかしながら、再試験は本人の責に帰するところであり、全額を対象とすることはモラルハザードを生む可能性もある。

②改善策

再試験代については1回のみといった形で制限することを検討されたい。

10 ヤングケアラー支援事業

1. 事業要約

事業名	ヤングケアラー支援事業
事業目的及び 主な事業内容	ヤングケアラーがいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減する
所管部署	こども未来部 こども支援課 家庭児童相談係
関連法令 根拠例規・要綱等	児童福祉法 前橋市ヤングケアラー訪問支援事業実施要綱
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	－	1,000	10,000
決算額	－	949	239

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
149	9	－	－	81	239

【節別】

11 役務費	12 委託料	13 使用料及び賃借料	17 備品購入費		計
15	27	55	142		239

委託事業であるため委託費は委託料として計上される。国の「子育て世帯訪問支援事業」で国、県、各々1/3の補助となるが、すべてが国の事業要件に当てはまる支出ではないため、財源別割合は異なる。

3. 事業の詳細

市内に住所を有する過度な家事や家族等身近な者の世話等を担っているヤングケアラーの申請に基づき、支援員を訪問させ、悩み相談や家事、兄弟姉妹の世話、介護を実際に行うというものである。

令和5年度において市の教育委員会が、市立小学生5・6年生と市立中学生全学年及び

前橋市立高校全学年を対象に、学校用タブレット等を用いた Web アンケート形式で匿名でのアンケートをとり実態調査を行っている。そこで、お世話をしている家族がいる児童生徒で、ヤングケアラーにあてはまると回答した者が 47 人おり、相応の利用が見込まれると考えられたことや、ある種象徴的な取り組みとして令和 6 年度において 1 千万円の予算措置をとったものである。

なお、実際の支援業務にあたっては、業務委託となり、委託料は以下のとおり定められている。

訪問支援費用	3,000 円／時間
交通費	1,860 円／回
キャンセル料	1,000 円／回
・利用時間が 1 時間に満たない場合の委託料は、1 時間当たりの利用料とする。 ・利用時間が 1 時間を超える場合の委託料は、30 分以内の場合は 1 時間あたりの半額とし、30 分を超える場合は 1 時間当たりの委託料とする。 ・委託料には、事前訪問（原則 1 回）にかかる費用、本事業にかかる関係者会議等への出席費用を含む。 ・前日 17 時以降のキャンセルの場合、事業者は市にキャンセル料を請求できるものとする。	
事務費・管理費	564,000 円／年（上限）

4. 監査の結果

(1)事業の方向性について（意見）

①現状及び問題点

令和 6 年度において当該事業で訪問支援に至ったのは、利用者ベースでは 1 名のみである。潜在的な利用者はもう少しいるものと思われるが、実際には、家庭内の事柄であることから他者の介入を忌避する傾向が強く、なかなか利用に結びついていないという現状である。

②改善策

ヤングケアラー支援事業ということであるが、実際の利用者が少なく、また、国の子育て世帯訪問支援事業としてもヤングケアラーに限ったものでないことから、対象者をヤングケアラー以外にも広げていくことを検討されたい。

11 母子父子福祉事業

1. 事業要約

事業名	母子父子福祉事業
事業目的及び 主な事業内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき母子家庭等及び寡婦の福祉を増進するために以下の事業を実施している Ⅰ 自立支援教育訓練給付金 Ⅱ 高等職業訓練促進給付金 Ⅲ 就業・自立支援事業 Ⅳ 自立支援プログラム策定事業
所管部署	こども未来部 こども支援課 子育て給付係
関連法令 根拠例規・要綱等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 前橋市自立支援教育訓練給付金等支給に関する要綱 前橋市高等職業促進給付金等実施要綱 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」別紙の母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	78,279	62,259	62,437
決算額	56,660	63,440	53,082

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
45,905	－	－	32	7,143	53,082

【節別】

01 報酬	03 職員手当等	04 共済費	12 委託料	19 扶助費	計
4,316	1,163	915	947	45,739	53,082

各事業別の額は以下のとおり

	委託料	扶助費
I 自立支援教育訓練給付金	—	3,388
II 高等職業訓練促進給付金	—	42,351
III 就業・自立支援事業	927	—
IV 自立支援プログラム策定事業	20	—

3. 事業の詳細

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業である。上記 I～IV の内容をまとめると以下ようになる。

	実施主体	内容
I	市	学校の入学金及び授業料の一部を補助するもの 雇用保険法の専門実践教育訓練給付金の受給資格の対象者で、雇用保険給付金との差額（上限 25 万円）を本市が支給する
II		高等職業訓練促進給付金…毎月の生活費を補助 高等職業訓練修了支援給付金…修了後の支援のための給付
III	委託先	就業支援事業、就業支援講習会等事業、相談関係職員研修支援事業、養育費等支援事業
IV		面接を実施し、自立に向けた課題から就業支援等のメニューを定めたプログラムを策定

委託先は一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会。当法人は、群馬県内母子寡婦福祉団体の業務の円滑な推進を図り、ひとり親家庭の福祉の増進に努め、健全なる家庭生活の確立に寄与することを目的とした団体である。

4. 監査の結果

(1) 法令上の根拠なく辞退届を求めていることについて（結果）

① 現状及び問題点

自立支援教育訓練給付金において、利用者へ送る案内の書面に辞退届の提出がないと今後給付金の利用ができないと記載しているものがあつた。事務管理の都合という理由であるが、実際には辞退届がなくても給付金の利用はできるものである。

法律に定めのないことを求めて利用を制限しており、合規性に疑義がある。

② 改善策

法令上の根拠がないことを求めることなく、利用の制限がないようにすべきである。

12 母子父子寡婦福祉資金貸付事業等

1. 事業要約

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業等
事業目的及び 主な事業内容	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行う
所管部署	こども未来部 こども支援課 子育て給付係
関連法令 根拠例規・要綱等	母子及び父子並びに寡婦福祉法・同施行令・同施行規則 前橋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領 前橋市債権の管理に関する条例 前橋市財務規則 なお、前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例は適用されない
利用業務システム	貸付金システム

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	58,745	66,545	56,994
決算額	8,137	29,180	20,096

特別会計であり、Ⅰ-1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費、Ⅰ-2 母子福祉資金貸付金、Ⅰ-3 寡婦福祉資金貸付金、Ⅰ-4 父子福祉資金貸付金、Ⅱ 繰出金、Ⅲ 公債費（元金償還金）、Ⅳ. 予備費にわけられる。各項目別の推移は次頁のとおりである。

事業名	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
I -1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	113	36	321	117	193	38
I -2 母子福祉資金 貸付金	34,100	3,732	27,020	3,574	26,370	3,586
I -3 寡婦福祉資金 貸付金	5,760	—	2,880	—	4,800	—
I -4 父子福祉資金 貸付金	15,130	828	12,300	1,566	10,180	1,122
II 繰出金	—	—	14,000	14,000	—	—
III 公債費(元金償還金)	3,542	3,541	9,924	9,923	15,350	15,350
IV 予備費	100	—	100	—	100	—
合計	58,745	8,137	66,545	29,180	56,994	20,096

3. 事業の詳細

本事業は母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、法）に基づき、母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行うものである。中核市は県に代わって当該業務を担うこととされており、前橋市は中核市へ移行した平成 21 年度から当該業務を行っている。

本事業で代表的なものは、母子福祉資金の貸付け（法 13 条 1 項）である。これは、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。）に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、法律に定めた多様な資金を貸し付けることができるという事業である。

法改正により平成 26 年 10 月 1 日から父子に対しても福祉資金が創設された。

例年、支出済み金額は予算と比べてかなり少なく、予算はほとんど使い切らず、令和 2 年まででも多くても 1,000 万円を超える状況だった程度である。令和 3 年度から開始された国の給付型の奨学金（日本学生支援機構の奨学金の給付型。一人親に絞ったものではない。）といったものもあり、当事業における貸付の必要性が、少なくともその分は減ったものと思われる。

運用上は要領に基づいて貸付検討審査会を設置して貸付の実施の判断をしている。構成員はこども支援課長、子育て給付係長、家庭児童相談係長、貸付担当職員及び母子・父子

自立支援員で構成されている（現在合計7名）。

4. 監査の結果

(1)要領がアップデートされていないことについて（結果）

①現状及び問題点

前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領（以下、要領）上、借受人が自己破産した場合の対応について言及している箇所があるが、「破産宣告」という文言が用いられている。「破産宣告」は平成17年施行の改正後の破産法にて「破産手続開始決定」という文言に変更されており、現在は使われていない。

②改善策

要領は関連法令に合わせ適宜アップデートすべきである。

(2)決裁上の根拠規定が不適当であることについて（結果）

①現状及び問題点

令和6年8月30日審査会分の1人目について、調書に貸付金額の限度の根拠の参考として要領を参照している。しかしながら、貸付限度額は要領上で規定されているものではなく、あくまでも根拠規定は法、施行令及び施行規則であり、合規性の判断に疑義が生じかねない。

②改善策

貸付限度額については母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令7条以下が根拠規定である。要領を参照するのはよいが、合規性の判断に疑義が生じないようにするためにも根拠規定を明らかにすべきである。

(3)本事業の利用が低迷していることについて（意見）

①現状及び問題点

令和6年度の母子父子寡婦福祉資金の新規貸付は修学資金で2件、就学支度資金で1件のみであり、例年、一桁で推移している。これに加え継続貸付があるが、貸付金としての4,000万円程度の予算計上額に対し、実際の利用が例年数件にとどまり決算額が桁違いに少なくなっている。効果的・効率的な予算の活用ができていないと言わざるを得ない。

②改善策

約4,000万円規模の予算の効果的・効率的な活用のため、利用の促進策について検討することが望まれる。

(4)所定のファイルに書類を保管すべきことについて（意見）

①現状及び問題点

当事業に関連し、滞納者対策の綴りがあるが、当初は債務者死亡後の戸籍の附票が入っているのみであり、他には何もない状態であった。しかしそれを指摘したところ包括外部監査期間中に書類が追完された。これら書類については、本事業の担当2名を正副で担当しているところ、担当のデスク周りにあったということであり、所定のファイルに書類が保管されていない状態であった。

②改善策

書面を所定のところに保存することは基本事項であり、その書面を取り扱う都度所定の保管場所にファイリングすることが望まれる。

(5)償還免除及び猶予がほとんど実施されていないことについて（意見）

①現状及び問題点

母子福祉資金について、法令で定められた償還免除をした実績は寡婦福祉資金、父子福祉資金それぞれの貸付金について、これまでにない。償還金の支払猶予をした例は、母子福祉資金につき直近では平成30年度に、第19条第1項第1号に基づき、支払猶予及び償還期間の変更の決定を行ったものがある。変更理由は連帯借受人が留年により、在学期間延長となったためである。

現在、免除や支払猶予について、検討して管理しているものはない。他方で借受人等につき、滞納になっている人で生活保護を利用していたり年金のみで生活していたりする人はいる状況である。

このように、免除や支払猶予という制度があるものの、それを活用できている状況では全くなく、効果的・効率的な債権の管理がなされているとは言い難い状況である。

②改善策

借受人等が必ずしも制度について理解しているものではない。制度の周知や免除や支払猶予の利用の促進をして、効果的・効率的な債権管理が望まれる。

(6)債権の督促について（意見）

①現状及び問題点

予算には支払督促申立て手数料（印紙代数千円）が計上されている。これは本市の職員が本市としての申立てをすることを想定して（弁護士に依頼する弁護士費用ではなく）計上しているものである。

例年、可能性があるということで計上しているが、過去に支払督促の申立をおこなった実績はなく、これに続く訴訟提起についても実施したことはない。

一方、前橋市債権の管理に関する条例上、督促（6条）及び強制執行等（7条）を定め

ており、本来、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

②改善策

予算に計上している以上、支払督促の対象となる者があれば実行することを検討されたい。

(7)不納欠損処分の検討について（意見）

①現状及び問題点

不納欠損処分をした例は、令和元年度に平成 20 年から 22 年に調定した債権（1 人の借受人に対するもの）について行ったもののみである。このときの理由は借受人が死亡し、連帯借受人及び連帯保証人ともに生活保護を受給しているため資力の回復が困難で、返済が履行される見込みがないからであった。この際は債権管理条例 13 条(1)を適用して債権を放棄し、財務規則第 50 条により不納欠損処分をしたものである。この処分に議会の議決は不要であり市長の決裁で足りるものである。

本債権は最大で借受人、連帯借受人及び連帯保証人の 3 名の債務者がいる場合があり、債務者全員が不納欠損の要件を満たさないと処分が行えないという理由で、これ以外で不納欠損処分をしていないとのことである。

しかしながら、平成元年に調定したものであっても債権として存在している。もともと経済力に乏しい者を相手とする貸付けをしていてそれが令和 7 年においてもなお存在し続けているというのは、何らかの困窮状態にあるものと考えるのが自然である。債権の管理を効果的、効率的に実施しているとは言い難い状態である。

②改善策

債権管理条例の要件に該当して債権放棄を検討すべき貸付先は前記の件だけであるとは考え難い。貸付先が困窮していることは予想できることであり条例の規定を用いて債権放棄して不納欠損処理を進めるべきである。

13 乳幼児等健康診査事業

1. 事業要約

事業名	乳幼児等健康診査事業
事業目的及び 主な事業内容	母子健康法（昭和40年法律第141号）第12条、第13条の規定に基づき、妊婦及び胎児、乳幼児の健康管理の充実に資する目的として健康診査の費用の一部助成を行う事業 ・妊婦一般健康診査支援事業 妊婦1人あたり14回（多胎の場合は5回追加）分の健診費用を助成 ・産婦健康診査支援事業 産後1か月以内の産婦を対象に、産婦健診に係る費用の一部助成
所管部署	こども未来部 こども支援課 地域子育て係・こども健診係
関連法令 根拠例規・要綱等	母子健康法第12条、第13条 前橋市妊婦健康診査事業実施要項 前橋市妊婦歯科健康診査実施要綱 母子保健医療対策支援事業実施要項 前橋市乳幼児健康診査費用助成交付金要項 前橋市新生児聴覚検査費用助成交付金要綱 前橋市1か月児健康診査支援事業実施要綱 前橋市5歳児就学前健康診査実施要綱
利用業務システム	健康かるて

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	279,879	278,254	271,101
決算額	259,443	239,421	240,770

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
14,898	257	—	100,100	125,515	240,770

【節別】

01 報酬	08 旅費	10 需用費	11 役務費	12 委託費	18 負担金補助 及び交付金	計
5,375	23	559	539	231,217	3,059	240,771

財源は、健診によって割合は違うが、国・県・市がそれぞれ負担している。医師会経由での健診がほとんどのため、事業費のうち医師会への委託費がほとんどを占めている。

3. 事業の詳細

本事業は、妊婦を対象に、妊娠中の健康管理の向上のために妊婦健康診査受診票を交付し、産婦を対象に、産後の心身の健康状態確認のため産婦健康診査費用の一部を助成する。また、新生児を対象に聴覚障害を早期に発見するための検査費用の一部を助成する。

対象の健康診査は下記のとおりである。

健康診査業務	歯科衛生士業務	心理相談員業務	県外受診
① 1 か月児健康診査	① 1 歳 6 か月児健康診査	① 1 歳 6 か月児健康診査	① 1 か月児健康診査
② 新生児聴覚検査	② 2 歳児歯科健康診査	② 2 歳児歯科健康診査	② 新生児聴覚検査
③ 股関節脱臼健康診査	③ 3 歳児健康診査	③ 3 歳児健康診査	③ 産婦健康診査
④ 3 ～ 4 か月児健康診査		④ 5 歳児就学前健康診査	④ 妊婦健康診査
⑤ 9 ～ 10 か月児健康診査			
⑥ 1 歳 6 か月児健康診査			
⑦ 2 歳児歯科健康診査			
⑧ 3 歳児健康診査			
⑨ 5 歳児就学前健康診査			
⑩ 産婦健康診査			
⑪ 妊婦健康診査			
⑫ 妊婦歯科健康診査			
⑬ 多胎妊娠健康診査			

上記の健診における令和4年度～令和6年度の件数は下記のとおりである。

<健康診査業務>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1か月児健康診査	—	—	1,580
新生児聴覚検査	1,986	1,723	1,752
股関節脱臼健康診査	1,971	1,765	1,758
3～4か月児健康診査	2,066	1,842	1,845
9～10か月児健康診査	2,027	1,939	1,738
1歳6か月児健康診査	2,124	2,080	1,930
2歳児歯科健康診査	1,186	1,014	1,014
3歳児健康診査	2,331	2,244	2,122
5歳児就学前健康診査	2,355	2,336	2,178
産婦健康診査	3,684	3,297	3,427
妊婦健康診査	24,987	22,695	22,205
妊婦歯科健康診査	972	898	846
多胎妊婦健康診査	6	19	11

※2歳児歯科健康診査については、任意健診であり、他の法定健診のような事前通知がないため、受診件数が少なくなっている。未受診により直接問題が生じることはないとのことであるが、1歳6か月児健康診査時に発達面等で経過観察をしている場合等では、2歳児歯科健康診査で状況把握が出来るメリットはあるため、受診勧奨（LINEプッシュ通知、母子手帳アプリ等）に努めている。

<歯科衛生士業務>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1歳6か月児健康診査	2,124	2,080	1,930
2歳児歯科健康診査	1,186	1,014	1,014

3歳児健康診査	2,331	2,244	2,122
---------	-------	-------	-------

※上記と同じように、2歳児歯科健康診査については、任意健診であり、他の法定健診のような事前通知がないため、受診件数が少なくなっている。

<心理相談員業務>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 歳 6 か月児健康 診査	70	68	69
2 歳児歯科健康診 査	44	46	43
3 歳児健康診査	70	69	66
5 歳児就学前健康 診査	96	92	100

<県外受診>里帰り出産

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 か月児健康診査	—	—	43
新生児聴覚検査	81	79	60
産婦健康診査	133	133	104
妊婦健康診査	495	491	360

4. 監査の結果

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

14 母子保健医療給付等助成事業

1. 事業要約

事業名	母子保健医療給付等助成事業
事業目的及び 主な事業内容	Ⅰ 不育症治療費助成事業 不育症の治療に対する費用の助成を実施する Ⅱ 不妊治療費助成事業 一般不妊治療と生殖補助医療に要した医療費に対し助成する Ⅲ 未熟児養育医療給付事業 未熟児の養育に必要な入院医療費の給付を行う
所管部署	こども未来部 こども支援課 およこ健康係
関連法令 根拠例規・要綱等	母子保健法第20条 母子保健法施行規則第9条 前橋市母子保健法施行細則 前橋市不育症治療費助成金交付要項 前橋市不妊治療費助成金交付要項
利用業務システム	—

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	161,039	103,667	83,095
決算額	61,161	50,885	52,921

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
4,350	2,700	—	39,798	6,073	52,921

【節別】

11 役務費	12 委託費	18 負担金補助 金及び交付金	19 扶助費		計
67	11	41,311	11,532		52,921

財源は、未熟児養育医療について国：県：市で1/2、1/4、1/4である。不妊治療費については、令和4年度から医療保険の適用となったため、新たな市単独事業として実施している。

3. 事業の詳細

本事業は下記の 3 事業である。

事業名	内容
不育症治療費助成事業	妊娠しても流産・死産を繰り返す不育症の治療に対する費用の助成を実施する事業。 妊娠・出産・育児を通じた子育て支援の一環とし、不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図ることを目的とする。
不妊治療費助成事業	不妊治療が保険診療の適用となり、それまで市単独事業として実施していた一般不妊治療費助成事業と国の補助事業として実施していた特定不妊治療（生殖補助治療）費助成事業を一体化し、令和 4 年度から新たな助成事業として実施している事業。 一般不妊治療及び生殖補助医療に要する医療費に要した費用についてその一部を助成することにより、不妊治療を行っている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図り、もって少子化対策を推進することを目的とする。
未熟児養育医療給付事業	母子保健法に規定する 1 歳未満の未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた児の指定養育医療機関における入院医療費を給付する事業。 未熟児は、一般の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、その死亡率が高いばかりか、心身に障害を残すことも多いため、出生後速やかに適切な処置を講ずることが出来るように医療費給付をすることを目的とする。

上記 3 事業の令和 4 年度から三か年の助成件数の推移は以下のとおりである。

	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不育症治療費助成	16	626	16	524	20	732
不妊治療費助成	371	23,197	507	38,415	514	40,578
未熟児養育医療給付	50	11,226	66	10,653	58	11,532

4. 監査の結果

(1)助成対象者の要件に暴力団排除条項を追加することについて（意見）

①現状及び問題点

不妊治療費助成金の助成対象者は下記のとおりである。

令和6年度前橋市不妊治療費助成金交付要項（抜粋）

助成対象者	次に掲げる要件にすべて該当する者としてします。 1 産婦人科又は泌尿器科を標ぼうする保険医療機関において不妊治療を受けた夫婦であること。 2 夫婦の両方又はいずれか一方が、令和5年12月31日以前かつ申請日の1年以上前から引き続き本市に居住し、住民基本台帳法の規定により住民票に記載されていること 3 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること 4 申請日において市税の未納がないこと
-------	--

本市の助成金等の交付要項の助成対象者の要件には、通常暴力団排除条項が入っているが、本申請では、助成金対象者に暴力団排除条項が入っておらず、また、申請書においてもその宣誓書の記載もない。（不育症治療費助成金についても同様）

②改善策

本市での補助金及び助成金等の交付要項と同様に、助成金対象者に暴力団排除条項をいれるべきである。また、申請書においても暴力団ではないとの宣誓書の記載にチェックをするなどの措置をすることも検討されたい。

(2)不育症及び不妊治療交付要項の記載統一について（意見）

①現状及び問題点

不育症治療費助成金交付要項と不妊治療費助成金交付要項の中で同じような内容であるが文言が違う部分があり（下記一部参照）、利用者にとって分かりづらくなっている可能性がある。

令和6年度前橋市不育症治療費助成金交付要項（抜粋）

交付申請方法、時期等	～次の書類を添付し、～ (2)不育症治療に係る領収書の原本及び診療明細書 (3)完納証明書（夫婦の市税に滞納がないことを示す証明書）
------------	--

令和 6 年度前橋市不妊治療費助成金交付要項（抜粋）

交付申請方法、時期等	～次の書類を添付し、～ 3 不妊治療費の領収書と診療明細書 4 未納税額のない証明（夫婦それぞれのもの）
------------	---

②改善策

上記 2 事業は同時に申請することもあることから、助成対象者が交付要項を読みやすく利用しやすいように、統一すべきところは統一すべきである。

本交付要項は、毎年更新している要項であるため、文言を検討されたい。

(3)申請書の確認について（意見）

①現状及び問題点

不育症治療費助成と不妊治療費助成について、交付要項の交付の対象となる検査と治療及び対象経費が記載されている。

令和 6 年度前橋市不妊治療費助成金交付要項（一部抜粋）

交付の対象となる検査と治療及び対象経費	1 交付の対象となる検査と治療 (1)一般不妊治療（検査を含む。） タイミング法、人工授精 (2)生殖補助医療（検査を含む。） 生殖補助医療のうち、先進医療として保険と併用したものは対象になります。 「先進医療」とは、厚生労働省が承認する先進医療技術をその先進医療実施医療機関として届出済又は承認済の医療機関で受けた治療のことです。厚生労働省が承認する先進医療技術・先進医療実施医療機関については、厚生労働省のホームページ「先進医療を実施している医療機関の一覧」に掲載されているものです。 （実施医療機関ではない医療機関で受けた先進医療は、助成の対象になりません） ～ 3 対象外経費 (1)自費診療による妊娠検査薬、妊娠中の医療費 (2)鍼灸治療、処方箋によらない医薬品・健康食品の費用 (3)入院時の差額ベッド代、食事療養費 ～
---------------------	---

このように細かく交付対象の検査、治療、経費が定められており、申請時にこちらを確認することは非常に煩雑である。対象外の検査が入っていないか、対象外の経費が入っていないか（サプリメント等）、届出医療機関での治療なのか等を確認するために、細かく診療明細を確認したり、場合によっては医療機関に連絡することもある。そのため、現状多くの事務処理時間を費やすことになっている。

②改善策

利用者が不利にならないことが大前提であるが、費用対効果を検討する必要がある。交付要項の対象の検査、治療、経費を現状のように細かく定めず、医師の治療したものをすべて対象とすることで、診療明細を細かく確認する作業を減らし、事務処理時間の削減することを検討してもよいのではないか。全国的には診療明細まで提出させない自治体もあるようである。

15 児童館運営事業

1. 事業要約

事業名	児童館運営事業
事業目的及び 主な事業内容	公営児童館 5 施設の会計年度任用職員の給与等の支給を行うもの 及び特定非営利活動法人すみれの会が運営する民営児童館 2 施設の 活動運営費を補助するもの
所管部署	こども未来部 こども施設課 こども施設係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市児童館の設置及び管理に関する条例 前橋市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去 3 年の事業費推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	73,372	82,216	84,378
決算額	75,775	85,135	88,252

○ 令和 6 年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
5,106	5,108	－	1,472	76,566	88,252

【節別】

01 報酬	03 職員手当 等	04 共済費	07 報償費	10 需用費	11 役務費
39,941	13,777	9,068	1,240	5,088	1,071
12 委託料	13 使用料 及び賃借料	14 工事請 負費	17 備品購 入費	18 負担金補 助及び交付金	計
4,407	694	924	289	11,754	88,252

事業費のうち報酬、職員手当等、共済費で全体の 7 割程度を占め、これは公営児童館 5 施設の会計年度任用職員の人件費である。

また、財源別その他 1,472 千円にはネーミングライツ利用料 800 千円が含まれている。
なお、日吉児童館は総合福祉会館内の児童館であるため、ネーミングライツの付与は行っていない。

3. 事業の詳細

・公営児童館について

公営児童館の令和6年度の職員数は、粕川児童館が3名で、他4つの児童館は各4名が勤務している。前橋市児童館の設置及び管理に関する条例第9条には、「…児童館の管理を委託できる。」とあるが、現状、公営児童館5施設は前橋市直営で運営がなされている。

また、児童館運営のために、前橋市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき児童館運営委員が置かれ、各委員はボランティアにて児童館の管理運営に関する事項を協議する。

・民営児童館について

民営児童館2施設の活動運営費を補助金として支出している。これは2施設6名の職員に対する人件費が主なものであり活動運営費の7割程度を占める。

4. 監査の結果

(1)過去に回収不能となったネーミングライツに係る債権に関する情報の引継ぎについて（意見）

①現状及び問題点

令和2年度に契約した先の破産手続きが開始され回収が見込まれなくなったネーミングライツに係る債権につき、債権管理台帳にて時効満了日の欄に日付の入力がされていなかった。当時の経緯を記録した資料には、時効の記載や詳細な情報が記載されていたが、時間を経る間に資料の所在も含め、当時の経緯が不明瞭になっていくことが想像される。

②改善策

債権管理台帳に用意されている時効満了日の欄に情報を記載しておくべきである。なお、本指摘の債権については令和6年度にて不納欠損処理が行われていたので、改めて改善が必要にはならないが、今後同様の事案が生じた場合には留意いただきたい。

(2)上記債権に係る不納欠損処分の時期について（意見）

①現状及び問題点

上記債権について、破産手続きが廃止されたのは令和5年12月7日であり、令和6年3月31日時点では、破産手続きが廃止されたことを知り得る状況にあったと言える。そのため、令和5年度に不納欠損処分が行われるべきであった。

②改善策

債権管理の重要性を鑑みると、年度の出納閉鎖にあたり、債権者の状況は毎年度確認すべきである。なお、実務的に債権管理に慣れていない可能性を考慮すると、官報を確認しに行くことに馴染みがないことも想定できる。

今後の対策として、まず債権者の現状を弁護士に問い合わせをすることが挙げられる。
また、債権者が法人であれば、国税庁の法人番号公表サイトを活用し、法人番号を検索することで、簡易的に債権者の状況を確認することも考えられる。

16・17 公設児童クラブ運営事業・民間児童クラブ運営事業

1. 事業要約

事業名	公設児童クラブ運営事業・民間児童クラブ運営事業
事業目的及び 主な事業内容	I 施設運営委託 放課後児童健全育成事業の運営を委託するもの II 事業補助金 児童クラブの運営に係る経費（人件費等）を補助するもの
所管部署	こども未来部 こども施設課 こども施設係
関連法令 根拠例規・要綱等	児童福祉法 放課後児童クラブ運営指針 前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 前橋市放課後児童健全育成事業実施要綱 前橋市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要項 前橋市放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）補助金交付要項 前橋市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要項 前橋市放課後児童クラブ障害児受入推進及び受入強化推進事業補助金交付要項 前橋市放課後児童クラブ土地建物賃貸借補助金交付要項 前橋市放課後児童クラブ送迎支援事業補助金交付要項
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

<公設児童クラブ>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	549,135	609,461	659,974
決算額	563,599	627,299	645,437

<民間児童クラブ>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	745,033	673,012	683,283
決算額	612,907	650,081	682,261

○ 令和 6 年度の決算額内訳

【財源別】

<公設児童クラブ>

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
224,528	224,620	1,200	3,145	191,943	645,437

<民間児童クラブ>

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
240,642	240,741	—	4,318	196,560	682,261

【節別】

<公設児童クラブ>

10 需用費	12 委託費	14 工事請負費	18 負担金補助金及び交付金		計
969	500,291	2,759	141,418		645,437

<民間児童クラブ>

12 委託費	18 負担金補助金及び交付金				計
510,079	172,183				682,261

財源は国と県からの交付金が約 7 割。施設運営費の委託料が 8 割程度を占め、残りは補助金等である。

3. 事業の詳細

本事業は、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活環境の確立等により、こどもの健全な育成を図ることが目的である。主な事業費としては、施設運営事業と事業補助金を合わせたものであり、内容については、下記のとおりである。

I 施設運営事業

項目	内容
事業主体等	本事業の実施主体は、前橋市であるが、市以外の団体に事業の実施を委託することができる。
委託先	事業委託する団体は、次に掲げるすべての要件を満たす社会福

	祉法人等又は保護者等民間有志により設立された団体とする。 (1)放課後児童等がおおむね 10 人以上確保でき、かつ、継続して事業を実施できる見込みがあること。 (2)政治上又は宗教上の組織に属さないこと。 (3)市の施設及び計画に適合していること。
委託料	市長は、運営主体に対し、委託契約に基づき、国の基準による委託料を支払うものとする。

(前橋市放課後児童健全育成事業実施要綱抜粋)

<事業補助金>

補助金名	内容
放課後児童支援員等処遇改善事業補助金	放課後児童健全育成事業を行う者が、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18 時 30 分を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保し児童の健全育成に資することを目的とする。
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)補助金	放課後児童支援員や補助員等の放課後児童クラブで働く職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、3%程度(月額 9,000 円相当)の賃金改善を図ることを目的とする。
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金	放課後児童健全育成事業を行う者に対して、放課後児童支援員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進(キャリアアップ)し、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。
放課後児童クラブ障害児受入推進及び受入強化推進事業補助金	放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図ることを目的とする。
放課後児童クラブ送迎支援事業補助金	授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需要バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(各補助金交付要項抜粋)

児童クラブの児童数は以下のとおりである。

区分	児童数		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
公設クラブ	2,112	2,387	2,482
民設クラブ	2,580	2,672	2,754
合計	4,692	5,059	5,236

・公設児童クラブの所有する市の備品等の管理

各クラブの備品等については、市で管理しており、現場ではシール貼付で現物管理し、毎年8月下旬に各クラブで実地棚卸をして、市へ報告している。

・各児童クラブの施設監査

各児童クラブの施設運営状況を指導監査課において、実地監査を実施している。各児童クラブに4年に1回程度の周期で実施している。

4. 監査の結果

(1)事務処理時間の削減について（意見）

①現状及び問題点

現在、公設・民設合わせて児童クラブが85施設あり、上記補助金の申請等で書類の記載ミスや添付書類漏れ等があり、確認作業で多くの時間を費やしているとのことである。

②改善策

現在も記載ミスが発生しないようにExcel等を駆使しているようであるが、各児童クラブは人員不足等で事務処理の正確性にも差があるため、なるべく分かり易く単純で省けるところは省くように申請書類（添付書類含む）を見直すことも検討されたい。

18 施設等利用給付事業

1. 事業要約

事業名	施設等利用給付事業
事業目的及び 主な事業内容	3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって保育の必要性がある子どもが認定外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）事業を利用した際に要する費用を支援するもの
所管部署	こども未来部 こども施設課 給付管理係・入所保育料係
関連法令 根拠例規・要綱等	子ども・子育て支援法 子ども・子育て支援法施行令
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	49,118	51,657	47,000
決算額	35,623	41,382	47,577

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
27,765	13,307	－	－	6,504	47,577

【節別】

18 負担金補助 及び交付金					計
47,577					47,577

原則として、国 1/2、県 1/4、市 1/4 となっている。但し、国庫補助金及び県支出金は
まだ返還前の金額であるため、財源別内訳は必ずしも上記の割合となっていない。

3. 事業の詳細

当事業は国の事業である。①3歳～5歳児クラスで保育の必要性がある子ども（新2号認定）及び②0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども（新3号認定）が、一定の事業を利用した際に要する費用を支給するものである。

幼児教育・保育の無償化により、新2号又は新3号の認定を受けると、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター（送迎のみは対象外）、病児保育施設、一時預かり施設における利用料の合計額に対し、一定の上限額まで全額補助する制度である。具体的には、新2号認定は月額37,000円（群大附属幼稚園利用者は11,300円）まで、新3号認定は月額42,000円である。なお、食事代やおやつ代は対象外となる。保護者が利用施設に利用料を支払ったのち、施設等利用費の請求を前橋市に行う。

また、認定こども園を利用し、あわせて預かり保育の利用をしている新2号認定の子どもは450円×利用日数（月額上限11,300円）、新3号認定の子どもは450円×利用日数（月額上限16,300円）が無償化となる。こちらは、利用中の保育関係施設に申請をすれば、保育施設に対して前橋市から交付されるため、保護者は無償化の残りの金額を利用施設に支払えばよいこととなる。

4. 監査の結果

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

19 こども預かりサービス補助事業

1. 事業要約

事業名	こども預かりサービス補助事業
事業目的及び 主な事業内容	こども預かりサービス補助事業（こども預かりサービスの保育士 配置充実・保育士の健康診断実施）に対し補助するもの
所管部署	こども未来部 こども施設課 こども施設係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市こども預かりサービス補助金交付要項
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	10,416	10,416	10,416
決算額	11,651	9,458	9,146

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
58	－	－	－	9,088	9,146

【節別】

18 負担金補助 及び交付金					計
9,146					9,146

財源は国：市で 1/20，19/20。事業費は交付金のみ。

3. 事業の詳細

こども預かりサービス補助事業は、認可外保育施設における保育士配置の充実及び従事職員に対する健康診断の実施等の促進を図るため、経費の補助を行う事業であり、主に以下2事業に分けて補助を行っている。

I 保育士配置充実事業

補助対象施設	認可外保育施設のうち、前橋市認可外保育施設指導監督基準に適合し、次に掲げる要件に該当する施設 ・各月初日において、入所児童数が10人以上、かつ、0～2歳児が概ね2割以上 ・年間通じて、通常保育時間が1日につき8時間以上 ・企業主導型保育施設等を除く
補助対象経費	保育従事者を配置するための人件費
交付金額	120,000円×実施月数（1保育所あたり年間1,440,000円を限度） ・第1期（4～10月分）限度額：840,000円 ・第2期（11～3月分）限度額：600,000円
提出書類	1.交付申請兼実績報告書 2.添付書類 (1)事業実績報告書（保育士配置充実事業） (2)入所児童一覧 (3)保育士配置充実事業経費内訳書 (4)保育従事者名簿 (5)給料支払明細書の写し
申請期限	第1期分（4～10月分）：11月末日 第2期分（11～3月分）：4月15日

II 従事職員健康診断実施事業

補助対象施設	認可外保育施設のうち、前橋市認可外保育施設指導監督基準に適合し、次に掲げる要件に該当する施設 ・補助対象者は労働安全衛生法に基づく健康診断を実施した職員 ・補助対象者は専ら認可外保育施設に勤める者 ・企業主導型保育施設を除く
補助対象経費	認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な経費
交付金額	健康診断を受診した施設従事職員数×4,200円
提出書類	1.交付申請兼実績報告書 2.添付書類 (1)事業実績報告書（従事職員健康診断実施事業） (2)健康診断受診職員一覧 (3)検診代の領収書（写し）又は振込の確認できる書類 (4)健康診断結果の写し
申請期限	1月31日まで（健康診断がこの日までに未了である場合は、健康診

	断実施終了後 20 日以内)
--	----------------

4. 監査の結果

(1)補助金交付要項と各種書類の名称の整合性について（結果）

①現状及び問題点

補助金交付要項に記載の各種書類と、実際に市及び申請者でやりとりされている書類とで名称に整合性の取れていないものが以下のとおりあった。

1	I 保育士配置充実事業 補助金交付要項では、交付申請兼実績報告書の添付書類として「入所児童一覧」の提出を求めているが、実際の提出書類名は「入所児童名簿」となっており、書類の名称が一致していない。
2	II 従事職員健康診断実施事業 事業実績報告書において、健康診断の検査費用が 4,200 円を下回っていたとしても、検便検査を別途実施している場合には、健康診断と検便の検査代の合計額で 4,200 円まで補助金額が計算できるような報告書の様式となっているが、補助金交付要項には検便の検査代についての記載がない。
3	III 従事職員健康診断実施事業 補助金交付要項及び交付申請書兼実績報告書の記載では、添付書類として健康診断職員一覧の添付を求めているが、実際は事業実績報告書（従事職員健康診断実施事業）の職員名記載があれば健康診断職員一覧の提出を求めている。

交付要項に記載されたとおりに書類のやりとりが行われないと、網羅的な書類作成及び回収の管理がしづらく、担当者が変更になった際の引継ぎ時点で認識の齟齬が生じる可能性がある。

②改善策

補助金交付要項に記載に合わせた運用を実施するために、実際に利用する書類と補助金交付要項に記載されている書類の整合性をとる必要がある。

(2)Excel ファイルで作成される報告書類の改善について（結果）

①現状及び問題点

Excel ファイルで作成される報告書類につき、以下の事項が発見された。

1	I 保育士配置充実事業 保育士配置充実事業対象経費内訳書において、「補助対象経費合計（11 月-3 月分）」の金額計算が、各従業員の小計欄を合計した金額の 2 倍の金額となっていた。 （補助金額の計算結果には影響はなかった。）
---	---

2	II 従事職員健康診断実施事業 交付申請兼実績報告書では、各従業員の健康診断受診タイミングは同日でない場合があるにも関わらず、数名の従業員分の健康診断実績をまとめてリストで報告する形式となっており、各従業員の健康診断実施日から報告日までの期間が健康診断実施終了後 20 日以内になっているか否かを判定する項目が設けられていなかった。そのため 1 園の提出資料にて健康診断実施終了後 20 日を超過したタイミングで検診を行った従業員分の申請が含まれていた。
---	---

②改善策

項目 1 については、数式の誤りがないように回付前に Excel シートのダブルチェックを受けて問題ないかどうかを確認の上回付する必要がある、項目 2 については、判断ミスがないように Excel シートに判定欄を設ける必要がある。

(3)健康診断費用の補助対象者か否かの判断基準の明確化について（意見）

①現状及び問題点

従事職員健康診断実施事業の補助対象者か否かについては、事業の詳細に記載のとおり、以下項目で判定される。

- ・労働安全衛生法に基づく健康診断を実施した職員
- ・専ら認可外保育施設に勤める者

ここで、経営者である代表者についても補助申請が含まれている場合、保育士としての役務提供実績がある限りは補助対象に含めている。一方、労働安全衛生上、労働者性のない役員については健康診断の実施義務がなく、こと代表者に関しては労働者性がないため、健康診断の実施義務がない。そのため、代表者の健康診断は労働安全衛生法に基づくものではないため、要項上は、補助対象者に該当しないと判断される可能性がある。

②改善策

施設に従事する保育士等の健康促進の目的を鑑みると、代表者兼保育士の人員についても補助対象とすべきと考えうるが、要項上だと対象外となる。かかる人員も補助対象とするのであれば、要項を見直す必要がある。

20 地域子育て支援拠点事業

1. 事業要約

事業名	地域子育て支援拠点事業
事業目的及び 主な事業内容	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする
所管部署	こども未来部 こども施設課 こども施設係
関連法令 根拠例規・要綱等	児童福祉法第6条の3第6項 子ども・子育て支援交付金交付要綱（国） 前橋市地域子育て支援センター事業実施要領
利用業務システム	—

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	110,053	113,010	113,010
決算額	109,978	109,819	119,575

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
39,827	39,844	—	—	39,904	119,575

【節別】

07 報償費	10 需用費	12 委託料	17 備品購入費		計
40	38	112,919	6,578		119,575

財源は国：県：市で1/3, 1/3, 1/3となっている。事業費のうち委託料がほとんどを占め、市内12施設に事業を委託している。備品購入費は、設置型ベビーケアルーム「mamaro」2台の取得費用であり、第二保育所と朝倉児童館に設置されている。利用者からの評判は良好である。

3. 事業の詳細

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子が集い、相互交流や相談の場を提供するために、地域子育て支援センターを設置するものである。一般型と連携型の2種類があり、一般型、連携型ともに実施主体は市町村となるが、社会福祉法人や特定非営利活動法人への委託も可能となっている。

一般型とは、常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施するもので、主に保育所や公共施設の空きスペース等で実施される。

連携型とは、児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施するもので、主に児童館で実施される。

前橋市の実施状況は、令和4年度から令和6年度まで毎年18件(一般型14件、連携型4件)となっている。内訳は保育所が13件、前橋プラザ元気21の親子元気ルームが1件、児童館が4件、となっている。

4. 監査の結果

(1)委託先の書類内容について（意見）

①現状及び問題点

事業実施に当たって、各施設から年間行事予定を徴求しているところ、年間の行事予定が埋まっていない状態のものがあった。正確な予定は明記が難しい点や利用者には数ヶ月前に予定表を開示するため不便は生じていないものの、提出された書類からすると、行事を行わない予定と判断せざるを得ない。

②改善策

施設がこの1年間をどのように活動するかの書類であることを鑑みると、年間行事予定が埋まった書類の提出を受けることが望ましい。なお、令和7年度から改善が図られ、年間の行事予定が埋まっていない書類は修正を依頼している。

あくまでも予定であり、年度が進むにつれて予定が変更となることは当然起こり得ることであり、問題ではないと考える。

(2)委託料の使途の確認について（意見）

①現状及び問題点

地域子育て支援拠点事業は、こども家庭庁より子ども・子育て支援交付金要綱が発出され、施設の態様により委託料が一律に決定されているところである。実際の必要経費が委託料を下回れば、委託料の返還を求めることになっているものの、委託料の返還となることはめずらしい。

各施設において、地域子育て支援拠点事業として様々な催しが行われているが、施設によって取り組み状況の大小があることも確認される。そのため、地域子育て支援拠点事業

として支出している委託料が地域子育て支援拠点事業にしっかり利用されているかを確認していくことは重要である。

②改善策

提出された書類にて、他の施設と比較して地域子育て支援拠点事業としての活動が少ないと思われる拠点については、委託料の使途を確認すべきである。

(3)前橋市のホームページについて（結果）

①現状及び問題点

前橋市のホームページ、地域子育て支援センターのページにて、各施設の地図へのリンクが表示されているが、令和7年度より地域子育て支援センターとなった第二保育所のリンクがない。

②改善策

第二保育所は時限的な地域子育て支援センターの見込みであるものの、市民の利便性を鑑みると他の地域子育て支援センターと同様に、地図のリンクを設定することは有意義である。

21 子育てひろば事業

1. 事業要約

事業名	子育てひろば事業
事業目的及び 主な事業内容	指定管理によりプレイルームの施設運営を行うもの
所管部署	こども未来部 こども施設課 こども施設係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市子育てひろばの設置及び管理に関する条例 前橋市子育てひろばの設置及び管理に関する条例施行規則
利用業務システム	—

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	28,744	28,591	28,531
決算額	28,523	28,631	28,330

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
13,910	—	—	3,465	10,956	28,330

【節別】

07 報償費	10 需要費	11 役務費	12 委託料	13 使用料及び賃借料	計
37	18	74	27,939	263	28,330

財源は国：市：その他で 1/2, 1/8, 3/8 となっている。事業費のうち委託料がほとんどを占め、委託先の業者に長年変更がないため、直近3か年では予算額と決算額に大きな乖離が見られない。

3. 事業の詳細

子育てひろば事業は、まちなかにある前橋市の施設である前橋プラザ元気21の2階に所在する「プレイルーム」と「親子元気ルーム」について、指定管理制度を活用し、市が指定した指定管理者により運営されている。前者の「プレイルーム」は、0～12歳の子どもと保護者が一緒に遊ぶことのできるスペースで、室内で身体を動かしたり、大型遊具や情操教育に良いおもちゃで遊ぶことができ、後者の「親子元気ルーム」は、0～2歳の乳

幼児と保護者が一緒に遊べる場が提供されており、子育てに関する情報提供の場にもなっている。

市は、指定管理者の業務管理のため、毎月報告書（月報、日報及び受託収入計算書）を受け取るタイミングで担当者が施設に訪問し、管理状況の確認を行っている。また、年に1度、指定管理者の実績評価を実施し、指定管理者へはフィードバックを行っている。

4. 監査の結果

(1)報告書類の作成方法について（意見）

①現状及び問題点

指定管理者は、業務の実施状況を記載した日報及び月報を作成し、翌月10日までに市に報告することとなっている。現状、当該日報及び月報を指定管理者側が作成する際には、市が指定したフォーマットの書面に手書きで記載をし、利用人数の日別と月合計をまとめた「子育てひろば利用状況」のExcelシート（以下「利用状況シート」とする）が別途作成されている状況である。

日報及び月報に記載の数値をもとに、手入力で利用状況シートに転記する流れで書類の運用がなされているが、同じ数字を手入力での別の書類に転記する作業がある場合には、転記ミスが発生する可能性や、業務効率性が低くなる可能性がある。

②改善策

書類を全て同じExcelシート内で作成し、一度入力した数値は別書類には自動反映させる流れにする等の対応により転記ミスや重複作業を減らす必要がある。

(2)受託収入計算書の提出期限の記載について（結果）

①現状及び問題点

指定管理者は、利用者から徴収した施設利用料について、毎月分の受託収入計算書（以下「当該計算書」とする）を翌月5日までに市長に提出する必要がある。当該計算書は令和6年12月分より新しいフォーマットで運用されているが、仕様書通りの期限設定であれば「翌月5日までに提出」と記載すべきところ、「翌月5月までに提出」と記載されたまま運用がされていた。

単純な表記ミスではあるものの、仕様書と齟齬のない記載での提出書類の整備を行わないと、仕様書通りの運用がなされない可能性や、指定管理者側の担当者が変更となった際に誤解を招く可能性がある。

②改善策

実運用上大きく誤解を招く表記ミスではないが、重要書類の記載に大きな変更が行われた時には、作成担当者と査閲者とで読み合わせを行う等を行うことで、提出期限等重要な

項目に表記ミスを防止する必要がある。

22 こども預かりサービス利用料補助事業

1. 事業要約

事業名	こども預かりサービス利用料補助事業
事業目的及び 主な事業内容	認可外保育施設を利用する児童の保護者に対し、利用料の一部を補助するもの
所管部署	こども未来部 こども施設課 入所保育料係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市こども預かりサービス利用料軽減補助金交付要項
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	10,000	10,000	11,000
決算額	10,544	11,304	11,157

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
－	3,039	－	－	8,118	11,157

【節別】

18 負担金補助 及び交付金					計
11,157					11,157

財源は県が3歳未満児の利用料（上限24,000円）の1/2を補助しており、補助割合は概ね県：市で1/4、3/4となっている。事業費は補助金のみ。

3. 事業の詳細

認可外保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用料の一部を補助することにより、当該保護者の経済的負担を軽減し、もって子育てと就労の両立を支援する目的で、補助金を交付する事業。令和6年度第4回目の請求件数は43件。

補助金対象者	以下すべてに該当する保護者 ・ 利用時に市内の住所を有している ・ 同一世帯で子供を3人以上扶養している
--------	--

	・第3子以降の児童が小学校就学前 ・第3子以降の児童が交付対象の認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っている ・保育料を滞納していない ・子供・子育て支援法による新2号認定又は新3号認定を受けていない（企業主導型保育施設では国の無償化対象となっていないこと、幼稚園利用者はこの限りではない）
交付対象施設	児童福祉法第59条の2に規定する保育施設及びこれに準ずる保育施設（就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第4項に規定する保育機能施設を除く）
交付対象経費	交付対象の児童が上記施設を利用したときに支払った利用料（入会金、副食費は除く）
交付金額	月額27,000円限度とした実費相当額
交付申請書類	・補助金交付申請書兼実績報告書 ・添付書類 請求書、施設利用料受領証明書（その他利用料の確認できるもの）、3人以上の子供を同一世帯で扶養していることが確認できる書類
申請時期	第1回：対象4～6月、期日7月（8月までに交付決定） 第2回：対象7～9月、期日10月（11月までに交付決定） 第3回：対象10～12月、期日1月（2月までに交付決定） 第4回：対象1～3月、期日3月（3月までに交付決定） ※上記が原則で1～4回の最終締切は3月31日
請求等	・補助金額確定（市からの交付決定通知兼確定通知書受領）後、補助金交付請求書により申請者が請求 ・請求書受理後30日以内に市が支払

4. 監査の結果

(1) 補助金交付申請書兼実績報告書記載事項の確認について（意見）

① 現状及び問題点

補助金交付申請書兼実績報告書の記載項目に、「勤務先の認可外施設利用補助を受けているか否か」につき、「なし」もしくは「あり」のどちらかに○印を付し、「あり」に○をつけた場合には補助金額の記載を求めている。その他に記載を求めている項目については、GPRIME上の情報と照合の上記載の正確性の判断をしているが、当該記載については記載内容をそのまま交付金額計算に用いている。

当該記載項目は「あり」の際に記載された補助金額を交付対象金額からマイナスして交

付金額を求めることになるが、「なし」に○がある場合には交付対象金額全額を交付金額とすることになる。実際は「あり」として補助金額を記載すべき状況にあるものの、「なし」として交付対象額をそのまま補助金交付申請額として報告書が提出された場合に、過大な金額を交付してしまうリスクがある。

②改善策

当該報告書の添付資料として、勤務先から該当の補助がない旨の証明書の添付を求めることにより、過大な金額を交付してしまうリスクを低減する必要がある。

(2)補助金交付申請書兼実績報告書と補助金交付請求書の収受タイミングについて（結果）

①現状及び問題点

事務処理の都合で、補助金交付申請書兼実績報告書と補助金交付請求書は同じタイミングで申請者から提出を受けており、作成日付は市側にて付している。

一方で、補助金交付要項の以下の記載から想定される書類の収受の流れとしては、申請者から補助金交付申請書兼実績報告書の提出を市が受け、市からの交付決定通知兼確定通知書を申請者が受け取った後に、申請者により補助金交付請求書が作成されるはずである。

交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、第1回申請分は概ね8月まで、第2回申請分は概ね11月まで、第3回申請分は概ね令和7年2月まで、第4回申請分は概ね令和7年3月までに交付の可否、金額等を決定し、通知します。
請求の方法、支払時期等	1 補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書（様式第5号）により請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。

補助金交付要項の記載通りの運用がなされておらず、書類の提出時期の管理が曖昧になるおそれがある。

②改善策

要項に記載されたとおりに運用すべきである。

なお、要項に記載されたとおりの運用が実務的に困難であれば、要項と実際が乖離するのは望ましいものではないため、補助金交付要項の記載を実際に合わせる形で修正し、申請書と請求書の同時提出を認めることも考慮されたい。

23 ファミリー・サポート・センター運営事業

1. 事業要約

事業名	ファミリー・サポート・センター運営事業
事業目的及び 主な事業内容	ファミリー・サポート・センター運営事業（子育ての援助をしたい人と受けたい人による会員組織の相互援助活動を推進）の運営委託料
所管部署	こども未来部 こども施設課 こども施設係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	12,655	12,539	12,539
決算額	12,536	12,538	12,538

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
4,422	4,424	－	－	3,693	12,538

【節別】

12 委託料					計
12,538					12,538

こども家庭庁の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に基づく制度であり、財源は国：県：市で2/5、2/5、1/5となっているが、国と県の支出分には確定前の返還分の交付金が含まれており、実際の負担額は1/3ずつとなっている。事業費は全額委託料である。

3. 事業の詳細

労働者の仕事と育児の両立のための環境整備の一環として、突発的な保育のニーズに対応できるように、前橋市ファミリー・サポート・センター事業では、育児の援助を行う会員（「まかせて会員」）と、育児の援助を受けたい会員（「お願い会員」）との間の調整を行

うことができる事業者に業務を委託し、委託業務の管理を行っている。会員数や活動実績は以下のとおり。

会員数		利用実績等	
お願い会員	1,222 人	実利用会員	1,118 人
まかせて会員	365 人	活動件数	6,560 件
上記両方	50 人	預かり人数	6,560 人

ファミリー・サポート・センターでは、次の業務が実施され、その円滑な運営を行うため、アドバイザーとその補佐を行うサブリーダーが配置されている。

- ・会員の募集、登録等
- ・会員相互の育児に関する援助活動の調整
- ・保育所（園）、幼稚園等との連絡及び調整
- ・会員を対象とする講習会、交流会等の企画及び実施
- ・その他センターで必要な事業

4. 監査の結果

(1)事業実施要綱におけるサブリーダーの役割の記載について（意見）

①現状及び問題点

事業実施要綱の第7条3項と第9条2項の記載は以下のとおりである。両記載を比較すると、アドバイザーとサブリーダーの双方が会員との連絡・調整を行うように見受けられ、役割が重複しているかのように思われる。

（第7条3項） サブリーダーは、アドバイザーを補佐するとともに、地域における会員相互の連絡及び調整を行う
（第9条2項） お願い会員からの前項の申し込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認し、申し込み内容にふさわしいと認められるまかせて会員を選考し、当該お願い会員に紹介する

役割の線引きが明確になされていないと、何か問題が起こった際の責任の所在が不明確となる可能性があるため、事業実施要綱の記載を見直す必要がある。

②改善策

ヒアリングの結果、サブリーダーはアドバイザーの補佐を行うことであり、会員間相互の連絡・調整はアドバイザーが実施しているとのことであったため、第7条3項の記載を「サブリーダーは、アドバイザーを補佐する」という記載に修正する必要がある。

(2)見積合わせ執行調書の金額記載について（結果）

①現状及び問題点

ジョブセンター事業で必要となる保育士とファミリー・サポート・センター事業で必要となる保育士の相互連携の観点から、ファミリー・サポート・センター事業の運営は、ジョブセンターまえばしの指定管理者に業務委託されている。そのため、契約は随意契約で行われており、契約金額の見積りの履歴は見積合わせ執行調書として記録が残されている。

令和6年度の見積合わせ執行調書を確認したところ、欄外の注書きに「上記の見積金額に当該金額の100分の10相当額を加算した金額を採用金額とする」旨の記載がある一方で、見積金額欄の金額は税込の金額となっていた。その他書類を確認したところ採用金額は見積金額欄記載の金額であったが、注書きの記載との齟齬が生じている。

書類間での情報の整合性が取られていないと、判断を誤るリスクが生じるため、ミスが発生する余地のある記載を減らす必要がある。

②改善策

「上記の見積金額は消費税額（地方消費税を含む。）を含めた価格（税込価格）を記載し、当該金額を採用金額とする」等、税込価格での書類記載を行い、他の書類と整合性を取る必要がある。

24 一時預かり施設運営事業

1. 事業要約

事業名	一時預かり施設運営事業
事業目的及び 主な事業内容	前橋すくすくこども館に関する運営費 前橋すくすくこども館は、一時預かりエリアと子育て支援エリアに分かれており、令和6年10月、前橋駅北口周辺の施設内にオープンした
所管部署	こども未来部 こども施設課 給付管理係
関連法令 根拠例規・要綱等	児童福祉法 前橋市一時預かり施設の設置及び管理に関する条例 前橋市一時預かり施設の設置及び管理に関する条例施行規則
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	－	－	55,008
決算額	－	－	50,680

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
3,237	3,238	－	－	44,205	50,680

【節別】

10 需用費	12 委託料	17 備品購入費	18 負担金補助及び交付金		計
499	40,398	5,525	4,256		50,680

財源は市が87%である。一部、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、一時預かり事業の運営費に関して、国及び県からの交付金がある。

3. 事業の詳細

JR 前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業により、マンション・商業施設・市有施設が一体となった27階建ての複合施設が令和6年3月に完成した。市有施設については、施

設の老朽化に伴い統廃合を行った市立第三保育所において実施していた一時預かり事業を拡充した上で機能移転を図るものとして、一時預かり事業を中心とした子育て支援事業を行うこととした。

施設は一時預かりエリアと子育て支援エリア（事務室を含む。）に分けられている。一時預かりエリアは、通年、月曜日から土曜日まで（日、祝日及び年末年始を除く。）午前 8 時から午後 7 時まで。原則、満 1 歳から未就学児を 15 人程度預かっている。利用料金は一人当たり 1 時間 300 円で 1 日上限 2,000 円である。市内民間保育関係施設においても一時預かり事業を実施していることから一定の均衡は保つべきであるという考えに基づき、市内民間保育関係施設や近隣自治体における一時預かり施設の利用料金を参考にして設定した。

また、子育て支援エリアは、一時預かり事業を補完する子育て支援事業であり、通年、月曜日から土曜日（日、祝日及び年末年始を除く。）、午前 10 時から午後 4 時まで、対象年齢の定めなく実施している。原則無料であり、自主事業実施時には実費を徴収している。

指定管理の公募は令和 5 年 10 月に行い、令和 6 年 7 月から指定管理を開始し、7 月～9 月は事業の準備作業を実施したのち、10 月から事業を開始した。このため、令和 6 年度の委託費は 7 月～3 月の 9 か月間となっている。

指定管理者に対しては、「指定管理者制度導入施設の評価に関する指針」が適用される。指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間のノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、管理運営経費の削減等を図ることを目的として導入されており、市としては、市民に対する適正な公共サービスの提供を確保し、また、その状況や効果を市民に対して説明する責任がある。

指定管理者は市に対して、事業計画書を事業開始前に、事業報告書、実績報告書等を会計年度末に提出するとともに、毎月、翌月 10 日までには月報を提出する義務を負う。また、中間評価シート及び実績評価シートに基づき、事業の評価を行う。この他、業務の履行状況の確認だけでは把握することのできない接客や清掃、空調、雰囲気などサービスの質について、客観的な評価を得るため、利用者アンケート調査等による満足度調査・評価を実施し、その結果を施設の管理運営の質の向上に活かすことが求められる。

4. 監査の結果

(1) 年度事業報告書の入手について（結果）

① 現状及び問題点

「公の施設の管理に関する基本協定書」第 23 条において、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 7 項の規定により、毎年度終了後に事業報告書を作成し提出しなければならない」とされている。

しかし、令和7年5月27日の「令和6年度前橋駅北口一時預かり施設の事業報告について（報告）」において、ファイルが5つ添付されているものの事業報告書は添付されていない。添付されているファイルは、利用実績、イベント実施状況、事故発生一覧、維持管理業務実施状況、苦情要望一覧事業報告である。また別途収支決算書は入手されているため、事業報告書に記載すべき、施設の利用状況、業務の実施状況、業務に係る経理の状況については個別に報告されているものの、事業報告書は提出されていない。

②改善策

事業報告書には、本来、事業の状況が網羅的に記載されているが、バラバラの資料を入手しただけでは、概観性がない。また、事業報告書がないため、事業の概要や数値の予算との比較が文章で記載されておらず、概要を把握することができない。事業報告書の入手は、基本協定書に記載されており、必ず入手すべきである。

(2) 管理業務計画書及び年度事業報告書の公開について（結果）

①現状及び問題点

「前橋駅北口一時預かり施設 指定管理業務仕様書」において、管理業務計画書及び年度事業報告書は原則公開とする、とされているが、公開されていない。「公の施設の管理に関する基本協定書」第3条において、別冊の指定管理業務仕様書 前橋駅北口一時預かり施設指定管理業務仕様書を遵守と記載されていることから、仕様書の記載に関しても遵守する必要がある。

②改善策

上記(1)に記載のとおり、事業報告書を入手していないため、公開されていない。事業報告書を入手して公開すべきであり、例外的に非公開とするのであれば、その旨と理由を明らかにすべきである。

(3) 「指定管理者制度導入施設の評価に関する指針」について（意見）

①現状及び問題点

「指定管理者制度導入施設の評価に関する指針」において、10月頃に、中間評価シートによる自己評価を実施するとされている。しかし、指針においても、中間評価シートにおいても対象期間が明示されていない。

市の会計は4月から翌年3月であるため、中間は4月～9月を対象として評価することが一般的であると考えられる。これに対し、前橋すくすくこども館は10月オープン施設であり、準備期間として7月から指定管理を契約しており、9月までの中間期は、契約しているものの準備段階であり、実際の事業は開始していない。

前橋すくすくこども館の中間評価シートは令和6年11月に作成されており、指定管理者の総合評価及び施設所管課の総合コメントでは、「10月1日に無事にオープン」「10月

から事業が開始したばかり」との記載があることから、オープン後も対象として評価したことが推察される。

但し、評価を実施する場合には評価対象期間を明示しなければ、適正な評価を実施することはできない。

②改善策

「指定管理者制度導入施設の評価に関する指針」において、中間評価対象期間を明記し、中間評価シートにも明記する必要がある。また、年度途中での契約において、通常とは異なる評価対象期間とする場合には、その旨を定め、中間評価シートにも対象期間を記載することが望ましい。

25 保育人材確保対策事業

1. 事業要約

事業名	保育人材確保対策事業
事業目的及び 主な事業内容	潜在保育士就職支援金の給付及び保育士復職前研修実施
所管部署	こども未来部 こども施設課 こども施設係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市潜在保育士就職支援金支給要項
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	370	370	1,370
決算額	370	370	520

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
226	－	－	－	294	520

【節別】

12 委託料	18 負担金補助 及び交付金				計
370	150				520

財源は国：市で 1/2、1/2 となっている。事業費は、前橋市潜在保育士就職支援金支給業務に対応する交付金と、保育士就職前研修業務の外部委託料で構成されている。

3. 事業の詳細

保育士人材確保対策事業は、以下2種類の業務で構成されている。

I 前橋市潜在保育士就職支援金支給業務（令和6年度より開始）

保育資格を有する者で、勤務開始前1年以内に市内外の保育施設等で勤務をしていない者を潜在保育士とし、支給申請に問題がなければ1人につき5万円の支給を実施する業

務。年度を4分割して、勤務開始日が4パターンのどの期間内に含まれるかにより、申請期限が異なる。令和6年度の申請件数は3件。

II 前橋市保育士就職前研修業務

保育士として就業していない保育士資格を有する者や、指定保育士養成施設卒業予定の学生に対して、職場復帰や就職促進を目的として相談支援や情報提供を行う業務。当該業務は市から民間事業者へ業務委託が行われており、年度末日（3月31日）までに書面での事業実績報告の提出を求め、全研修の終了と実績報告提出後に委託料が支払われる。

4. 監査の結果

(1)事業の周知方法や結果の検証について（意見）

①現状及び問題点

保育士復職前研修実施事業においては周知活動を外部委託している。該当分野に精通した業者に委託を実施すること自体に問題はないが、委託業者から周知方法や結果の報告を受けた際に、その効果が適切なものなのかの検証が十分になされていない点が見受けられた。

具体的には、保育士の復職等に関する情報の周知が、リーフレットの配布やInstagramでの投稿により行われているが、リーフレットは配布場所の報告のみ、Instagramの運用実績の報告としてはフォロワー数のみの報告を受けており、それに対する市からの有効なフィードバックができていない現状である。

②改善策

リーフレットの設置場所や、Instagramの運用頻度やフォロワー数が必要十分なものかについての検証の難易度は高いが、周知対象として想定する前橋市内の保育士（保育士として就業していない保育士資格を有する者や、指定保育士養成施設卒業予定の学生等）の数を把握し、それに対してどのような実績が報告されているかを検証する等、周知方法が効果的なものか否かを検証する方法を確立する必要がある。

(2)潜在保育士就職支援金の支給チェックリストについて（意見）

①現状及び問題点

潜在保育士就職支援金は支給判断に誤りがないように、担当者確認用として支給チェックリスト（資料名「前橋市潜在保育士就職支援金支給チェックリスト」）の運用がなされている。

当該チェックリストの8項目目に以下の記載がある

8	勤務開始日に対し、申請期限内に申請書類が提出されているか。 ①潜在保育士就職支援金支給申請書（様式第1号）の「勤務開始日」で確認する。
---	--

勤務開始日より複数パターンの申請期限が以下表のようにある現状において、①の潜在保育士就職支援金支給申請書の「勤務開始日」欄では複数パターンからの選択を求めているはならず、日付の記載のみがなされている状況であるため、複数パターンの申請期限に対して期限内に申請がなされているかどうかの判断を要綱の記載に遡って確認をしなければならない。

(前橋市潜在保育士支援金支給要綱 別表 (第5条関係))

勤務開始日	申請の期限
4月1日から5月31日までの者	12月15日まで
6月1日から8月31日までの者	翌年3月10日まで
9月1日から12月31日までの者	翌年7月15日まで
翌年1月1日から3月31日までの者	翌年10月15日まで

複数の書類に確認必要な項目が分散していると、チェックの手間が増えるだけでなく、ミスが発生する可能性も上がるため、参照する書類を減らす必要がある。

②改善策

支給チェックリストの8項目目に上記表の具体的な期限の記載を加えることで、支給チェックリストの記載を参照に申請期限内の提出がなされているか否かの判断が可能となるため、記載の追加が必要である。

26 保育所管理運営事業

1. 事業要約

事業名	保育所管理運営事業
事業目的及び 主な事業内容	公立保育所 16 か所の会計年度任用職員の給与等の支給を行うもの及び公立保育所の施設維持管理を行うために支出するもの
所管部署	こども未来部 こども施設課 こども施設係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市立保育所処務規則 前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
利用業務システム	子育て新制度システム GPRIME 保育施設給付費等管理システム Kids Connect

2. 予算・決算

○ 過去 3 年の事業費推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	682,470	745,538	828,766
決算額	651,531	745,261	868,614

○ 令和 6 年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
5,071	12,079	—	168,246	683,218	868,614

【節別】

01 報酬	03 職員手当等	04 共済費	07 報償費	08 旅費	10 需用費
343,012	118,516	72,732	13	426	233,342
11 役務費	12 委託料	13 使用料及び賃借料	15 原材料費	17 備品購入費	18 負担金補助及び交付金
5,684	78,230	4,699	1,301	9,595	989
19 扶助費	計				
77	868,614				

事業費のうち報酬、職員手当等、共済費で全体の 6 割程度を占め、これは公立保育所 16 施設の会計年度任用職員の人件費である。各年度の決算額から 1 施設当たりの必要経費を算定すると、令和 4 年度は 40,720 千円、令和 5 年度は 46,578 千円、令和 6 年度は 54,288

千円と増加している。また、需用費は給食に関する食材代や消耗品等の費用である。財源別のその他は概ね入所者負担の保育料と給食費である。

3. 事業の詳細

前橋市内公立保育所で1施設あたり10人から20人程度の保育士が勤務している。1施設に必要な保育士の数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下、運営基準）にて定められており、近年、保育の質の確保や保育士の待遇改善の観点から、保育士配置基準の改正が行われた。運営基準によると、保育士1人に対する児童の数は、3歳児では20人から15人、4歳児及び5歳児では30人から25人を上限とすることとされており、令和6年度より改正された。市では、この運営基準に則り保育士の配置を行っている。

4. 監査の結果

(1)前橋市のホームページについて（結果）

①現状及び問題点

前橋市のホームページ、保育所（園）一覧のページにて、前橋市立第二保育所の情報が歯抜けになっている。住所等は表示されているのに、保育所（園）名は表示されていない。

②改善策

第二保育所は現在新規入園者を受け付けていない状況であるため、保育所（園）名を表示しないようにしたのであれば、住所等も表示しないようにすべきである。

27 保育所委託事業

1. 事業要約

事業名	保育所委託事業
事業目的及び 主な事業内容	I 施設運営委託事業 民間保育所に対し、施設型給付費を給付する。保育士等の処遇の改善を図り、入所する児童に係る補助を行う II 他団体負担金（自治体） 前橋市に住民票があるこどもが他市町村の公立保育施設に在籍している場合には、他市町村に対して給付金を支給する III 前橋市第3子以後の副食費無料化事業 第3子以後の副食費無償化事業として、補助事業者に対し補助金を交付する
所管部署	こども未来部　こども施設課　給付管理係　入所保育料係
関連法令 根拠例規・要綱等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 特別教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特殊保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改定する告示 前橋市保育所、保育の実施及び保育料に関する条例 前橋市保育所、保育の実施及び保育料に関する条例施行規則 前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 子ども・子育て支援交付金交付要綱（国） 前橋市実費徴収に係る補足給付を行う事業扶助費交付要項 前橋市保育関係施設法律相談事業実施要綱 前橋市第3子以後の副食費無料化事業補助金交付要項
利用業務システム	子育て新制度システム　GPRIME 保育施設給付費等管理システム　Kids Connect

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,287,189	2,365,134	2,371,027
決算額	2,335,989	2,433,673	2,549,633

○ 令和 6 年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
1,200,621	510,885	—	212,146	625,980	2,549,633

【節別】

10 需用費	11 役務費	12 委託料	13 使用料 及び賃借 料	18 負担金 補助及び 交付金	19 扶助費	計
710	1,082	2,535,405	1,082	11,320	31	2,549,633

財源は、国 1/2、県 1/4、市 1/4 のケースが多いものの、1 号認定のこどもで地方単独費用分や 3 号認定のこどもなど、一部で異なる負担割合がある。

3. 事業の詳細

I 施設運営事業は、児童福祉法に基づき、市町村が保育の実施義務を担っているため、市町村が施設に対して保育に要する費用を委託費として支払うものである。このため、市町村が利用者負担額（保育料）を徴収し、施設型給付費と使用者負担額を合わせた全額（公定価格）を施設に委託費として支払っている。

II 他団体負担金（自治体）は、前橋市に住民票があるこどもが他市町村の公立保育施設に在籍している場合には、他市町村に対して給付金を支給しているものである。

III 前橋市第 3 子以後の副食費無料化事業は、幼児教育・保育の無償化に伴い、今まで保育料の一部であった副食の提供に係る費用が保護者負担となることから、前橋市第 3 子以後の保育料等無料化事業の対象者が利用する保育施設等への補助を行うことにより、利用者の負担軽減を図るものである。

4. 監査の結果

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

28・33 障害児保育補助事業（民間保育所）（認定こども園）

1. 事業要約

事業名	障害児保育補助事業（民間保育所）（認定こども園）
事業目的及び 主な事業内容	障害児保育の需要に応えられる保育体制を維持するため施設へ補助を行うもの。Ⅰ 障害児保育補助金及びⅡアレルギー児保育補助金からなる
所管部署	こども未来部 こども施設課 こども施設係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市民間保育関係施設障害児保育事業補助金交付要項
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

（民間保育所）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	30,686	24,385	18,547
決算額	15,417	18,037	18,612

（認定こども園）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	59,367	70,317	67,688
決算額	43,929	65,059	63,242

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

（民間保育所）

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
－	－	－	11,586	7,026	18,612

（認定こども園）

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
－	－	－	33,412	29,830	63,242

【節別】

(民間保育所)

18 負担金補助 及び交付金					計
18,612					18,612

(認定こども園)

18 負担金補助 及び交付金					計
63,242					63,242

3. 事業の詳細

障害児保育補助事業として以下 2 種類の補助金の交付を行っている。

I 障害児保育補助

対象施設：障害児 1 人あたり 0.5 人以上の職員を配置している民間保育関係施設

限度額：月額 129,500 円×各月初日現在の障害児数×入所月数

II アレルギー児保育補助

金額：アレルギー児 1 人につき食材費月額 4,000 円

(課税事業者は実際の食材費に係る消費税等相当額を減額して申請する必要がある)

各タイミングで作成・提出される書類とその期限は以下のとおり。

	書類作成元	書類	期限
交付決定	園	交付申請書兼誓約書 補助金を必要とする理由書 保育所関係施設補助金計画書 財産目録及び貸借対照表 消費税等課税区分届出書	—
	市	交付決定通知書	提出日から 30 日以内
変更等	園	変更等承認申請書	—
	市	変更等承認通知書	申請書受理から 14 日以内
概算払	園	補助金概算払請求書 概算払いを必要とする理由書 障害児保育事業補助金所用額調書 障害児保育状況報告書 アレルギー児保育児童名簿	—

確定	市	補助金額確定通知書	—
	園	実績報告書 障害児保育事業補助金実績内訳書 障害児保育状況報告書 アレルギー児保育児童名簿 収支決算書	事業が完了した日から 30 日以内
		補助金精算書兼交付請求書	—

4. 監査の結果

(1)課税事業者への対応準備について（意見）

①現状及び問題点

現状、免税事業者のみの交付実績であるため、フォーマットが準備されていない。具体的には、アレルギー児保育児童名簿は月額 4,000 円での補助金計算項目しか設けられておらず、実際の食費に係る消費税を集計して補助金額から控除するシート構成になっていない。準備されていないことにより、課税事業者に対する補助金計算が必要となった場合に、補助金を過大に支給してしまうリスクがある。

②改善策

課税事業者からの補助金申請事業者が課税事業者である旨が判明してから対応しなくても良いように、適切な計算が可能なフォーマットを別途準備しておく必要がある。

(2)書類の確認日付について（意見）

①現状及び問題点

補助金交付対象の認定こども園は令和 6 年度末の補助金確定時点で 41 園あり、交付決定や確定のタイミングで提出される書類の分量が多い。そのため、現状は事務処理の都合により、各書類作成日及び確認日が同日日付で収受印の押印等がなされている。

実際の処理日付と書類上の日付が異なることにより、適時の書類提出に対する園と市双方の管理意識が低下し、また、問題が起こった際に提出時期の検証を遡って行うことができないリスクがある。

②改善策

実際に書類の作成や確認が行われた日付を記載し、明確な提出期限管理を行うことにより、適切な補助金交付運営が行われるようにする必要がある。

29 保育所施設運営補助事業

1. 事業要約

事業名	保育所施設運営補助事業
事業目的及び 主な事業内容	保育施設の維持管理費用並びに人件費の一部を補助することにより、職員の処遇向上による保育環境の充実を図るとともに、3歳未満及び4歳以上児童の処遇の向上を図ることにより、安定的な事業運営の推進を目的とする
所管部署	こども未来部 こども施設課 給付管理係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市民間保育関係施設運営補助金交付要項
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	55,606	57,217	57,240
決算額	47,445	50,196	51,196

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
－	－	－	－	51,196	51,196

【節別】

18 負担金補助 金及び交付金					計
51,196					51,196

財源は市の単独事業であり、事業費はすべて負担金補助金及び交付金である。

3. 事業の詳細

本事業の具体的内容は下記のとおりである。

項目	内容
補助対象者	前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例施行規則第2条の2に規定する民間保育所、前橋市特定教育・保育施設にお

	ける保育の実施に関する規則第 3 条に規定する認定こども園及び第 4 条に規定する幼稚園
交付の対象となる事業、対象経費	補助対象者に定める施設の児童及び職員の処遇改善並びに施設環境等の維持、整備を行う事業に係る特別な経費で人件費、物件費等とする。
交付金額等	1 施設割補助 保育関係施設につき年額 200,000 円 2 児童割補助 (1) 1 歳児 月の初日に在籍する 1 歳児が 1 人以上の保育関係施設 1 歳児 1 人につき月額 11,400 円 (2) 2 歳児 6 月 1 日に在籍する 2 歳児 1 人につき年額 12,000 円 (3) 4 歳以上児 6 月 1 日に在籍する 4 歳以上児 1 人につき年額 3,000 円 3 おむつ処分費等補助 おむつ処分等の保育関係施設において行っている場合に、月の初日に在籍する 3 歳未満児 1 人につき月額 200 円 ただし、おむつの処分等を開始した日が月の途中である場合、交付対象は当該事業年度開始月の翌月からとする。

(令和 6 年度前橋市民間保育関係施設運営補助金交付要項抜粋)

4. 監査の結果

(1)実績報告書の提出書類について (結果)

①現状及び問題点

実績報告書の提出については、要項で下記のように定められている。

項目	内容
実績報告書の提出等	1 事業が完了した日から 30 日以内に、次の書類を提出してください。 (1)実績報告書 (2)実績内訳書 (3)収支決算書 (4)その他市長が必要と認める書類 ただし、報告期限の日までに収支決算書が理事会の承認がされていない場合、収支決算見込書を期限内に報告し、理事会終了

	後、承認された収支決算書を直ちに報告する。 2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。
--	--

(令和6年度前橋市民間保育関係施設運営補助金交付要項抜粋)

一方、実際の提出書類は、実績報告書と実績内訳書、収支決算書抄本であり、収支決算書については理事会承認後に提出されている。上記交付要項に、「収支決算見込書」はあるが「収支決算書抄本」の記載はなく、実績報告の提出書類と合致していない状況である。

②改善策

交付要項の書類名の整合性を取るべきである。

(2)収支決算書について（意見）

①現状及び問題点

提出書類に記載のある収支決算書（理事会承認済み）は、提出期限には提出されず、後日理事会承認後に提出されて、ファイリングされている状況である。通常、各保育所の収支決算書が理事会で承認されるのは、3月末の事業年度終了後5月下旬から6月中で、市からの補助金の決定通知書を待って決算を確定することが多い。そうすると、ある種相互依存関係となってしまう、交付要項の提出期限までに理事会承認のある収支決算書を提出することは現実的には不可能である。

②改善策

収支決算書については、現状を鑑みて、交付要項の提出書類欄の(3)に「収支決算書（見込額）」等と記載するなど、交付要項の記載内容の変更を検討されたい。

30・35 保育環境充実補助事業（民間保育所）（認定こども園）

1. 事業要約

事業名	保育環境充実補助事業（民間保育所）（認定こども園）
事業目的及び 主な事業内容	当事業は下記の3つの事業に分類される I 保育環境充実補助金 民間保育関係施設において保育補助を行うフリーの保育士を雇用するために必要な人件費の一部を補助することにより、入所児童の処遇改善や年度途中入所児童の増加に対応するための体制を維持するもの II 保育支援員配置促進支援事業補助金 保育以外の環境整備等を行う職員を雇用するために必要な人件費を補助するもの III 安全対策事業補助金 睡眠中の事故防止のための機器の導入に必要な費用の一部を補助することにより、安全かつ安心な保育環境の確保を支援することを図るもの
所管部署	こども未来部 こども施設課 給付管理係
関連法令 根拠例規・要綱等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（国） 前橋市民間保育関係施設環境充実補助金交付要項 前橋市保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化促進等事業）補助金交付要項 保育支援員配置促進事業補助金交付要項 前橋市医療的ケア児保育支援事業補助金（保育対策総合支援事業費補助金）交付要項
利用業務システム	—

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

(1)民間保育所

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	57,432	58,304	64,000
決算額	63,849	60,937	55,673

細事業別

事業名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
I 保育環境充実補助金	34,812	38,400	40,850	34,200	39,400	36,800
II 保育支援員配置促進 支援事業補助金	22,620	17,028	16,744	18,908	18,560	18,082
III 安全対策事業補助金	—	—	—	—	—	791
保育所等におけるICT化 推進等事業補助金	—	—	710	—	750	—
医療的ケア児保育支援事業	—	—	—	—	5,290	—
その他	—	8,421	—	7,829	—	—
合計	57,432	63,849	58,304	60,937	64,000	55,673

(2)認定こども園

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	108,224	107,774	121,196
決算額	110,115	135,103	104,754

細事業別

事業名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
I 保育環境充実補助金	43,094	49,600	51,200	48,200	50,400	49,400
II 保育支援員配置促進 支援事業補助金	64,380	48,182	49,474	52,881	53,764	54,776
III 安全対策事業補助金	750	—	1,234	—	750	578

保育所等における ICT 化 推進等事業補助金	—	—	5,866	—	412	—
医療的ケア児保育支援事 業	—	—	—	—	15,870	—
その他	—	12,333	—	34,022	—	—
合計	108,224	110,115	107,774	135,103	121,196	104,754

細事業別推移は令和 6 年度検討対象とした細事業の推移を別掲しており、令和 4 年度、令和 5 年度の別の細事業はその他へ集約している。

○ 令和 6 年度の決算額内訳

【財源別】

(1)民間保育所

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
11,667	—	—	—	44,006	55,673

(2)認定こども園

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
30,877	—	—	—	73,877	104,754

【節別】

(1)民間保育所

18 負担金補助 及び交付金					計
55,673					55,673

(2)認定子ども園

18 負担金補助 及び交付金					計
104,754					104,754

3. 事業の詳細

I 保育環境充実補助金

民間保育関係施設において保育補助を行う保育士を雇用するために必要な人件費の一部を補助する。保育補助を担う保育士を採用することで、既存保育士の業務負担軽減、入所児童の処遇改善や年度途中入所児童の増加に対応するための体制を維持することを目的とする。概要は以下のとおり。

対象施設	前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例施行規則第2条の2に規定する民間保育所 前橋市特定教育・保育施設における保育の実施に関する規則第3条に規定する認定こども園及び第4条に規定する幼稚園
対象経費	民間保育関係施設で保育定数や補助金算定定数に含まない、保育補助等を行うフリーの保育士に係る人件費の一部
交付要件	給付費算定に利用する職員配置数において「月初配置教員数(※1)－必要教員数」(以下加配数という)が1名以上を満たす月につき月額200,000円(下限なし) (※1)配置職員数＝正規雇用者(人)＋非常勤・短期時間勤務者の常勤換算値(人) 非常勤・短期時間勤務者の常勤換算値(人)は、雇用契約に基づく「契約時間」を常勤換算した人数 認定こども園は4月～9月の期間で最大6ヵ月分の支給 (認定こども園の方が給付費における職員配置に関する加算項目が多く、予算の都合上対象期間に差を設けているため)

下記は直近3年間の交付件数を要件である加配数ごとに集計した推移である。

(1)民間保育所

加配数/月	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1名以上3名未満	130	123	139
3名以上5名未満	47	32	41
5名以上	15	16	4
合計	192	171	184

(2)認定こども園

加配数/月	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1名以上3名未満	127	129	134
3名以上5名未満	60	49	59
5名以上	61	63	54
合計	248	241	247

※こども施設課より入手した資料を監査人が集計

II 保育支援員配置促進支援事業補助金

地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材（以下「保育支援員」）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境の整備を行うことを目的とする。補助対象者が次の対象業務を行う保育支援員（平成 26 年 4 月 1 日以後に新たに配置され、かつ、保育士免許を有しない者に限る）を配置する事業であるが、下記(5)の業務を行う場合には、前橋市が認めた交通安全に関する講習会等に当該保育支援員が参加することが条件となる。

- (1) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃
- (2) 給食の配膳及びあとかたづけ
- (3) 寝具の用意及びあとかたづけ
- (4) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- (5) 園外活動時の見守りなど
- (6) その他保育士の負担軽減に資する業務

対象経費は、次のとおり。

※ただし、保育支援員に係る費用について、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付その他の補助事業による給付等を受けていないことが条件。

- (1) 報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費
- (2) その他市長が適当と認める経費

交付金額は、交付申請金額又は交付対象経費(総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額)のいずれか少ない方の額と、次の対象業務に応じた補助上限額を比較して少ない方の額。ただし、市が認める予算の範囲を超えた場合は、予算の範囲内の額となる。

- (1) 対象業務(1)～(4)及び(6)を実施した場合
1 施設当たり月額 100 千円以内
- (2) 対象業務(5)を実施した場合
1 施設当たり月額 145 千円以内

利用件数と実績額の推移は下記のとおり。(民間保育所・認定こども園計)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付先数	54	51	53
実績額合計	65,210 千円	71,789 千円	72,858 千円
うち最少交付額	85,000 円	32,000 円	257,000 円

Ⅲ 安全対策事業補助金

0～2歳の児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器の導入に必要な費用の一部を補助する。

国により規定された保育環境改善等事業実施要綱に基づく保育対策総合支援事業補助金対象事業の一つであるが、その事業実施要綱の中に「睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業」があり、この事業を本市補助事業として実施している。なお、同要綱中に例示されている補助対象機器として午睡チェックセンサーがあるため、施設が導入した場合補助対象としている。

安全対策を推進するために必要な機器の購入費、リース料、導入費用、及びその消費税とし、対象経費に3/4を乗じた額が対象となる。※ただし、1施設あたり375千円を上限とする。

4. 監査の結果

Ⅰ 保育環境充実補助金

(1) 交付金額の合理性について（意見）

① 現状及び問題点

対象事業は「民間保育関係施設で保育定数や補助金算定定数に含まない、保育補助等を行うフリーの保育士を雇用する事業に関する人件費の一部」とある。しかし、交付要件は月初の職員配置数において「加配数1.0名以上」が要件であり、その他雇用期間などの要件はなく、対象の人件費の指定もない(常勤・非常勤問わず)。

さらに常勤・非常勤を問わないことから、当補助金を確保するため非常勤、又は短時間職員を雇用し、加配数が1名で要件を満たした場合、当人員の月額給与支払額が20万円未満であると過大給付とも判断できる。

② 改善策

交付要件については「加配数」のみを要件とするのではなく、加配対象となる対象職員を指定し交付対象経費を明確する必要がある。

(2) 補助金の有効性評価について（意見）

① 現状及び問題点

交付要件が「月初の加配数≧1名」であるため、加配数が1名でも10名でも一律20万円の支給となるが、対象が特定の人員でないため加配数が多い施設ほど補助金の有効性が不明瞭である。

児童状況により保育士を多めに配置している施設もあるため、加配数が多いことで一概に余裕があるとは言えないが、当補助事業は保育士の配置数に余剰を確保することで、保

育士の負担軽減、及び保育環境の充実を確保、維持することにある。

すなわち、最も有用性があるのは現状の保育士数が必要教員数で、新たに1名を確保した場合であると考えられる。

また余剰数が多い場合、元来給付費で加配数の人件費相当は確保されているため、加配数の人件費に占める補助金割合は小さく、有効性に乏しい交付とも判断し得る。

②改善策

人件費の補助であるため、交付対象職員や対象人件費を明確にし、補助金の有効性を合理的に評価できるようにすることが望ましい。

(3)給付要件について（意見）

①現状及び問題点

給付判定に用いる配置職員数の「非常勤・短期時間勤務者は常勤換算値(人)」は、雇用契約に基づく「契約時間」を採用しており、「実働時間」ではない。この点、概算交付を可能としているため「契約時間」に基づく見込み時間での交付となるが、実績時間の確認はしていない。従って、加配数が1.0人/月に近似する交付月は、上記配置職員の実働時間によっては交付要件を満たさない可能性がある。

②改善策

人件費の補助金である以上、概算払いは望ましいものではないため、非常勤・短時間勤務者については、実働時間に基づき判定することが望まれる。なお、実働時間に基づき判定することが実務上困難であれば、交付要件を守れるような仕組みを構築されたい。

(4)補助金の在り方について（意見）

①現状及び問題点

現状、当補助金の他、下記記載の保育支援員配置促進支援事業補助金といった補助事業もある。

どちらも人件費を対象とする補助事業であるが、目的は保育士の働きやすい環境づくり、保育環境の充実である。その他保育施設に対しては複数の補助金があるため、全体として効果測定が複雑化し、補助事業が形骸化するおそれがある。

②改善策

保育施設に対する補助金につき、有効性の高い補助支援ができるよう全体として必要性を検討し、予算編成する事が望ましい。

II 保育支援員配置促進支援事業補助金

(5)少額給付について（意見）

①現状及び問題点

当補助金に下限はなく支援金額が僅少でも支給対象とされている。保育士支援のため、支援員を配置すれば保育士の負担軽減は想定されるが、少ない時間数ではその効果に乏しい可能性が高く、保育士の働きやすい環境が整備されているのか客観的に判断することが難しい。

②改善策

支援業務にもよるが、補助事業である以上、明確な効果が客観的に判断できるよう一定の時間数確保を要件とするなどが考えられる。

III 安全対策事業補助金

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

31 認定こども園施設給付事業

1. 事業要約

事業名	認定こども園施設給付事業
事業目的及び 主な事業内容	I 施設運営委託事業 認定こども園等に対し、施設型給付費を給付する。保育士等の処遇の改善を図り、入所する児童に係る補助を行う II 前橋市第3子以後の副食費無料化事業 第3子以後の副食費無償化事業として、補助事業者に対し補助金を交付する III 保育士等資格取得事業 幼稚園教諭免許状と保育士資格につき、どちらか一方の資格を有する者に対し、もう一方の資格を取得するために要した大学、養成施設等の受講料等に要した費用を支援する
所管部署	こども未来部 こども施設課 給付管理係及び入所保育料係
関連法令 根拠例規・要綱等	子ども・子育て支援法 特別教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特殊保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改定する告示 前橋市第3子以後の保育料無料化事業実施要綱 前橋市保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業補助金交付要項
利用業務システム	保育施設給付費等管理システム Kids Connect

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	7,212,691	7,311,311	7,730,450
決算額	7,469,075	7,853,294	8,432,588

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
3,994,127	1,950,911	—	272	2,487,277	8,432,588

【節別】

13 使用料及び賃借料	18 負担金補助及び交付金	19 扶助費			計
24,631	8,407,806	150			8,432,588

財源は、国 1/2、県 1/4、市 1/4 のケースが多いものの、1号認定のこどもで地方単独費用分や3号認定のこどもなど、一部で異なる負担割合がある。

3. 事業の詳細

I 施設運営委託事業

本来であれば認定こども園等に在籍するこどもの保護者に直接支給される個人給付であるが、保護者が実際に給付請求を行うのは手続きが煩雑であるため、施設が保護者の代わりに給付を受け取るものである。

このため、保護者は、認定区分や所得に応じて定められた保育料のうち、市からの給付額を差し引いた金額を認定こども園等に支払うこととなる。

II 前橋市第3子以後の副食費無料化事業

幼児教育・保育の無償化に伴い、今まで保育料の一部であった副食の提供に係る費用が保護者負担となることから、前橋市第3子以後の保育料等無料化事業の対象者が利用する保育施設等への補助を行うことにより、利用者の負担軽減を図るものである。

III 保育士等資格取得事業

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされているところ、どちらか一方の資格を有する者に対し、もう一方の資格を取得するために要した大学、養成施設等（以下「大学等」という。）の受講料等に要した費用を特例により支援することで、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とするもの。

具体的には、幼保連携型認定こども園等に勤務する者について、幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方の資格を有する者（以下「対象者」という。）が、特例制度を利用し、もう一方の資格を取得するために要した大学等で支払った受講料等の一部を補助するとともに、当該資格を取得する際における代替に伴う雇上費の補助を行う。本事業対象は認定こども園等である。対象経費と補助金額は下記のとおり。

(1)大学等の受講に要した経費

対象者1人につき、大学等の受講に要した経費及び幼稚園教諭免許状取得講習にかかる経費（大学等に支払った入学料、受講料（授業料、教科書代及び教材費を含む。））の1/2を補助対象とし、100千円を上限とする。

※なお、対象経費の50%は原則として施設が負担する。

(2)代替職員雇上費 1日当たり 7,220 円

令和 6 年度において、補助対象人数 2 名

4. 監査の結果

(1) 交付要項の記載誤りについて（結果）

①現状及び問題点

令和 6 年度以前の交付要項において交付の対象となる事業及び経費につき、代替保育士雇上費と代替幼稚園教諭雇上費の内容が逆に記載されていた。

②改善策

補助金交付要項の正確性につき、複数人でチェックするなど周知徹底する事が望ましい。

32 一時預かり補助事業

1. 事業要約

事業名	一時預かり補助事業
事業目的及び 主な事業内容	一時預かりの需要に十分応えられる保育体制のための保育士の人件費その他経費に対するもので、利用児童の処遇と保育環境の維持・向上と保護者の育児の負担軽減を図るもの
所管部署	こども未来部 こども施設課 給付管理係
関連法令 根拠例規・要綱等	子ども・子育て支援交付金交付要綱（国） 前橋市民間保育関係施設一時預かり事業補助金交付要項
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	98,100	99,040	108,250
決算額	102,421	108,994	127,953

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
45,131	45,149	－	－	37,673	127,953

【節別】

18 負担金補助及び交付金					計
127,953					127,953

事業費は負担金補助及び交付金のみである。

3. 事業の詳細

民間保育関係施設が実施する一時預かりの経費の一部を補助することにより、就労形態の多様化による短時間労働の増加、保護者の傷病や行事等緊急の保育需要、育児不安の増大や育児負担の軽減のための保育需要等に応え、児童福祉の推進を図ることを目的とするもの。一般型と幼稚園型があり(下記参照)、対象経費は事業実施に必要な人件費、給食費、管理費であり、利用者から徴収した利用料を対象経費から控除した額が交付対象金額となる。

【一般型・幼稚園型詳細】

(1) 一般型

家庭で一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育関係施設で一時的に預かり必要な保護を行う事業。

(2) 幼稚園型

在籍児や在籍児以外の児童を一時的に預かり必要な保護を行う事業。

一般型は、年間延べ利用児童数の区分に応じた補助金額(人数に応じた限度額あり)を支給。※特別支援児童は日額加算あり。

幼稚園型は、在籍園児、在籍園児以外、特別な支援を要する児童ごとに日額が算定される(年総額の限度額あり)。

【第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況】

令和5年度時点における第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画の一時預かり事業の進捗状況は下記のとおり。幼稚園型に関しては、量の見込み(ニーズ量)に対し確保方策(受け皿)の実績値が若干不足しているが、充足性を問題視するほどの差異ではない。

事業名		量の見込み		確保方策	
		計画値	実績値	計画値	実績値
幼稚園型	不定期(人日)	2,719	94,029	74,024	91,968
	常時(人日)	71,305			
一般型	一般型(人日)	12,625	7,458	12,625	21,280

※「第三期前橋市子ども・子育て支援事業実施計画」より一部抜粋、監査人加工。

【一時預かり事業(一般型)の状況】

令和6年10月から、JR前橋駅北口に新たに一時預かり施設(前橋すくすくこども館)を開設し、延べ利用人数は増加傾向にある。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数(カ所)	31	30	33
延べ利用人数(人)	7,907	7,458	9,033

※「第三期前橋市子ども・子育て支援事業実施計画」より一部抜粋

4. 監査の結果

(1) 利用料の徴収実績の確認について (意見)

①現状及び問題点

交付額算定上、対象経費の人件費については給与明細等の添付が必要であるが、対象経費から控除される利用料収入に関しては領収書の控えや利用実数の添付、確認はしていない。

②改善策

利用料収入に誤りがある場合、交付金額に影響があるため、領収書の控えや実績数と整合確認する事が望ましい。任意で対象月を1～2カ月定め整合確認する事が考えられる。

34 認定こども園施設運営補助事業

1. 事業要約

事業名	認定こども園施設運営補助事業
事業目的及び 主な事業内容	保育施設の維持管理費用並びに人件費の一部を補助することにより、職員の処遇向上による保育環境の充実を図るとともに、3歳未満及び4歳以上の児童の処遇の向上を図ることにより、安定的な事業運営の推進を目的とする
所管部署	こども未来部 こども施設課 給付管理係
関連法令 根拠例規・要綱等	前橋市民間保育関係施設運営補助金交付要項
利用業務システム	－

2. 予算・決算

○ 過去3年の事業費推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	119,989	129,776	140,000
決算額	128,179	134,510	137,583

○ 令和6年度の決算額内訳

【財源別】

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	計
－	－	－	－	137,583	137,583

【節別】

18 負担金補助 及び交付金					計
137,583					137,583

前橋市独自の事業であり、財源は全額前橋市である。

3. 事業の詳細

(1)補助対象者	認定こども園及び幼稚園
(2)対象事業	補助対象者に定める施設の児童及び職員の処遇改善並びに施設環境等の維持、整備を行う事業
(3)対象経費	上記事業に係る特別な経費で、人件費、物件費等
(4)交付金額等	次に該当する事業ごとに、それぞれ算出された金額（一定の要件あり） ① 施設割補助 保育関係施設につき年額 200,000 円 ② 児童割補助 ア 1 歳児 月の初日に在籍する 1 歳児が 1 人以上の保育施設 （但し、1 歳児 5 人につき 1 人以上の保育士を置くこと） イ 2 歳児 6 月 1 日に在籍する 2 歳児 1 人につき年額 12,000 円 ウ 4 歳児以上 6 月 1 日に在籍する 4 歳以上児 1 人につき年額 3,000 円 ③ おむつ処分費等補助 おむつの処分等を保育関係施設において行っている場合に、月の初日に在籍する 3 歳未満児 1 人につき月額 200 円 但し、おむつの処分等を開始した日が月の途中である場合、交付対象は当該事業開始月の翌月分からとする（児童 1 人につき 400 円×1/2（民間協働））

4. 監査の結果

(1)実施報告書等（市補助金の充当先と内容の明示）の記載内容について（結果）

①現状及び問題点

「令和 6 年度前橋市民間保育関係施設運営補助金交付要項」によれば、「実績報告書の提出等として、収支決算書等に市補助金の充当先と内容を明示してください」とある。しかし、収支決算書抄本の歳出として「地方公共団体補助金支出」「市町村補助金支出」と記載されており、市補助金の充当先と内容が明示されていない施設があった。

②改善策

他の施設では、「人件費」「委託費」など、補助金がどのように使用されたのかが分かるように記載されていた。補助金の担当者は、各施設から提出された資料が補助金交付要項の条件を満たすかどうか確認し、満たしていない場合には記載を改めるよう指導する必要がある。

(2)実施報告書等（理事会終了後の収支報告書）の提出について（意見）

①現状及び問題点

「令和 6 年度前橋市民間保育関係施設運営補助金交付要項」によれば、「報告期限の日までに収支決算書が理事会の承認がされていない場合、収支決算見込書を期限内に報告し、理事会終了後、承認された収支決算書を直ちに報告する」とある。市では、4 月 30 日までに収支決算見込書を入手したのち、理事会承認後、収支決算書を入手している。しかし、理事会の議事録等の添付は任意であり、実際に理事会で承認された収支計算書かどうかは確認できない。

②改善策

一部の施設では理事会の議事録を任意で提出しているものの、多くの施設では提出がないため、理事会の議事録の提出を求めるか、理事会で承認された収支計算書である旨の代表者の署名を求めるなどして、理事会で承認された収支計算書であることを明確にすることが望ましい。